

5 個別施策ごとの実施計画

総合計画項目			実施計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容（主に28年度）	28年度	29年度	30年度
1-1-1-1	協働事業の推進	健康文化部	・参画と協働推進事業 ・自治振興事業	参画と協働の推進 (高砂市民提案型地域協働推進事業「夢のシロ」補助金交付要綱) (高砂市アダプトプログラム推進事業実施要綱) (高砂市市民災害補償給付金支給規程)	市民の個性を活かす市民参画都市高砂をめざし、市民が自発的に行う公益活動を支援する。	市民が自発的に行う公益活動に対し支援を行う。	○	○	○
1-1-1-2	自治・ふるさと意識の高揚	企画総務部	市民顕彰事業	市民顕彰 (高砂市表彰規則)	功労者等の功績を称え顕彰し、市民の自治意識・ふるさと意識の高揚を図る。	各分野で貢献し、その功績が顕著な者に対し幅広く褒賞・表彰状を贈るとともに、広報誌、ホームページ、市民ギャラリーで広く周知する。	○	○	○
1-1-1-3	アダプトプログラムの推進	健康文化部	・自治振興事業(再掲) ・参画と協働推進事業(再掲)	ボランティア活動の支援 (高砂市市民災害補償給付金支給規程) (高砂市アダプトプログラム推進事業実施要綱)	・市民が参加するボランティア活動中の偶発的な事故に対応し、市民ボランティア活動等による市民の参画と協働を推進する。 ・市と市民が協働して築く緑あふれる美しいまちづくりを推進するとともに、市民の環境美化に対する意識の高揚と地域コミュニティの再生を促進する。	全国市長会市民総合賠償補償保険に加入する。 アダプトプログラムを実施し、市民全体のまちづくりを進める。	○	○	○
1-1-1-4	公募委員枠の拡大	企画総務部		附属機関等の基本方針 審議会等の委員公募に関する要領	市民参画の機会の拡充のため、審議会等の公募委員枠を拡大する。	附属機関等の基本方針や審議会等の委員公募に関する要領の徹底を関係課の周知徹底する。	○	○	○
1-1-1-5	市民の発想力による地域の活性化	健康文化部	参画と協働推進事業(再掲)	提案型地域協働推進事業 (高砂市提案型地域協働推進事業「夢のシロ」補助金交付要綱)	市民の柔軟な発想力を具現化する事業に対し支援を行い、市民主体のまちづくり活動を活性化し、元気なまちの実現をめざす。	市民が企画・提案し、実践するまちづくり活動に対して、支援を行う。	○	○	○
1-1-2-1	広報誌の充実	企画総務部	広報広聴事業	広報の充実	市政情報をわかりやすく効果的に発信するため、広報誌の充実を図る。	市の重点施策等を計画段階からお知らせするとともに、レイアウトなどを工夫し、見せる・読ませる広報誌の編集をする。	○	○	○
1-1-2-2	情報発信の充実	企画総務部	広報広聴事業	広報の充実	行政情報を総合的にわかりやすく提供するため様々なメディアを活用した広報活動を充実する。	あらゆる広報媒体を利用してタイミングよく市政情報を発信する。	○	○	○
1-1-2-3	市民の市政参加の促進	企画総務部	意見公募	意見公募 (市民意見公募手続要綱)	政策形成過程における公正性の確保と透明性の向上を図り、市民参画による開かれた市政を推進する。	市民意見公募を実施、公募結果の公表を行う。	○	○	○
1-1-2-3	市民の市政参加の促進	企画総務部	地域ミーティング	地域ミーティング	市長と市民が直接対話する地域ミーティング「ふれあい座談会」を実施し、貴重な意見を市政運営に反映する。	市長と話そう「ふれあい座談会」と題し、市長が市民の皆さんのもとへ直接伺い対話する意見交換会を行う。	○	○	○
1-1-2-3	市民の市政参加の促進	企画総務部	まちづくり出前講座	まちづくり出前講座 (高砂市まちづくり出前講座実施要綱)	市民の要望に応じて職員が出向き、市行政のしくみや施策などを説明する「まちづくり出前講座」の充実を図る。	市職員が地域に出向き、市行政のしくみや施策、制度・サービスなどについて説明する。	○	○	○
1-1-2-4	市民満足度調査の実施	企画総務部			たかさご未来総合戦略・第4次総合計画後期基本計画の基礎調査として実施した満足度調査等の結果を分析する。	平成27年度に実施した各種アンケート調査の内容を分析し、事業に活用する。		○	
1-1-2-5	市民相談の充実	健康文化部	市民相談事業	市民相談窓口	市民生活における多様化・複雑化する諸問題に対応するため、電話や面談での適切な相談業務を実施するとともに、専門相談窓口や関係機関の案内など相談体制の充実を図る。	市民相談、法律相談、行政相談、行政書士相談等により、適切な指導、助言、案内等を行う。	○	○	○
1-1-2-5	市民相談の充実	健康文化部	市民相談事業(再掲)	市民相談窓口	犯罪被害者支援の充実を図る。	他機関との連携に努め、犯罪被害者への支援体制を整備する。	○	○	○

総合計画項目			実施計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容（主に28年度）	28年度	29年度	30年度
1-1-3-1-1	地域コミュニティの活性化	健康文化部	・自治振興事業 (再掲) ・集会施設等整備 資金融資事業	自治会活動の支援 (高砂市連合自治会会則) (高砂市連合自治会事業補助金交付要綱) (高砂市単位自治会事業補助金交付要綱) (集会施設等整備資金融資あつせん制度要綱) (高砂市集会施設等整備資金融資利子補給金交付要領)	コミュニティ活動の機会の提供と情報発信をし、多くの地域住民の参画を促進する。	ホームページや掲示板の活用により、コミュニティ情報の共有化を図る。	○	○	○
1-1-3-1-2	自治会活動の活性化	健康文化部	自治会集会所の補助	・集会施設建設に関する助成金交付要綱 ・集会施設等整備資金融資あつせん制度要綱 ・集会施設等整備資金融資利子補給金交付要領	地域コミュニティ活動の大切な拠点である集会所施設の整備を支援する。	集会施設を建設しようとする自治会に対し、その建設に要する費用を助成する。	—	○	○
1-1-3-1-2	自治会活動の活性化	健康文化部	・自治振興事業 (再掲) ・集会施設等整備 資金融資事業 (再掲)	自治会活動の支援 (高砂市連合自治会会則) (高砂市連合自治会事業補助金交付要綱) (高砂市単位自治会事業補助金交付要綱) (集会施設等整備資金融資あつせん制度要綱) (高砂市集会施設等整備資金融資利子補給金交付要領)	自治会相互の連絡調整を行い、自治会と相協力してよりよい郷土づくりに寄与する。	高砂市連合自治会事業、高砂市単位自治会事業に対し支援を行う。 集会所の建設等に要する資金の融資のあつせんを行う。 集会施設等整備資金融資利子に対して補給金を交付する。	○	○	○
1-1-3-1-3	地域のリーダーの育成	健康文化部	・自治振興事業 (再掲) ・参画と協働推進 事業 (再掲)	人材の発掘・育成 (高砂市連合自治会会則) (高砂市連合自治会事業補助金交付要綱) (高砂市単位自治会事業補助金交付要綱) (高砂市民提案型地域協働推進事業「夢のシロ」補助金交付要綱) (高砂市アダプトプログラム推進事業実施要綱)	コミュニティの育成を支援するとともに、各活動の積極的な連携を促進する。	地域社会に関心をもつきっかけづくりを提供し、参加機会の提供を促し、人材の発掘・育成を図る。	○	○	○
1-1-3-1-3	地域のリーダーの育成	健康文化部	コミュニティセンター管理運営事業	コミュニティ活動の支援 (高砂地区コミュニティセンターの運営に係る補助金交付要綱)	市民の地域に対する関心や理解を促し、地域の特色をいかしたコミュニティ活動の促進のためコミュニティリーダーの人材発掘、育成に努めます。	コミュニティ活動を支援するため、高砂地区コミュニティセンター管理運営協議会に対し、管理運営経費の一部について支援を行う。	○	○	○
1-1-3-1-4	コミュニティ意識の高揚	健康文化部	自治振興事業 (再掲)	コミュニティ活動の支援	地域コミュニティ活動の推進を図る。	高砂市連合自治会が行う行事の充実を図る。 各種団体と連携をとり地域事業の情報提供に努め、参加促進を図る。	○	○	○
1-1-3-1-5	まちづくり団体等への支援	企画総務部	未来戦略推進事業	未来戦略推進活動支援補助金交付要綱	市民活動組織の設立や活動を支援することにより、たかさご未来総合戦略の推進につなげる。	未来戦略推進活動支援補助金制度を創設し、たかさご未来総合戦略を推進する市民活動組織の設立や活動を支援する。	○	○	○
1-1-3-1-5	まちづくり団体等への支援	健康文化部	参画と協働推進事業	ボランティア活動	地域やコミュニティ活動などに関する情報の提供・交換機能を充実して、コミュニティ活動の活性化や参加拡大を促進します。	ボランティア活動について、市民にわかりやすく周知する。	○	○	○
1-1-3-1-6	市民活動等に対するポイント制度の構築	健康文化部	にこにこポイント制度事業	高砂にこにこポイント制度実施要綱	市民の健康寿命の延伸、移住・定住対策、市政への参画の促進、文化スポーツの振興や商業の活性化に取組み、市民がいつもにこにこ元気で暮らせるまちづくりを目指す。	にこにこポイント制度を構築し、事業を実施する。	○	○	○

総合計画項目			実施計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容（主に28年度）	28年度	29年度	30年度
1-1-3-1-6	市民活動等に対するポイント制度の構築	健康文化部	健康増進	高砂にこにこポイント制度実施要綱（案）	市民の健康寿命の延伸、移住・定住対策、市政への参画の促進、文化・スポーツの振興及び商業の活性化に取り組み、市民がいつもにこにこ笑顔で暮らせるまちの実現を目的とする。	市独自のポイントが付与できる電子マネーカードを市民に普及し、様々な事業に付加価値を付けることにより、市民の事業への参画を促す。	○	○	○
1-1-3-2-1	たかさごへの定着の支援	企画総務部	未来戦略推進事業	新婚世帯家賃等補助金交付要綱	若い世代の人口減対策として、結婚に伴う新生活のスタートを支援する。	年収600万円未満の新婚世帯に民間賃貸住宅の家賃の一部を助成するとともに、所得300万円未満の新婚世帯には引越し費用の一部も助成する。	○	○	○
1-1-3-2-1	たかさごへの定着の支援	企画総務部	未来戦略推進事業	新婚・子育て世帯新築住宅取得奨励金及び社宅等整備奨励金交付要綱	新婚・子育て世帯の住宅新築及び企業の社宅等の建設を奨励し、市内への移住・定住を促進する。	市内への新婚・子育て世帯の新築住宅取得や市内企業の社宅等整備を奨励する制度を創設する。	○	○	○
1-1-3-2-1	たかさごへの定着の支援	企画総務部			新たな住宅購入支援や空き家の活用方策など定住への支援方策の検討を行う。	金融機関や住宅関係事業者等と協議を行う。	○	○	○
1-1-3-2-2	たかさごへの、ひとの流れをつくる	企画総務部	未来戦略推進事業		移住・定住施策を進めることによって、流出人口の抑制を図り、人口減少に歯止めをかける。	移住希望者への相談窓口を設置し、情報提供や移住・定住施策に取り組む。市ホームページや全国移住ナビの内容充実を図る。	○	○	○
1-1-3-2-3	地元雇用の促進	企画総務部			ワークライフバランスの観点から職住近接を促進する方策と地元雇用を促す方策の調査、研究を行う。	市内企業等と方策について協議を行う。	○	○	○
1-1-3-2-4	シティプロモーション	企画総務部			移住・定住を促進するため、また市に愛着をより一層持つてもらうため市のアピールを強化する。	27年度に作成した広報成果物等を活用し、市内外へのアピールを進める。	○	○	○
2-1-1-1	安全で安心して暮らせる環境づくり	福祉部	障害者自立支援事業	障害者虐待対策経費（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）	市町村障害者虐待防止センターとしての啓発、相談対応、支援を行い、障がい者やその養護者の権利擁護に資する。	障害者虐待の防止及び早期発見に向けた啓発と、虐待発生時の緊急対応（障がい者の一時保護と養護者への支援）を行う。	○	○	○
2-1-1-1	安全で安心して暮らせる環境づくり	福祉部	高齢者福祉事務事業	災害時要援護者支援制度事務	災害が発生した時や災害の恐れがある場合に、ひとりで避難することが難しいため、災害時要援護者を事前に登録し、地域で支援を受けられる体制づくりを進める。	災害時要援護者が、災害時等における支援を地域の中で受けられ、安心安全に暮らすことができるようにするため災害時要援護者台帳の整備を行う。	○	○	○
2-1-1-1	安全で安心して暮らせる環境づくり	まちづくり部	福祉のまちづくり事務事業	福祉のまちづくり事務（福祉のまちづくり条例）	住みやすい生活環境の整備に向け、バリアフリー化やユニバーサルデザインを推進する。	福祉のまちづくりに要する経費	○	○	○
2-1-1-2	福祉や地域に対する意識の向上	福祉部	社会福祉事務事業	社会福祉事務車両維持管理	地域福祉の向上を図る。	地域福祉計画庁内委員会、推進委員会の開催	○	○	○
2-1-1-2	福祉や地域に対する意識の向上	福祉部	地域福祉計画策定事業	地域福祉計画策定経費（社会福祉法）	地域福祉の向上を図る。	第3期地域福祉計画の策定に向けての市民アンケート等の実施及び地区懇談会の開催	○	○	—
2-1-1-3	情報提供の充実及び情報の共有化	福祉部			地域組織や団体等の福祉の担い手への情報提供の充実及び情報の共有化	市ホームページでの地域福祉情報の発信	○	○	○
2-1-1-5	福祉や地域活動の担い手づくり・拠点づくり	福祉部	各種団体助成事業	社会福祉団体補助（高砂市福祉部補助金要綱）	市民とともに地域社会を進めていくために設立された団体で、きめ細やかな地域福祉を行うことを目標として活動し、特に社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発展及び社会福祉に関する活動の活性化により、市民の福祉の向上に資する。	社会福祉団体に対する事業補助	○	○	○
2-1-1-5	福祉や地域活動の担い手づくり・拠点づくり	福祉部	民生委員・児童委員活動事業	民生委員・児童委員活動経費（民生委員児童委員協議会運営費補助金交付要綱）	民生委員・児童委員及び民生・児童協力委員の地域福祉活動に係る費用を援助する。	民生委員推薦会の開催 活動費補助金の交付 ボランティア保険の加入	○	○	○

総合計画項目			実施計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容（主に28年度）	28年度	29年度	30年度
2-1-1-5	福祉や地域活動の担い手づくり・拠点づくり	福祉部	高砂市ユニーアイ福祉交流センター運営管理事業	高砂市ユニーアイ福祉交流センター運営管理経費（高砂市ユニーアイ福祉交流センター条例）	障がい者・高齢者・子育て世代の交流の場として地域福祉の拠点づくりを推進する。	高砂市ユニーアイ福祉交流センターの運営を指定管理者に委託する。	○	○	○
2-1-1-5	福祉や地域活動の担い手づくり・拠点づくり	福祉部	社会福祉事務事業	福祉避難所備品購入	障害者福祉金の代替施策として、福祉避難所に配備する備品等を購入する。	福祉避難所に配備する備品等の購入	○	○	○
2-1-1-6	福祉サービス・制度の適切な利用の推進	福祉部	社会福祉事務事業	社会福祉事務（社会福祉法）	社会福祉法人を指導監督する。	書類監査及び実地監査の実施 社会福祉法人の設立認可	○	○	○
2-1-1-6	福祉サービス・制度の適切な利用の推進	福祉部	社会福祉事務事業	成年後見制度事務（高砂市成年後見制度利用支援事業実施要綱）	権利擁護に関する支援を行う。	審判の請求及び請求に要する費用の負担 成年後見人等の業務に対する報酬の支援	○	○	○
2-1-2-1	子育て支援の充実	福祉部	児童健全育成事業	子ども・子育て支援新制度経費（高砂市子ども・子育て会議条例）	子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援施策全般について調査・審議を行う。	子ども・子育て会議、子ども・子育て支援新システムに係る経費。	○	○	○
2-1-2-1-4	子育てに伴う経済的負担の軽減	福祉部	子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援経費	要保護世帯の子育てにかかる経済的負担の軽減を図る。	子ども・子育て支援制度における要保護世帯に対し、給食費（副食費相当）及び教材費を助成する。	○	○	○
2-1-2-1-1	子育て家庭への支援	福祉部	児童健全育成事業	地域組織活動育成事業助成（高砂市母親クラブ活動助成金交付要綱）	家庭児童の健全育成を図るため、地域住民の積極的参加による地域活動の促進を図る。	地域組織活動育成補助として、市内の母親を中心とする子育て自主サークルに補助金を交付する。	○	○	○
2-1-2-1-1	子育て家庭への支援	福祉部	子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業経費（高砂市つどいの広場事業実施要綱）	地域子育て支援拠点事業を推進し、就園前の子どもを持つ親子の子育てに関する相談や遊び等を通じて、子どもの健全育成を図る。	子育てサークル育成支援、体験保育、つどいの広場やオープンルーム等を行う。	○	○	○
2-1-2-1-1	子育て家庭への支援	福祉部	児童福祉施設措置事業	子育て家庭支援短期入所措置経費（高砂市子育て家庭支援短期入所事業実施要綱）	児童を養育している家庭の保護者が、病気や看護といった社会的な事由によって一時的に養育困難となった場合に、一週間に限り高砂市が指定する児童福祉施設で児童を保護し、児童及母子等の福祉の向上を図る。	市が指定する児童福祉施設で一定期間、児童や母子の一時保護を行う。	○	○	○
2-1-2-1-1	子育て家庭への支援	福祉部	子育て情報の発信の強化		子育てアプリ等による子育て情報の発信の強化	子育てアプリ等の導入により、子育て情報の発信の強化を図る。	○	○	○
2-1-2-1-2	子育て支援のコミュニティ整備	福祉部	子育て支援センター運営管理事業	子育て支援センター運営管理経費（高砂市子育て支援センター条例）	地域子育て支援拠点事業を実施し、子育ての不安や負担感を軽減し、子育ての仲間づくりを推進する施設として、子育て支援センターを運営する。	子育て支援センター（北部子育て支援センター含む）施設管理を行う。	○	○	○
2-1-2-1-2	子育て支援のコミュニティ整備	福祉部	子育て支援事業	ファミリーサポートセンター運営委託料（兵庫県健康福祉部補助金交付要綱）	ファミリーサポートセンターの会員同士が地域の中で子育ての相互援助活動を行う。	ファミリーサポートセンター運営管理に要する委託料を支払う。	○	○	○
2-1-2-1-3	就労と子育ての両立支援	福祉部	教育・保育給付事業	教育・保育給付費負担金（子ども子育て支援法第27条、附則第6条）	特定教育・保育施設を利用する児童への教育・保育の実施及び良好な施設環境の充実を図る。	私立保育所、認定こども園など教育・保育事業を行う事業者者に施設型給付費等を支弁する。	○	○	○
2-1-2-1-3	就労と子育ての両立支援	福祉部	公立保育所等運営管理事業	保育所運営管理（児童福祉法第51条第4号）	公立保育所において、保育が必要な児童への保育の実施及び良好な保育環境の充実を図る。	公立保育所の管理運営 保育の充実、保育士の資質向上、保育環境の充実	○	○	○
2-1-2-1-3	就労と子育ての両立支援	福祉部	子ども・子育て支援事業	特別保育事業費補助金 地域子ども・子育て支援事業補助金（高砂市各種事業等補助金交付規則）	子育て家庭が安心して、子どもを産み育てることができるよう、また、仕事と子育ての両立ができるように地域子ども・子育て支援事業の充実を図る。	事業計画に従い、地域子ども・子育て支援事業として、延長保育事業・病時保育事業・一時預かり事業に加えて、新たに利用者支援事業及び実費徴収補足事業を実施する。	○	○	○
2-1-2-1-3	就労と子育ての両立支援	福祉部	児童健全育成事業	学童保育事業補助（学童保育事業補助金交付要綱）	留守家庭児童の健全育成を図るため、学童保育事業を実施する団体に対し、助成金を交付する。	保育時間を19時まで延長し、対象学年を6年生までに拡充する。市内10小学校13所で実施される学童保育所を運営する【高砂キッズ・スペース】に対し、学童保育事業補助金を交付する。 新たに学童保育所を開設している洗心福祉会に学童保育事業補助金を交付する。	○	○	○
2-1-2-1-3	就労と子育ての両立支援	福祉部	梅井保育園の改築	幼保連携型認定こども園化の推進	老朽化施設整備 幼児教育・保育の一体的提供と質の向上	老朽化施設整備に併せ、質の高い幼児教育・保育が適切に提供できるよう認定こども園への移行を行う。	○	○	○

総合計画項目			実施計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容（主に28年度）	28年度	29年度	30年度
2-1-2-1-3	就労と子育ての 両立支援	福祉部	学童保育事業の 充実	放課後児童健全 育成事業の設備 及び運営に関する 基準を定める 条例	学童保育所の環境整備 を行い、運営方法を 検討する。	設備基準に応じた施設の確保 及び公営化の検討	○	○	○
2-1-2-1-4	子育てに伴う経済的 負担の軽減	健康文化部	福祉医療事業	高砂市医療費助 成条例	子育てにかかる負担の 軽減を図る。	高校生の入院費を無料化する。 。	○	○	○
2-1-2-1-4	子育てに伴う経済的 負担の軽減	福祉部	保育料の軽減	4歳～5歳児の 保育料無償化を H28から段階的 に進める。	4歳～5歳児の保育料 無償化に向けた段階的 軽減。	4歳～5歳児の保育料無償化 に向けた段階的軽減について の検討及び実施。	○	○	○
2-1-2-1-6	児童虐待の早期 発見と早期対応 の促進	福祉部	児童健全育成事 業	要保護児童対策 経費 (高砂市子ども を虐待から守る 条例)	要保護児童対策とし て、児童虐待防止対策 強化のための広報啓発 活動や家庭児童相談室 の体制強化を図ること により、児童虐待の 未然防止を図る。	児童虐待防止のため、啓発 グッズの配布、関係者への講 習会の開催等による啓発や家 庭児童相談システムの導入 で、要保護児童に関わる相談 や情報の整理を迅速にする とともに、訪問や支援体制など 関係機関との連携を強化し、 虐待防止に努める。	○	○	○
2-1-2-1-7	認定こども園へ の移行	福祉部	公立保育所等運 営管理事業	保育所備品購入 経費 (認定こども園 法第9条)	認定こども園において 実施する子育て支援事 業の充実を図る。	認定こども園において実施す る子育て支援事業の環境整備	○	○	○
2-1-2-1-7	認定こども園へ の移行	福祉部	保育所建設事業	梅井保育園整備 事業経費	老朽化した施設の建替 工事を実施すること で、教育・保育を提供 するための環境整備を 図る。	平成31年4月の開園に向 け、梅井保育園の新築改修工 事を実施	○	○	○
2-1-2-1-7	認定こども園へ の移行	福祉部	幼保の認定こども 園化	幼保連携型認定 こども園化の推 進	幼児教育・保育の一体 的提供と質の向上	質の高い幼児教育・保育が適 切に提供できるよう計画的に 認定こども園への移行促進を 行う。	○	○	○
2-1-2-2	結婚、出産への 支援	福祉部	児童健全育成事 業 (再掲)	子ども・子育て 支援新制度経費 (高砂市子ども ・子育て会議 条例)	子ども・子育て会議に て、子ども・子育て支 援施策全般について調 査・審議を行う。	子ども・子育て会議、子ど も・子育て支援新システムに 係る経費	○	○	○
2-1-2-2-1	安心して子ども を産み、育てる ことのできる環 境の整備	健康文化部	母子保健事業	母子事業 (母子保健法)	妊娠した時から、子育 てへの支援として、不 安の高い妊婦に対し、 健診やその助成を行う とともに、情報提供や 相談を実施し、安心し て子どもを産み、育て ることのできる環境を 整備する。	妊婦健康診査費助成、妊婦歯 科健診等	○	○	○
2-1-2-2-2	健やかに親子が 暮らせるための 切れ目ない支援	健康文化部	母子保健事業	母子事業 (母子保健法) (児童福祉法)	次世代を健やかに育て るための基盤とら え、親子の健康管理と 孤立しないために妊娠 期から切れ目ない相 談や訪問指導を行うな どの支援を実施する。	乳幼児健診・5歳児相談・育 児教室・発達相談・巡回相 談・各種訪問指導・養育医療 事業等	○	○	○
2-1-2-2-3	プライダル都市 のアピールの強 化	企画総務部	未来戦略推進事 業	新婚世帯家賃等 補助金交付要綱	若い世代の人口減対策 として、結婚に伴う新 生活のスタートを支援 する。	年収600万円未満の新婚世帯 に民間賃貸住宅の家賃の一部 を助成するとともに、所得 300万円未満の新婚世帯には 引越し費用の一部も助成す る。	○	○	○
2-1-2-2-3	プライダル都市 のアピールの強 化	健康文化部	戸籍住民基本台 帳事務事業	戸籍事務	プライダル都市のア ピール	ご当地婚姻届、出生届の作成	○	○	○
2-1-2-2-4	出産を希望する 人への支援	健康文化部	母子保健事業	母子事業	妊娠を希望する人への 支援として、不妊治療 等への支援を実施す る。	不妊治療費及び不育症治療費 助成事業	○	○	○
2-1-2-2-5	多子世帯への支 援	福祉部	ひょうご多子世 帯保育料軽減事 業	ひょうご多子世 帯保育料軽減事 業(高砂市多子世 帯保育料軽減事 業(保育所)実 施要綱)	認可保育所に通う多子 世帯の子どもの保育料 の一部を助成し、経済 的支援を行う。	同一世帯に18歳未満の子ど もが3人以上おり、第3番目以 降の子どもが保育園に通って いる世帯に保育料の一部を助 成する。	○	○	○
2-1-2-2-5	多子世帯への支 援	福祉部	ひょうご多子世 帯保育料軽減事 業	ひょうご多子世 帯保育料軽減事 業(ひょうご多子 世帯保育料軽減 事業(公立幼稚 園)実施要綱)	多子世帯の子育てにか かる経済的負担の軽減 を図る。	3人以上の児童を育てている 世帯に対し、第3子以降の保 育料を助成する。	○	○	○

総合計画項目			実施計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容（主に28年度）	28年度	29年度	30年度
2-1-2-3-3	若者の夢をかなえる仕組みづくり	企画総務部	未来戦略推進事業	未来戦略推進活動支援補助金交付要綱	若者の市民活動組織の設立や活動を支援することにより、たかさご未来総合戦略の推進につなげる。	未来戦略推進活動支援補助金制度を創設し、たかさご未来総合戦略を推進する市民活動組織の設立や活動を支援する。 また、若者会議等、若い世代が主体的にまちづくりや地域での活動に参画できるような体制づくりをする。	○	○	○
2-1-2-3-3	若者の夢をかなえる仕組みづくり	企画総務部	未来戦略推進事業		若い世代が主体的にまちづくりや地域での活動に参加、参画できる環境を整備する。	若い世代等の市民活動事例の発表会を開催する。	○	○	○
2-1-3-1	就労支援の充実	福祉部	母子福祉事業	ひとり親家庭等自立支援（高砂市ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱）（高砂市ひとり親家庭等普通免許等取得費助成事業要綱）（高砂市ひとり親家庭等家事支援事業実施要綱）（高砂市高等技能訓練促進費等事業実施要綱）	ひとり親の父子及び母子等の就業の際に有利となる職業能力の開発支援を図る。また、家事支援を行い生活の安定を図る。	自立支援教育訓練給付補助、普通自動車等免許取得費助成、家事支援補助、高等技能訓練促進費補助を行う。	○	○	○
2-1-3-2	子育て・生活支援の充実	福祉部	児童健全育成事業（再掲）	子ども・子育て支援新制度経費（高砂市子ども・子育て会議条例）	子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援施策全般について調査・審議を行う。	子ども・子育て会議、子ども・子育て支援新システムに係る経費	○	○	○
2-1-3-2	子育て・生活支援の充実	福祉部	子ども・子育て支援事業（再掲）	特別保育事業費補助金 地域子ども・子育て支援事業補助金（高砂市各種事業等補助金交付規則）	子育て家庭が安心して、子どもを産み育てることができるよう、また、仕事と子育ての両立ができるように地域子ども・子育て支援事業の充実を図る。	事業計画に従い、地域子ども・子育て支援事業として、延長保育事業・病時保育事業・一時預かり事業に加えて、新たに利用者支援事業及び実費徴収補足事業を実施する。	○	○	○
2-1-3-3	経済的支援の推進	福祉部	児童扶養手当給付事業	児童扶養手当給付（児童扶養手当法）	ひとり親家庭等で児童が養育される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。	ひとり親家庭等で児童を養育している保護者等に児童扶養手当を支給する。	○	○	○
2-1-3-3	経済的支援の推進	福祉部			ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進する。	ひとり親家庭及び寡婦を対象に、修学資金をはじめとした13種類（寡婦は12種類）の資金からなる貸付制度の相談に応じる。	○	○	○
2-1-3-4	相談・情報提供体制の充実	福祉部			ひとり親家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、養育に必要な費用である養育費の取り決めとその確保の啓発に努める。	パンフレット等を活用し、情報提供を行う。	○	○	○
2-1-3-4	相談・情報提供体制の充実	福祉部	母子福祉事業	母子福祉（母子及び寡婦福祉法）（高砂市母子家庭等自立促進計画）	ひとり親家庭が抱える問題を把握し、自立かつ安定した生活の中で、安心して子育てができる環境をつくるため、関係機関と連携し、相談、情報提供体制の充実等、総合的な自立支援を図る。	ひとり親家庭の福祉の充実を図る。 ・就業相談や職業能力向上のための資格取得 ・技能習得の支援 ・就職支援体制アンケート調査（ひとり親の生活状況、自立支援の状況、自立支援利用後の状況を把握）	○	○	○
2-1-4-1	障がい者施策の周知及び相談体制等の充実	福祉部	自立支援協議会運営委託料	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障がい者やその家族並びに障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する関係機関等により構成される協議会において、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報共有と連携を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。	障がい者や事業所、関係機関、団体等による、地域の障がい者福祉を推進するための会議・研修会等の企画運営	○	○	○
2-1-4-2	総合的なケアマネジメント体制の推進	福祉部	障害者自立支援事業	地域生活支援事業にかかる経費（高砂市地域生活支援事業に関する規則）	相談支援事業者で市が委託した法人の専門相談員が相談を受け適切な援助に繋げていく。	障害者相談支援事業（専門相談員を配置）	○	○	○
2-1-4-2	総合的なケアマネジメント体制の推進	福祉部	障害者自立支援事業	車両維持管理経費	相談支援事業用車両の維持管理	相談支援事業用車両の維持管理	○	○	○
2-1-4-2	総合的なケアマネジメント体制の推進	福祉部	障害者自立支援事業	地域生活支援事業にかかる経費（高砂市地域生活支援事業に関する規則）	一元的に障がい者の相談支援を行う	基幹相談支援センターの設置	○	○	○

総合計画項目			実施計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容（主に28年度）	28年度	29年度	30年度
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	障害者自立支援経費（障害者総合支援法）	18歳未満の身体に障害のある児童に対し、確実にその障害を取り除いたり、または軽くする治療効果が期待できる者へ医療の支給を行う。	育成医療の受給に係る費用を支給する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	障害者自立支援経費（障害者総合支援法）	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者に対し、確実にその障がいを取り除いたり、または軽くする治療効果が期待できる者へ医療の支給を行う。	更生医療の受給に係る費用を支給する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	障害児支援経費（児童福祉法）	療育や訓練が必要な児童に対し、通所施設等の利用を通じて必要な支援を行う。	障害児の通所支援や相談支援の利用に係る給付費を支給する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	地域活動支援センター補助金（高砂市地域活動支援センター運営費補助金交付要綱）	地域活動支援センターの利用を通じ、障がい者等が自立した日常生活を送るために必要な支援を行う。	地域活動支援センターの運営を行う法人に対し、補助金を交付する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	心身障害者（児）住宅改造成績経費（高砂市住宅改造成績金交付要綱）	障がい者（児）が住宅の一部を改造しようとする場合、その経費の一部を助成し、福祉の増進を図る。	身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A判定の者であって日常生活において介護を要する状態にある者の居住する住宅の改修費を補助する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	在宅福祉事業	福祉タクシー助成（高砂市障害者（児）福祉タクシー料金助成事業実施要綱）	障がい者（児）が移動手段として、タクシーを利用する場合に、その費用の一部を助成することにより、社会参加と自立の促進を図り、もってその福祉の増進に資する。	重度障がい者にタクシー料金を助成する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	地域生活支援事業にかかる経費（高砂市地域生活支援事業に関する規則）	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進する。	障がい者等の移動支援を行う。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	地域生活支援事業にかかる経費（高砂市地域生活支援事業に関する規則）	身体障がい者が道路交通法の規定による普通第一種免許を取得するのに要した費用の一部を助成することにより、社会参加の促進を図る。	身体障がい者の自動車運転免許取得費を助成する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	地域生活支援事業にかかる経費（高砂市地域生活支援事業に関する規則）	身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費の一部を助成することにより、社会復帰の促進を図り、その福祉の増進に資する。	身体障がい者の自動車改造費を助成する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	在宅福祉事業	障害者援助事務	障がい者等が在宅で自立した生活を送るための支援を行う。	在宅福祉事業における事務経費	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	在宅福祉事業	言語発達相談（高砂市言語発達相談利用者補助要綱）	言語による発達上の支障を持ち、なんらかの援助を必要とする18歳未満の児童及びその保護者に対し、言語発達遅滞に関する相談、正しい知識の習得及び指導、言語発達訓練等に要する費用の一部を補助することにより福祉の増進に寄与する。	言語に発達上支障がある児童とその保護者の相談等に対する費用を助成する。（月額上限3,000円）	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	在宅福祉事業	心身障害者通園費助成（高砂市障害者通園費助成金交付要綱）	高砂市以外にある障害者施設に通っている者またはその保護者に当該施設への通園に要する費用の一部を助成することにより、負担の軽減を図り、もって障がい者の社会参加の促進と福祉の増進を図る。	心身障害者通園費を助成する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	障害者自立支援事務（障害者総合支援法）	障がい者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう支援する。	障害者総合支援法に基づく事務経費	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	市町村自立支援給付等審査会（障害者総合支援法）	障害支援区分の審査及び判定等のため設置する。	高砂市自立支援給付等審査会を運営する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	障害者自立支援経費（障害者総合支援法）	身体障がい者（児）の欠損又は損なわれた身体機能を補完または代償する。	補装具の購入等に係る費用を支給する。	○	○	○

総合計画項目			実施計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容（主に28年度）	28年度	29年度	30年度
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	グループホーム等家賃助成費（高砂市グループホーム等利用者家賃負担軽減事業実施要綱）	障がい者の地域移行を進める。	グループホームの家賃を助成する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	障害福祉サービスにかかる経費（障害者総合支援法）	障害福祉サービス等の利用を通じ、障がい者（児）等が日常生活を送るために必要な支援を行う。	障害福祉サービス等の利用に係る給付費を支給する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	在宅重症心身障害児（者）訪問看護支援事業助成金（高砂市在宅重症心身障害児（者）訪問看護支援事業実施要綱）	在宅重症心身障害児（者）の訪問看護利用料を助成することにより、福祉の増進に寄与する。	在宅の重症心身障害児（者）が支払う訪問看護利用料を助成する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	地域生活支援事業にかかる経費（高砂市地域生活支援事業に関する規則）	障がい者にスポーツを親しむ機会を与えることにより、障がい者の健康増進と生活の豊かさに資する。	スポーツ教室開催（障がい児、視覚障がい者に応じたスポーツ教室を開催）	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	地域生活支援事業にかかる経費（高砂市地域生活支援事業に関する規則）	聴覚障がい者又は音声機能若しくは言語機能障がい者等意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に手話奉仕員及び要約筆記奉仕員を派遣することにより、コミュニケーションの円滑化を図り、社会参加の促進に寄与する。	手話通訳者要約筆記者等の設置・派遣や、手話奉仕員を養成する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	地域生活支援事業にかかる経費（高砂市地域生活支援事業に関する規則）	在宅の知的障がい者の社会参加を図るため、一定期間保護者から独立させ宿泊による生活訓練を実施する自立生活訓練施設を、設置運営する知的障がい者等の家族等で組織する団体等に対し、その経費を補助することによって、地域での自立生活を促進する。	自立生活訓練ホームの運営を行う法人に対し、補助金を交付する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	地域生活支援事業にかかる経費（高砂市地域生活支援事業に関する規則）	障がい者に低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与することで障がい者の地域生活を支援する。	福祉ホームの運営を行う法人に対し、補助金を交付する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	地域生活支援事業にかかる経費（高砂市地域生活支援事業に関する規則）	障がい者（児）等の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び一時的な休息を確保する。	障がい者（児）等の日中一時支援を行う。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	地域生活支援事業にかかる経費（高砂市地域生活支援事業に関する規則）	身体上の障がい等により、家庭において入浴することが困難な身体障がい者（児）に対し、定期的に移動入浴車を派遣し、入浴サービスを提供することにより、身体障がい者（児）の健康を増進するとともに、家庭介護の負担の軽減を図り、もって在宅障害者（児）福祉の向上に寄与する。	重度障がい者（児）に訪問入浴サービスを行う。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	地域生活支援事業にかかる経費（高砂市地域生活支援事業に関する規則）	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している身体障がい者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る。	身体障害者更生訓練費を支給する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	地域生活支援事業にかかる経費（高砂市地域生活支援事業に関する規則）	重度障がい者等に対し、自立支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。	日常生活用具の給付	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	軽・中度難聴児補聴器購入費助成（高砂市軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱）	身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児の補聴器購入費用等の一部を助成することにより、健全な発育を支援し、福祉の増進を図る。	軽・中度の難聴児に対し、補聴器等の購入費用等を助成する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	地域生活支援事業にかかる経費（高砂市地域生活支援事業に関する規則）	意思疎通が困難な重度障がい者（児）が医療機関に入院した場合に、意思疎通を十分にを行うことができるものを派遣し、診療行為の円滑化を図る。	重度障がい者（児）の入院時の意思疎通を支援する。	○	○	○

総合計画項目			実施計画(事業)				実施計画(年度)		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容(主に28年度)	28年度	29年度	30年度
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	地域生活支援事業にかかる経費(高砂市地域生活支援事業に関する規則)	精神障がい者の理解と社会参加の促進	研修会、講演会の開催(東播磨精神保健協会、東播磨県民局、二市二町の共催で実施)	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	在宅福祉事業	宿泊施設利用助成(高砂市高齢者及び心身障害者(児)宿泊施設利用助成要綱)	宿泊施設を宿泊利用する心身障がい者(児)等に対し、その使用料の一部を助成し、もって健康の増進と福祉の向上を図る。	身体障害者1～4級の手帳所持者、重度・中度の知的障害者(児)に利用費の一部を助成	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	特別障害者手当等給付事業	障害児福祉手当特別障害者手当福祉手当(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	重度心身障害者(児)の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、福祉の向上を図る。	障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当の給付	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	重度心身障害者(児)介護手当給付事業	重度心身障害者(児)介護手当給付(高砂市重度心身障害者(児)介護手当支給条例)	重度心身障害者(児)の介護者に対して介護手当を支給することにより、介護者、障害者(児)の負担を軽減し、福祉の増進を図る。在宅福祉の増進を図る。	重度心身障害者(児)の介護者に手当金を支給	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	地域生活支援事業にかかる経費(高砂市地域生活支援事業に関する規則)	文字による情報が困難な視覚障がい者に対して、市広報等地域生活をする上で、必要度の高い情報などをヘッドアップ、CDなどの記録媒体に録音し、定期的に提供することにより、社会参加の促進に寄与する。	声の広報発行(視覚障害者に声の広報を発行)	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者交流事業補助金	高砂市障害者交流事業補助金	障がい者やその家族、地域住民等による、地域における自発的な交流啓発事業を支援することにより、共生社会の実現を図る。	障がい者やその家族、地域住民等による交流啓発事業に対する補助	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障がい者施設の整備充実		障がい者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう支援する。	高砂市内の障害福祉サービス事業所の建て替えを支援する。	○	○	○
2-1-4-4	障がい者の雇用支援の強化	福祉部	障害者自立支援事業(再掲)	障害福祉サービスにかかる経費(障害者総合支援法)	就労移行支援、就労継続支援の利用を通じ、障がい者等が就労のために必要な訓練その他必要な支援を行う。	就労支援に係る訓練等給付費を支給する。	○	○	○
2-1-4-5	障がい児への教育・保育の充実	福祉部	障がい者施設の整備充実	高砂児童学園の整備	老朽化施設の整備により地域の中核的な療育支援の充実を図る。	障がい児や障がい児の保護者の相談、支援の充実のため老朽化による施設改修整備を行う。	○	○	○
2-1-4-5	障がい児への教育・保育の充実	福祉部	児童健全育成事業(再掲)	子ども・子育て支援新制度経費(高砂市子ども・子育て会議条例)	子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援施策全般について調査・審議を行う。	子ども・子育て会議、子ども・子育て支援新システムに係る経費	○	○	○
2-1-4-5	障がい児への教育・保育の充実	福祉部	高砂児童学園運営管理事業	高砂児童学園運営管理(児童福祉法)	児童発達支援センターとして、通所支援事業のほか身近な地域の障がい児支援の拠点的役割を担う相談支援事業等を行い、地域支援の充実を図る。	高砂児童学園の管理運営及び児童発達支援事業、計画・相談事業・保育所等訪問事業を実施する。	○	○	○
2-1-4-5	障がい児への教育・保育の充実	教育部	加古川養護学校通学事業	加古川養護学校通学経費	肢体不自由児童生徒への支援体制の充実を図る。	加古川養護学校通学の児童・生徒のバス送迎	○	○	○
2-1-5-1	地域包括ケア体制の整備	福祉部	介護予防ケアマネジメント事業	介護予防ケアマネジメント経費(介護保険法)	総合相談支援や権利擁護など、地域で安心して暮らしていける包括的ケアを推進する。	保健師が中心となり、介護や支援が必要となるおそれのある高齢者を計画的に訪問し、必要に応じ介護予防ケアプランを作成するとともに、通所型介護予防事業等の利用につなげる。	○	○	○
2-1-5-1	地域包括ケア体制の整備	福祉部	総合事業等地域包括ケア制度へ移行	介護保険法	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、地域包括ケア体制の整備を目指す。	医療、介護、予防、住まい、生活支援のサービスを包括的に提供する。予防給付の「訪問介護」「通所介護」は介護予防・日常生活支援総合事業へ移行する。	—	○	○
2-1-5-2	社会参加と交流の促進	福祉部	在宅福祉事業	デイサービス運営事業経費(生きがい対応型デイサービス事業実施要綱)	家に閉じこもりがちな高齢者等の自立生活の助長、社会的孤立感の解消、寝たきりの予防を図り、生きがいをもちながら社会生活を送るための憩いや交流を行う。	生きがい対応型デイサービス運営に要する経費(社会福祉法人高砂市社会福祉協議会、特定非営利活動法人てのひらに運営を委託)	○	○	○
2-1-5-2	社会参加と交流の促進	福祉部	高齢者生きがい対策事業	老人クラブ助成経費(老人クラブ補助金交付要綱)	高齢者の知識・経験を活かして老人クラブが取り組む子育て支援や見守り活動等の社会参加活動を支援し、老人クラブ活動の充実を図る。	老人クラブ活動費の助成	○	○	○

総合計画項目			実施計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容（主に28年度）	28年度	29年度	30年度
2-1-5-2	社会参加と交流の促進	福祉部	高齢者生きがい対策事業	宿泊施設利用助成経費（高齢者及び心身障害者（児）宿泊施設利用助成要綱）	高齢者の健康の増進と福祉の向上を図る。	65歳以上の高齢者の楓香荘宿泊利用時に1回につき1,000円助成する。	○	○	○
2-1-5-2	社会参加と交流の促進	福祉部	高齢者生きがい対策事業	高齢者敬老支援経費（高砂市敬老事業補助金交付要綱）	多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝う。	88歳、100歳に祝状と記念品を、最高齢夫婦1組と最高齢男女に記念品を贈呈する。敬老月間にのほり旗を掲揚する。また、敬老事業に対する助成を行う。	○	○	○
2-1-5-3	自立を支える福祉サービスの提供	健康文化部	外国人等高齢者特別給付金支給事業	給付金支給事務（高砂市外国人等高齢者特別給付金支給要綱）	給付金の支給により福祉の増進に寄与する。	外国人等高齢者特別給付金の支給	○	○	○
2-1-5-3	自立を支える福祉サービスの提供	福祉部	総合相談事業	総合相談経費（介護保険法）	総合相談支援や権利擁護など、地域で安心して暮らしていける包括的ケアを推進する。	地域包括支援センターと市内4箇所の協力センターで総合相談支援を実施する。	○	○	○
2-1-5-3	自立を支える福祉サービスの提供	福祉部	権利擁護事業	権利擁護経費（介護保険法）	総合相談支援や権利擁護など、地域で安心して暮らしていける包括的ケアを推進する。	権利擁護講演会の開催、高齢者虐待等の相談を受理し、ケース検討会を実施し対応について協議を行う。又、成年後見制度について、相談を受け制度利用の支援に努める。	○	○	○
2-1-5-3	自立を支える福祉サービスの提供	福祉部	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費	包括的・継続的ケアマネジメント支援経費（介護保険法）	総合相談支援や権利擁護など、地域で安心して暮らしていける包括的ケアを推進する。	介護支援専門員の支援を目的に研修会や情報交換を実施。兵庫県介護支援専門員協会との連携に努める。又、施設間のネットワーク構築を図るため研修会を実施する。	○	○	○
2-1-5-3	自立を支える福祉サービスの提供	福祉部	地域包括支援センター運営協議会運営事業	地域包括支援センター運営協議会運営経費（介護保険法）	医療・介護・福祉などのサービスが総合的に提供されるよう、地域で支え合う体制づくりを推進する。	地域包括支援センター運営協議会を実施する。	○	○	○
2-1-5-3	自立を支える福祉サービスの提供	福祉部	地域自立生活支援事業	地域自立生活支援経費（介護保険法）	地域の民生委員等から報告された要援護者に対する援助（支援）方針について検討を行い、適切なサービスにつなげる。又、高齢者住宅等安心確保対策事業で高齢者の見守りを行う。	民生委員等を中心に地域での見守り活動を行う。又、県営松波高層住宅及び市営松波住宅における高齢者等向け住宅入居者に対し、生活援助員を派遣し高齢者等の安否確認や緊急時の対応等を行う。	○	○	○
2-1-5-3	自立を支える福祉サービスの提供	福祉部	家族介護支援事業	家族介護支援経費（介護保険法）	家族介護支援を行い、地域で安心して暮らしていける包括的ケアを推進する。	高齢者を介護している家族に対して支援を行う。	○	○	○
2-1-5-3	自立を支える福祉サービスの提供	福祉部	在宅福祉事業	ホームヘルプサービス経費（高砂市ホームヘルプサービス事業運営要綱）	要介護認定結果が非該当で、日常生活を営むのに支障がある概ね65歳以上の高齢者にホームヘルパーを派遣し、家事援助を行う。	週1回60分未満、ホームヘルパーを派遣し、家事等のサービスを提供する。	○	○	○
2-1-5-3	自立を支える福祉サービスの提供	福祉部	在宅福祉事業	はり・灸・マッサージ等施術経費（高砂市高齢者はり・きゅう、マッサージ等施術費助成規則）	はり・灸・マッサージ等を受ける高齢者に対し、費用の一部を助成することにより、高齢者の健康増進を図る。	70歳以上の高齢者に施術費1回1,000円の助成券を年間12枚交付する。	○	○	○
2-1-5-3	自立を支える福祉サービスの提供	福祉部	在宅福祉事業	高齢者日常生活用具給付経費（高砂市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱）	概ね65歳以上の一人暮らし高齢者で寝たきりや心身機能の低下に伴い防火対策が必要な高齢者に対し、電磁調理器等日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図る。	電磁調理器、火災警報器、自動消火器を給付	○	○	○
2-1-5-3	自立を支える福祉サービスの提供	福祉部	在宅福祉事業	緊急通報システム経費（高砂市緊急通報システム事業実施要綱）	概ね65歳以上の一人暮らし高齢者又は要介護3以上の高齢者がいる高齢者世帯で、家庭で緊急事態に陥った時、無線発信機等を用いて消防本部に通報、協力員による安否確認、消防署の救急出動により、当該高齢者の救助を行う。	本人、親族や民生委員の見守り活動の中から申請により、無線発信機等の設置	○	○	○
2-1-5-3	自立を支える福祉サービスの提供	福祉部	高齢者住宅整備推進事業	高齢者住宅改造成経費（高砂市住宅改造成助成金交付要綱）	日常生活を営むうえで支障がある高齢者が住宅を改造成する費用の一部を助成する。	住宅改造成費の一部助成。介護保険制度の住宅改修費が20万円を超える方に対する上乗せ事業で、生計中心者の課税状況に応じて助成	○	○	○

総合計画項目			実施計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容（主に28年度）	28年度	29年度	30年度
2-1-5-3	自立を支える福祉サービスの提供	福祉部	高齢者施設措置事業	高齢者施設入所措置経費（高齢者の福祉に関する規則）	家庭や住まいの事情により居宅での生活が困難な高齢者を措置する。	環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームに措置する。	○	○	○
2-1-5-4	総合的な介護予防の推進	福祉部	介護予防普及啓発事業	介護予防普及啓発経費（介護保険法）	要支援・要介護状態になることを防止するために介護予防を推進する。	介護予防の啓発を図る。また、各町（校区）福祉推進委員会で地域福祉活動に取り組みするための活動支援を行う。	○	○	○
2-1-5-4	総合的な介護予防の推進	福祉部	地域介護予防活動支援事業	地域介護予防活動支援経費（介護保険法）	要支援・要介護状態になることを防止するために介護予防を推進する。	いきいき百歳体操やふれあいいきいきサロン推進事業、ボランティア養成講座等を実施する。	○	○	○
2-1-5-5	安心できる介護保険サービスの提供	福祉部	介護サービス給付事業	介護給付（介護保険法）	居宅介護、施設介護サービスの給付を行うことにより、安心して在宅及び施設の生活ができるように支援する。	居宅介護、施設介護サービスの給付を行う。	○	○	○
2-1-5-5	安心できる介護保険サービスの提供	福祉部	地域密着型介護サービス給付事業	介護給付（介護保険法）	地域密着型介護サービスの給付を行うことにより、住み慣れた地域での生活を支援する。	地域密着型介護サービスの給付を行う。	○	○	○
2-1-5-5	安心できる介護保険サービスの提供	福祉部	介護福祉用具給付事業	介護給付（介護保険法）	介護福祉用具の給付を行うことにより安心して在宅生活ができるように支援する。	介護福祉用具の給付を行う。	○	○	○
2-1-5-5	安心できる介護保険サービスの提供	福祉部	介護住宅改修費用給付事業	介護給付（介護保険法）	介護住宅改修の給付を行うことにより安心して在宅生活ができるように支援する。	介護住宅改修の給付を行う。	○	○	○
2-1-5-5	安心できる介護保険サービスの提供	福祉部	介護サービス計画費用給付事業	介護給付（介護保険法）	介護サービス計画費用の給付を行うことにより安心して在宅生活ができるように支援する。	介護サービス計画費用の給付を行う。	○	○	○
2-1-5-5	安心できる介護保険サービスの提供	福祉部	介護予防サービス給付事業	介護給付（介護保険法）	介護予防サービスの給付を行うことにより要介護状態になることを予防し、安心して在宅生活ができるように支援する。	介護予防サービスの給付を行う。	○	○	○
2-1-5-5	安心できる介護保険サービスの提供	福祉部	地域密着型介護予防サービス給付事業	介護給付（介護保険法）	地域密着型介護予防サービスの給付を行うことにより住み慣れた地域での生活を支援する。	地域密着型介護予防サービスの給付を行う。	○	○	○
2-1-5-5	安心できる介護保険サービスの提供	福祉部	介護予防福祉用具給付事業	介護給付（介護保険法）	介護予防福祉用具の給付を行うことにより要介護状態になることを予防し安心して在宅生活ができるように支援する。	介護予防福祉用具の給付を行う。	○	○	○
2-1-5-5	安心できる介護保険サービスの提供	福祉部	介護予防住宅改修費用給付事業	介護給付（介護保険法）	介護予防住宅改修費用の給付を行うことにより要介護状態になることを予防し、安心して在宅生活ができるように支援する。	介護予防住宅改修費用の給付を行う。	○	○	○
2-1-5-5	安心できる介護保険サービスの提供	福祉部	介護予防サービス計画費用給付事業	介護給付（介護保険法）	介護予防サービス計画費用の給付を行うことにより要介護状態になることを予防し安心して在宅生活ができるように支援する。	介護予防サービス計画費用の給付を行う。	○	○	○
2-1-5-5	安心できる介護保険サービスの提供	福祉部	高額介護サービス等給付事業	介護給付（介護保険法）	高額介護サービスの給付を行うことにより、利用者の負担軽減を図る。	高額介護サービスの給付を行う。	○	○	○
2-1-5-5	安心できる介護保険サービスの提供	福祉部	高額医療合算介護サービス等給付事業	介護給付（介護保険法）	高額医療合算介護サービスの給付を行うことにより、利用者の負担軽減を図る。	高額医療合算介護サービスの給付を行う。	○	○	○
2-1-5-5	安心できる介護保険サービスの提供	福祉部	特定入所者介護サービス等給付事業	介護給付（介護保険法）	特定入所者介護サービスの給付を行うことにより、低所得者の施設利用の負担軽減を図る。	特定入所者介護サービスの給付を行う。	○	○	○

総合計画項目			実施計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容（主に28年度）	28年度	29年度	30年度
2-1-5-6	介護保険事業の 円滑な運営	福祉部	介護保険料賦課 徴収事務事業	介護保険賦課徴 収にかかる経費 (介護保険法)	徴収率の向上を図る。	介護保険料賦課徴収に伴う事 務経費	○	○	○
2-1-5-6	介護保険事業の 円滑な運営	福祉部	介護認定審査会 運営事業	要介護認定審査 会事務 (介護保険法)	要介護認定、要支援認 定に係る種々の審査及 び判定業務を公正かつ 客観的に行うため設置 する。	介護保険認定審査会の運営	○	○	○
2-1-5-6	介護保険事業の 円滑な運営	福祉部	介護保険認定調 査事務事業	要介護認定事務 (介護保険法)	公平・公正な要介護認 定事務を推進する。	介護保険認定調査に伴う事務 経費	○	○	○
2-1-5-6	介護保険事業の 円滑な運営	福祉部	趣旨普及事業	趣旨普及費 (介護保険法)	介護保険制度の周知を 図る。	ガイドブック、てびき等を作 成し制度の周知を行う。	○	○	○
2-1-5-6	介護保険事業の 円滑な運営	福祉部	介護給付等費用適 正化事務	介護給付費用適正 化事務 (介護保険法)	真に介護サービスを必要 とする方に、事業者が適 切に提供することができ るよう支援する。	給付実績と認定情報を突合 し、給付の現状の把握と不適 切なケアプランの点検をす る。	○	○	○
2-1-5-6	介護保険事業の 円滑な運営	福祉部	社会福祉法人等 利用者負担額軽減 制度助成事業	社会福祉法人等 利用者負担額軽減 制度助成経費 (高砂市社会福 祉法人等による 利用者負担の軽 減制度実施要 綱)	低所得者で生計が困難 である高齢者につい て、介護保険サービス の提供を行う社会福祉 法人等が利用者負担額 を軽減することによ り、介護保険サービス の利用促進を図る。	社会福祉法人等による生計困 難者に対する介護保険サー ビスに係る利用者負担額軽 減に関する事業	○	○	○
2-2-1-1	日常生活動作が 自立している期 間の延伸	健康文化部	成人保健対策事 業	生活習慣病・がん 対策 (健康増進法)	基本健診・がん検診等 の受診促進を図ると ともに、がんの早期発見 と正しい健康意識の普及 啓発を図り、もって 健康保持及び増進を図 る。	健診30・骨粗しょう症検診、 肝炎ウイルス検診および胃が んリスク検診、各種がん検診 等の実施	○	○	○
2-2-1-1	日常生活動作が 自立している期 間の延伸	健康文化部	アスベスト対策 事業	アスベスト対策 (石綿健康管理 支援事業・県単 補助事業)	石綿暴露歴のある者に 健康カードを配布し、 肺がん、中皮腫等の健康 被害を生ずるおそれ のある者について、ア スベスト手帳を交付す るとともにその検査に 要する費用を助成す る。	アスベスト関連の所見があり 県内指定医療機関での診断 により経過観察が必要とされ た方を対象に、経過観察に要 する費用を助成する。	○	○	○
2-2-1-1	日常生活動作が 自立している期 間の延伸	健康文化部	成人保健対策事 業	生活習慣病・がん 対策 (健康増進法)	正しい健康意識の普及 啓発を図り、もって健康 保持及び増進を図る。	健康大学等健康教育の実施	○	○	○
2-2-1-2	ライフステージ に応じた健康づく り	健康文化部	母子保健事業	食育事業 (母子保健法) (健康増進法) (地域保健法)	子どもの成長過程にお いて「食」は重要であ る。「食」の第1歩であ る離乳食の大切さを理 解し、「食」を楽し む。	食育推進庁内会議、食育推進 連絡会議の実施 離乳食実習・幼児食実習	○	○	○
2-2-1-2	ライフステージ に応じた健康づく り	健康文化部	介護予防事業	介護予防事業 (健康増進法) (介護保険法) (地域保健法)	高齢者に対する筋力低 下予防・寝たきり予防 教室を開催する。ま た、特定高齢者への訪 問指導等を実施する。	地域介護予防教室・訪問指導 等	○	○	○
2-2-1-2	ライフステージ に応じた健康づく り	健康文化部	こころの健康事 業	こころの健康 (健康増進法)	こころの健康について の周知をする。	こころの相談窓口やいのちと 心のサポーターダイヤルの紹 介（ホームページ等の掲示） をする。	○	○	○
2-2-1-2	ライフステージ に応じた健康づく り	健康文化部	たばこ対策事業	たばこ対策 (健康増進法)	受動喫煙防止等の情報 提供をする。	禁煙支援フォーラムの実施 (2市2町)の協力を する。 窓口でパンフレットの配布、 相談の実施 ホームページでの情報提供の 実施	○	○	○
2-2-1-2	ライフステージ に応じた健康づく り	健康文化部	飲酒対策事業	飲酒対策 (健康増進法)	飲酒の及ぼす効果、影 響の情報提供をする。	特定健診（保健相談）、特定 保健指導において、個別指導 の実施 飲酒についてのパンフレット を窓口で配布	○	○	○
2-2-1-2	ライフステージ に応じた健康づく り	健康文化部	母子保健事業	歯科保健 (母子保健法) (健康増進法)	幼児健診において歯及 び口腔の疾患及び異常 の有無について診察 し、指導を行い、う 歯率の減少を図る。	1歳6か月健康診査及び3歳児 健診において歯科診察及び歯 科相談	○	○	○
2-2-1-2	ライフステージ に応じた健康づく り	健康文化部	成人保健事業	歯科保健 (健康増進法)	節目ごとの健診を実施 し、歯周疾患の予防、 及び、高齢者の口腔機 能を把握し、健康と生 活機能の維持増進を図 る。	歯周疾患検診・後期高齢者歯 科口腔健診	○	○	○

総合計画項目			実施計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容（主に28年度）	28年度	29年度	30年度
2-2-1-2	ライフステージ に応じた健康づくり	健康文化部	在宅ねたきり高齢者歯科訪問指導 訪問型介護予防事業 地域介護予防活動 支援事業	歯科保健 (健康増進法) (介護保険法)	高齢者の口腔機能の向上を目的に、寝たきり等で歯科医への受診が困難な高齢者に対し歯科訪問指導を実施し、また、かみかみ百歳体操の普及啓発を図る。	在宅ねたきり高齢者歯科訪問指導・かみかみ百歳体操の普及啓発と自主グループ活動支援	○	○	○
2-2-1-2	ライフステージ に応じた健康づくり	福祉部	地域自殺対策緊急強化事業	地域自殺対策緊急強化経費（自殺対策基本法）	自殺者数を減少させる。	人材養成研修会、自殺予防普及啓発事業（メンタルチェックシステム運用）の実施	○	○	○
2-2-1-3	感染症の発生予防	健康文化部	予防接種事業	予防接種 (予防接種法)	伝染の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び健康増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。	定期予防接種の実施及び風しんワクチン予防接種費助成	○	○	○
2-2-1-4	地域のつながり や支え合いの強化	健康文化部	保健衛生推進事業	健康づくりサポート事業 (健康増進法)	健康管理システムの円滑な運用を図る。また、健康づくりや介護家族の自主グループの健康づくりのサポートを図る。	健康管理システムによる予防接種、検診事業、母子保健事業などの保健情報を管理をする。自主グループの健康づくりのサポートをする。	○	○	○
2-2-2-1	地域医療の充実	健康文化部	地域保健医療推進事業	地域医療対策 (救急医療対策事業)	医師会等の協力により、市民が安心して医療が受けられる体制づくりの構築や2次救急医療体制の充実また、医療機能を活用したネットワークの構築に努める。	救急医療等の運営に係る委託料、各種負担金	○	○	○
2-2-2-2	夜間・休日診療 体制の確保	健康文化部	地域保健医療推進事業	地域医療対策 (救急医療対策事業)	在宅当番医制をとり、休日の診療体制を確保する。また、夜間における小児の電話相談事業を実施する。	救急医療業務委託料・夜間急病センター運営や東播磨圏域小児救急医療電話相談事業に係る負担金	○	○	○
2-2-2-3	安定的な医師確保	市民病院			最重点課題である医師確保対策を講じ、安定した経営基盤の確立を図る。	医師確保に向け、大学への派遣依頼を粘り強く行っていくとともにかつての勤務医や同じ病院で勤務した医師への勧誘等、人脈を通じた働きかけも積極的に行っていく。またこれら以外にも広報の充実、医師の家族も含めた勤務環境の整備等にも医師確保対策として力を入れていく。	○	○	○
2-2-2-4	地域包括ケア 病棟の導入	市民病院			公立病院の使命として、地域包括ケアシステムを支える役割を担うことを目的として、地域包括ケア病棟を開設する。	急性期治療を経過した患者及び在宅において療養を行っている患者等の受け入れ並びに患者の在宅復帰支援等を行っていく。	○		
2-2-2-5	かかりつけ医の 普及・啓発	健康文化部	地域保健医療推進事業	地域医療対策 (救急医療対策事業)	かかりつけ医の普及・促進に努め、地域医療体制の充実を図ることを目的とする。	各種健診・がん検診等がかかりつけ医での受診勧奨を勧めます。健康教育等がかかりつけ医を持つことの必要性について説明します。	○	○	○
2-2-2-6	新型コロナウイルス や自然災害への 対応、体制の強化	市民病院			新型コロナウイルス及び自然災害の発生時、感染者、また災害による負傷者に対する診療において中心的な役割を果たしていく。	新型コロナウイルスへの対応は「高砂市新型コロナウイルス等対策行動計画」の通り、関係機関との連携を図りながら公立病院としての使命を果たしていく。また自然災害への対応については定期的に防災訓練を行い、非常時に備え、負傷患者のトリアージを行い、治療すべき患者の優先順位を決め、近隣病院と連携しながら対応していく。	○	○	○

総合計画項目			実施計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容（主に28年度）	28年度	29年度	30年度
2-2-2-7	経営基盤の確立	市民病院				医師確保を最重要課題として取組んでいくとともに、地域包括ケア病棟の導入、緩和ケア病棟の稼働率アップ、地域医療支援病院承認取得等、収益向上に向けた取組みを行っていく。また人員の適正配置、後発医薬品への切換え、保守費用の見直し、施設・設備整備費の抑制等により経費削減努力も行き、安定した経営基盤の確立を図っていく。	○	○	○
2-3-1	社会保障制度の円滑な推進	健康文化部	保険料還付事業	保険料の還付（国保法・高砂市国民健康保険条例）	保険料の還付を行う。	保険料の還付を行う。	○	○	○
2-3-1	社会保障制度の円滑な推進	健康文化部	後期高齢者医療保険料賦課徴収事務事業	徴収率の向上（高砂市後期高齢者医療に関する条例）	徴収率の向上を図る。	徴収嘱託員による臨戸訪問や窓口での納付指導を行う。	○	○	○
2-3-1	社会保障制度の円滑な推進	健康文化部	保険料還付事務事業	保険料の還付（高齢者の医療の確保に関する法律）	保険料の還付を行う。	保険料の還付を行う。	○	○	○
2-3-1	社会保障制度の円滑な推進	健康文化部	後期高齢者医療健康診査事業	後期高齢者医療健康診査の実施（高齢者の医療の確保に関する法律）	後期高齢者医療被保険者に健康診断を行い、生活習慣病を早期発見することにより、医療費抑制を図る。	健康診断を実施する。	○	○	○
2-3-1	社会保障制度の円滑な推進	健康文化部	後期高齢者支援金事業	後期高齢者支援金の納付（国保法・高砂市国民健康保険条例）	後期高齢者医療制度の安定的運営の確保を図る。	後期高齢者支援金を納付する。	○	○	○
2-3-1	社会保障制度の円滑な推進	健康文化部	前期高齢者納付金事業	前期高齢者納付金の納付（国保法・高砂市国民健康保険条例）	前期高齢者医療制度の安定的運営の確保を図る。	前期高齢者納付金を納付する。	○	○	○
2-3-1	社会保障制度の円滑な推進	健康文化部	老人保健事務費拠出金事業	老人保健事務費拠出金の納付	老人保健医療制度の安定的運営の確保を図る。	老人保健事務費拠出金を納付する。	○	○	○
2-3-1	社会保障制度の円滑な推進	健康文化部	介護納付金納付事業	介護納付金の納付（国保法・高砂市国民健康保険条例）	介護保険制度の安定的運営の確保を図る。	介護納付金を納付する。	○	○	○
2-3-1	社会保障制度の円滑な推進	健康文化部	高額医療費拠出金事業	高額医療費拠出金の納付（国保法・高砂市国民健康保険条例）	高額医療費共同事業の安定的運営の確保を図る。	高額医療費拠出金を納付する。	○	○	○
2-3-1	社会保障制度の円滑な推進	健康文化部	保険財政共同安定化事業拠出金事業	保険財政共同安定化事業拠出金の納付（国保法・高砂市国民健康保険条例）	保険財政共同安定化事業の安定的運営の確保を図る。	保険財政共同安定化事業拠出金を納付する。	○	○	○
2-3-1	社会保障制度の円滑な推進	健康文化部	後期高齢者医療制度の運営	後期高齢者医療の確保に関する法律	後期高齢者医療制度の安定的運営の確保を図る。	後期高齢者医療に係る共通経費及び療養給付費の市負担分を納付する。	○	○	○
2-3-1	社会保障制度の円滑な推進	健康文化部	後期高齢者医療事務事業	後期高齢者医療の確保に関する法律	後期高齢者医療制度の安定的運営の確保を図る。	後期高齢者の健康保持と適切な医療の確保を図る。電算処理により事務処理の合理化を図る。	○	○	○
2-3-1	社会保障制度の円滑な推進	健康文化部	後期高齢者医療広域連合納付事業	保険料の納付（高齢者の医療の確保に関する法律）	後期高齢者医療広域連合の安定的運営の確保を図る。	後期高齢者医療広域連合へ納付する保険料の市負担分を納付する。	○	○	○
2-3-1	社会保障制度の円滑な推進	健康文化部	国民健康保険事務事業	国民健康保険事務（国保法・高砂市国民健康保険条例）	国民健康保険制度の適正化に努め、制度の安定的運営の確保を図る。	保険給付、資格異動管理に関する事務を行う。保険証を交付する。電算処理により事務処理の合理化を図る。	○	○	○
2-3-1	社会保障制度の円滑な推進	健康文化部	国民健康保険運営協議会運営事業	国民健康保険運営協議会の運営（国保法・高砂市国民健康保険条例）	国民健康保険事業運営に関する重要事項を審議し、適正な運営を図る。	国民健康保険運営協議会を開催する。	○	○	○

総合計画項目			実施計画(事業)				実施計画(年度)		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容(主に28年度)	28年度	29年度	30年度
2-3-1-1	国民健康保険料 収納率向上対策 の推進	健康文化部	国民健康保険料 賦課徴収事務事 業	徴収体制の強化 (高砂市国民健 康保険条例)	徴収体制の整備と充実 を図る。	税部門との連携を図り、高額 滞納者に対する滞納整理を実 施する。	○	○	○
2-3-1-1	国民健康保険料 収納率向上対策 の推進	健康文化部	国民健康保険料 収納特別対策事 業	徴収率の向上 (高砂市国民健 康保険条例)	徴収率の向上を図る。	財産調査等実施し、滞納処分 を強化する。 徴収嘱託員による臨戸訪問や 窓口での納付指導を行う。	○	○	○
2-3-1-2	特定健康診査制 度の周知・啓発 の推進	健康文化部	特定健康診査等 事業	被保険者の健康 管理 (高齢者の医療 の確保に関する 法律)	特定健康診査を実施す ることにより住民の健康 管理と健康増進を図 る。	特定健康診査等を実施する。	○	○	○
2-3-1-2	特定健康診査制 度の周知・啓発 の推進	健康文化部	特定健康診査等 事業	被保険者の健康 管理 (高齢者の医療 の確保に関する 法律)	特定健康診査を実施す ることにより住民の健康 管理と健康増進を図 る。	特定健康診査等を実施する。	○	○	○
2-3-1-3	国保加入者の健 康保持と医療給 付費の抑制	健康文化部	住民検診補助事 業	被保険者の健康 管理 (国保法・高砂 市国民健康保険 条例)	被保険者の健康の保持 と増進及び疾病の早期 発見を行う。	住民検診の助成等を行う。	○	○	○
2-3-1-3	国保加入者の健 康保持と医療給 付費の抑制	健康文化部	給付事業	療養諸費の給付 (国保法・高砂 市国民健康保険 条例)	保険給付を行う。	保険給付を行う。	○	○	○
2-3-1-3	国保加入者の健 康保持と医療給 付費の抑制	健康文化部	保健事業	保健事業の実施 (国保法・高砂 市国民健康保険 条例)	医療費通知を行うこと により、自己の健康管理 及び医療に対する認 識を深める。	国民健康保険医療費通知を実 施する。	○	○	○
2-3-1-3	国保加入者の健 康保持と医療給 付費の抑制	健康文化部	趣旨普及事業	国保制度の普 及、啓発 (高砂市国民健 康保険条例)	制度に関する知識の普 及、啓発を図る。	ホームページ、広報誌による 国民健康保険制度の周知、啓 発に努める。	○	○	○
2-3-1-4	国民年金制度の 理解促進	健康文化部	国民年金事業	被保険者の加入 及び免除 (国民年金法)	国民年金の受給権確保 を図る。	制度の説明 納付、免除、追納に関する相 談 前納、口座、クレジット納付 の促進 転入時に未加入者、未納者の 勧奨を行う。 国保加入者に対し加入勧奨を 行う。	○	○	○
2-3-1-4	国民年金制度の 理解促進	健康文化部	国民年金事業	普及、啓発	国民年金制度の周知、 啓発	広報、HPに掲載	○	○	○
2-3-1-5	生活困窮者の支 援の推進	福祉部	生活保護事務事 業	生活保護適正実 施経費及び生活 保護事務経費 (生活困窮者就 労準備支援事業 費等補助金)	生活保護の適正な運営 を確保するため、診療 報酬明細書の点検強化 等による医療扶助の適 正化、収入資産調査の 充実強化等による認定 事務の適正化、生活保 護関係職員の資質の向 上のための研修の実 施、行政対象暴力に対 する警察との連携協力 体制強化、各種適正化 の取り組みを推進す る。	生活保護制度適正実施に係る 事務を行う。	○	○	○
2-3-1-5	生活困窮者の支 援の推進	福祉部	生活保護事務事 業(再掲)	自立支援プログ ラム策定実施経 費 (生活保護法)	生活保護受給者で稼働 能力がある者に対し、 就労支援を行うこと で、自立への足掛かり とする。	生活保護者へ就労支援プログ ラムを活用することにより就 労支援を行う。	○	○	○
2-3-1-5	生活困窮者の支 援の推進	福祉部	生活保護援護事 業	生活保護援護経 費(生活保護 法)	生活保護受給者に対 して必要な扶助費を支 給する。	生活保護の開始、廃止、変 更、を決定する。	○	○	○
2-3-1-5	生活困窮者の支 援の推進	福祉部	生活保護援助事 業	行旅死亡人取扱 い及び行路困窮 者援護経費(行 旅病人及行旅死 亡人取扱法)	行旅死亡人及び行路困 窮者に対して必要な経 費を援助する。	行旅死亡人に関する取扱い費 用の負担。 行路困窮者へ姫路、明石まで の切符の支給	○	○	○
2-3-1-5	生活困窮者の支 援の推進	福祉部	生活困窮者自立 支援事業	生活困窮者自立 支援 (生活困窮者自 立支援法)	生活保護に至る前段階 の生活困窮者に対し、 自立に向けた相談支援 を行う。	自立相談支援事業の実施、住 居確保給付金の支給、一時生 活支援事業を実施する。	○	○	○
2-3-1-5	生活困窮者の支 援の推進	福祉部	子ども貧困対策	子どもの貧困対 策の推進に関す る法律	子どもの貧困対策とし て子ども食堂事業の検 討及び支援	子どもの貧困対策について の情報収集やアンケート調査 を実施し、子ども食堂事業を 支援する。	○	○	○
2-3-1-6	福祉医療制度の 適正な運用	健康文化部	福祉医療事業	福祉医療事業の 事務 (高砂市医療費 助成条例)	福祉医療制度の適正化 に努め、制度の安定的 運営の確保を図る。	受給資格の点検、福祉医療費 の過誤調整処理を行う。	○	○	○
2-3-1-6	福祉医療制度の 適正な運用	健康文化部	福祉医療事業	福祉医療費の助 成 (高砂市医療費 助成条例)	医療費の助成が必要 な人に経済的支援を行 い、負担の軽減を図 る。	各種福祉医療費助成を実施す る。	○	○	○
3-1-1-1	就学前教育内容 の充実	福祉部	児童健全育成事 業 (再掲)	子ども・子育て 支援新制度経費 (高砂市子 ども・子育て 会議条例)	子ども・子育て 支援新制度について調 査・審議を行う。	子ども・子育て会議、子 ども・子育て支援新システム に係る経費。	○	○	○

総合計画項目			実施計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容（主に28年度）	28年度	29年度	30年度
3-1-1-1	就学前教育内容の充実	福祉部	教育振興事業		幼稚園における教育活動の振興を図る。	地域に開かれた幼稚園づくり、啓発資料の印刷、研修会の実施を行う。	○	○	○
3-1-1-1	就学前教育内容の充実	福祉部	教育振興事業（再掲）		幼稚園における教育活動の振興を図る。	「生きる力」の基礎を培い幼児教育の充実を図る。	○	○	○
3-1-1-1	就学前教育内容の充実	福祉部	教育振興事業（再掲）		幼稚園における教育活動の振興を図る。	保育・教育の環境を整備し、豊かな心を醸成する。	○	○	○
3-1-1-1	就学前教育内容の充実	福祉部	教育振興事業（再掲）		幼稚園教育の推進を図る。	国際理解教育を意識した指導を行う。	○	○	○
3-1-1-1	就学前教育内容の充実	福祉部	教材備品等購入事業	幼稚園教材備品購入経費	教材備品等の整備・充実	就学前教育に必要な備品等の充実に努める。	○	○	○
3-1-1-1	就学前教育内容の充実	福祉部	幼稚園保健事業	幼稚園保健経費	園児の健康の保持・増進	定期的に内科・歯科などの健康診断を行う。 AEDを設置する。	○	○	○
3-1-1-1	就学前教育内容の充実	福祉部	3歳児教育	3歳児教育の実施に向けた取組み	3歳児教育の実施	3歳児教育の実施に向けたニーズ把握及び環境整備。	○	○	○
3-1-1-1	就学前教育内容の充実	教育部	3歳児教育		3歳児教育の実施	福祉部と連携していく	○	○	○
3-1-1-2	就学前教育と小学校との連携強化	福祉部	教育振興事業（再掲）		幼稚園における教育活動の振興を図る。	発達や学びの連続性をふまえた幼児教育を充実させる。	○	○	○
3-1-1-3	教職員の専門職としての意識の育成	福祉部	教育振興事業（再掲）		幼稚園における教育活動の振興を図る。	教職員の研修を充実させる。	○	○	○
3-1-1-4	地域に開かれた幼稚園事業の推進	福祉部	教育振興事業（再掲）		幼稚園における教育活動の振興を図る。	地域に開かれた幼稚園教育の充実を図る。	○	○	○
3-1-1-4	地域に開かれた幼稚園事業の推進	福祉部	教育振興事業（再掲）		幼稚園教諭の研修及び地域に開かれた幼稚園教育の推進を図る。	発達や学びの連続性をふまえた幼児教育の充実を図る。	○	○	○
3-1-1-4	地域に開かれた幼稚園事業の推進	福祉部	教育振興事業（再掲）		幼稚園教諭の研修及び地域に開かれた幼稚園教育の推進を図る。	ふれあい保育等を実施し、子育てに関するセンター的機能を果たす。	○	○	○
3-1-1-5	家庭教育の啓発	福祉部	教育振興事業（再掲）		幼稚園における教育活動の振興を図る。	保護者の子育て力向上を支援し幼児教育の専門機関としての機能を強化する。	○	○	○
3-1-2-1	確かな学力の育成	教育部	いきいき学校応援事業		小（中）学校の特色ある学校づくりの推進を図る。	小（中）学校の特色ある学校づくりを推進する。	○	○	○
3-1-2-1	確かな学力の育成	教育部	学校教育事務事業		家庭学習の充実を図る。	家庭学習の重要性を保護者に啓発し、学校と家庭が協力して学力の定着に向けて取り組む。	○	○	○
3-1-2-1	確かな学力の育成	教育部	学校教育事務事業（再掲）		学校教育における事務全般を円滑に行う。	事務消耗品の購入、啓発資料の印刷、車両管理を行う。	○	○	○
3-1-2-1	確かな学力の育成	教育部	学生スタディパートナー派遣事業		大学生等を小中学校に派遣する。	地域の大学生等を小中学校に派遣し、児童生徒のきめ細かな学習指導の充実を図る。	○	○	○
3-1-2-1	確かな学力の育成	教育部	教育振興事業		小学校における教育活動の振興を図る。	研究委託の実施、教師用教科書等・教材用消耗品の購入を行う。	○	○	○
3-1-2-1	確かな学力の育成	教育部	教育振興事業		中学校における教育活動の振興を図る。	研究委託、部活動講師委託、進路指導委託の実施、教師用教科書等、教材用消耗品の購入を行う。	○	○	○
3-1-2-1	確かな学力の育成	教育部	小中一貫教育推進事業		高砂小学校・中学校の一貫教育の推進及び他中学校区での小中一貫教育の調査研究を行う。	高砂小学校・中学校における小中一貫教育の充実を図る。	○	○	○
3-1-2-1	確かな学力の育成	教育部	補充学習等推進事業		学習習慣の定着等、さらなる学力向上を図る。	復習を中心に基礎的な学習内容の個別指導により基礎学力及び学習意欲の向上に取り組む。	○	○	○
3-1-2-1	確かな学力の育成	教育部	教育振興事業（再掲）		小学生に理科への興味を持たせる。	理科に親しみを持たせるための理科作品展の充実、伝統文化への理解、国際理解教育の推進を図る。	○	○	○
3-1-2-1	確かな学力の育成	教育部	いきいき学校応援事業（再掲）		小（中）学校における特色ある学校づくりの推進を図る。	各校での児童生徒、地域の実態を踏まえ、様々な体験活動、ふるさと学習、講演会、研修会等、特色ある教育活動を推進する。	○	○	○
3-1-2-1	確かな学力の育成	教育部	情報教育推進事業		コンピュータ教室の活用を促進する。	児童生徒用のコンピュータを整備し、学習環境の充実を図る。	○	○	○
3-1-2-1	確かな学力の育成	教育部	教育振興事業（再掲） 進路指導事務委託料		中学校における進路指導の充実を図る。	進路指導を通してキャリア教育の充実を図る。	○	○	○

総合計画項目			実施計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容（主に28年度）	28年度	29年度	30年度
3-1-2-1	確かな学力の育成	教育部	教育振興事業 (再掲)		中学校の部活動の充実を図る。	部活動講師委託を実施する。	○	○	○
3-1-2-1	確かな学力の育成	教育部	情報教育管理事業		学校の教育ネットワークの管理を行う。	学校のインターネット接続・管理を行い業務の効率化を図る。	○	○	○
3-1-2-1	確かな学力の育成	教育部	情報機器整備事業		校務用コンピュータを維持管理し学校教育事務を推進する。	校務用コンピュータを維持管理する。	○	○	○
3-1-2-1	確かな学力の育成	教育部	A L T 活動事業		小・中学校の外国語活動及び英語教育の推進を図る。	A L T を増員し、小中学校に派遣する。	○	○	○
3-1-2-2	道徳教育の充実	教育部	無	学習指導要領	児童生徒の道徳性の育成を図るとともに家庭地域への啓発を通して道徳教育を充実させる。	道徳教育指導力向上のための研修及び家庭地域への啓発を行う。	○	○	○
3-1-2-3	健やかな体の育成	教育部	体力・運動能力向上事業		児童の体力・運動能力の向上を図る。	体育担当者が中心となって、体力・運動能力を高める取組を行う。	○	○	○
3-1-2-3	健やかな体の育成	教育部		食育基本法	食育年間指導計画の円滑に実施し、正しい食生活の指導を行う。	家庭科等の教科学習の授業や給食指導等において食育の指導に取り組む。	○	○	○
3-1-2-3	健やかな体の育成	教育部			「食育」等生涯を通して健康で安全な生活をおくるための基礎を培う教育を推進する。	地場産物を使った献立を作成し、発注する。	○	○	○
3-1-2-3	健やかな体の育成	教育部	小学校給食事業	小学校給食経費	「食育」等生涯を通して健康で安全な生活をおくるための基礎を培う教育を推進する。	業務の効率化を図りつつ、安全な給食を実施する。	○	○	○
3-1-2-3	健やかな体の育成	教育部	幼稚園給食事業	幼稚園給食経費	幼稚園給食を充実させ、園児の心身の健全な発達を促す。	5歳児を対象として、小学校で調理した給食を幼稚園に運搬する方法で給食を実施する。	○	○	○
3-1-2-3	健やかな体の育成	教育部	学校保健事業	学校保健経費	児童生徒の健康の保持・増進	定期的に腎臓検診、心臓検診、骨障害検診などの健康診断を行う。	○	○	○
3-1-2-3	健やかな体の育成	教育部			児童生徒の健康の保持・増進	生活習慣病検診対象者に検診を勧奨する。	○	○	○
3-1-2-4	体験活動の推進	教育部	トライやる・ウィーク推進事業		中学2年生が地域における様々な体験と地域のひととのふれあいを通して生きる力を育む。	職業体験、地域行事への参加を通じてキャリア教育の充実を行い、自己実現が図れるよう指導する。	○	○	○
3-1-2-4	体験活動の推進	教育部	小学校体験活動事業		自然学校・環境体験活動の推進を図る。	自然学校・環境体験活動の推進を図る。	○	○	○
3-1-2-5	特別支援教育の推進	教育部		学習指導要領	特別支援教育の体制を整える。	「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」に基づく授業や支援を展開する。	○	○	○
3-1-2-5	特別支援教育の推進	教育部	特別支援教育推進事業	高砂市特別支援教育専門家チーム設置要綱	特別な支援の必要な児童生徒及び保護者への教育相談を充実させる。	学校または保護者に対して巡回相談等の相談活動を行い支援に関する助言を行う。	○	○	○
3-1-2-5	特別支援教育の推進	教育部	特別支援教育推進事業（再掲）	高砂市立小・中学校の介助員に係る設置要綱 高砂市立小・中学校のスクールアシスタントに係る設置要綱	障がいのある児童生徒に対する支援を充実する。	介助員、スクールアシスタントを配置する。	○	○	○
3-1-2-5	特別支援教育の推進	教育部	心身障害児児童生徒就学事業	高砂市中心身障害児就学指導委員会条例	障がいのある児童生徒の就学の円滑な実施に資する。	就学指導委員会を実施する。	○	○	○
3-1-2-6	いじめ・問題行動・不登校などの解消に向けた取組の強化	教育部	教育相談事業		学校や家庭での教育における相談に対し適切な指導を行う。	電話等による教育相談を行う。	○	○	○
3-1-2-6	いじめ・問題行動・不登校などの解消に向けた取組の強化	教育部	不登校問題対策推進事業		不登校児童生徒への支援・相談及び教職員への相談を推進する。	不登校指導補助員の配置、スクールカウンセラーの派遣により児童生徒へのきめ細かな指導、教職員の相談への対応を図り、不登校問題の解消をめざす。	○	○	○
3-1-2-6	いじめ・問題行動・不登校などの解消に向けた取組の強化	教育部	適応指導教室推進事業		不登校児童生徒の学校復帰をめざす。	適応指導教室において、不登校児童生徒の学習指導や生徒指導を行う。	○	○	○
3-1-2-7	学校の組織力	教育部	教職員研修事業		学習指導要領、教育課程の編成等に関する様々な課題解決に対する教職員の資質及び能力の向上を図る。	教職員の指導力及び今日的課題解決のための資質向上に取り組む。	○	○	○
3-1-2-7	学校の組織力	教育部	学校教育事務事業（再掲）	高砂市立学校評議員に係る設置要綱	信頼される学校づくりをめざす。	学校評議員の意見を取り入れた学校づくりを推進する。	○	○	○

総合計画項目			実施計画(事業)				実施計画(年度)		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容(主に28年度)	28年度	29年度	30年度
3-1-2-7	学校の組織力	教育部	不登校問題 対策推進事業 (再掲)		教職員の相談への対応	教職員のメンタルヘルスの保持を図る。	○	○	○
3-2-1-1	就学支援の充実	教育部	就学奨励事業	就学奨励経費 (高砂市就学援助規則)	経済的理由で就学困難な児童生徒の保護者に、就学の支援をする。	経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品等必要な費用の一部を援助する。	○	○	○
3-2-1-1	就学支援の充実	教育部	高等学校奨学金 支給事業	高等学校奨学金 支給経費 (高砂市奨学金 支給条例)	経済的理由で就学困難な高等学校在学者に、修学の支援をする。	経済的に就学困難な高等学校在学者に奨学金を支給し、修学の支援を行う。	○	○	○
3-2-1-2	中学校給食の完全実施	教育部	中学校給食事業	中学校給食経費	「食育」等生涯を通して健康で安全な生活をおくるための基礎を培う教育を推進する。	高砂小学校で調理した給食を、高砂中学校に運搬する方法で給食を実施する。	○	○	○
3-2-1-3	学校施設の改修	教育部	各中学校補修事業	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	各中学校の学習環境の向上	各中学校の補修を行う経費	○	○	○
3-2-1-3	学校施設の改修	教育部	各小学校補修事業	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	各小学校の学習環境の向上	各小学校の補修を行う経費	○	○	○
3-2-1-3	学校施設の改修	教育部	中学校施設建設事業	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	各中学校の学習環境の向上	中学校の大規模改造を行う経費 (職員・来客用トイレの改修)		○	○
3-2-1-3	学校施設の改修	教育部	小学校施設建設事業	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	各小学校の学習環境の向上	小学校の大規模改造を行う経費 (職員・来客用トイレの改修)		○	○
3-2-1-4	学校安全と危機管理体制の確立	教育部	青少年補導センター運営管理事業		教職員の学校危機対応に関する資質の向上を図る。	幼稚園、小・中学校教職員を対象にした研修を実施する。	○	○	○
3-2-1-4	学校安全と危機管理体制の確立	教育部	青少年補導センター運営管理事業 (再掲)		子ども達が安心して登下校できるように安全確保を図る。	子どもの緊急避難所の確保として子ども110番の家を設置する。	○	○	○
3-2-1-4	学校安全と危機管理体制の確立	教育部	青少年補導委員活動事業		青少年の非行防止を図る。	地域の補導委員と連携し、定例パトロールとともに、夏季休業期間中、年末年始には特別補導を実施する。	○	○	○
3-2-1-5	地域の教育力の向上	教育部	青少年活動推進事業		体験活動を通じて子どもの社会性を育む。	高砂夏休み子ども教室、夏休み工作教室等の体験活動を実施する。	○	○	○
3-2-1-5	地域の教育力の向上	教育部	青少年活動推進事業 (再掲)		体験活動を通じて子どもの社会性を育む。	高砂夏休み子ども教室、夏休み工作教室等の体験活動を実施する。	○	○	○
3-2-1-5	地域の教育力の向上	教育部	放課後子どもプラン推進事業	ひょうご放課後プラン推進事業実施要綱	子どもの安心・安全して活動できる場の確保と児童の健全育成を支援する。	学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流を実施する。	○	○	○
3-2-1-5	地域の教育力の向上	教育部	青少年活動推進事業 (再掲)		青少年の健全育成のための指導者を充実させる。	子ども会指導者・育成者研修会、リーダー育成研修会等を実施する。	○	○	○
3-2-1-5	地域の教育力の向上	教育部	P T A 活動事業	P T A 活動の支援	学校園と連携して児童・生徒の教育の向上を図る。	関係機関、団体と連携を図り児童・生徒の健全育成に努める。	○	○	○
3-2-1-5	地域の教育力の向上	教育部	放課後子どもプラン推進事業 (再掲)	ひょうご放課後プラン推進事業実施要綱	子どもの安心・安全して活動できる場の確保と児童の健全育成を支援する。	学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流を実施する。	○	○	○
3-2-1-5	地域の教育力の向上	教育部	青少年活動推進事業 (再掲)		企業との連携を図りながら、子ども達に夢を与え、科学に興味を持たせる。	高砂夏休み子ども教室を開催する。	○	○	○
3-2-1-5	地域の教育力の向上	教育部	青少年活動推進事業 (再掲)		青少年の健全育成のための指導者を充実させる。	子ども会指導者・育成者研修会、リーダー育成研修会等を実施する。	○	○	○
3-2-1-5	地域の教育力の向上	教育部	青年の家運営管理事業	青年の家管理条例	青少年の健全育成を図る。	指定管理者制度を活用した青少年健全育成事業を推進する。	○	○	○
3-2-1-6	教育委員会の充実と総合教育会議	教育部	教育委員会運営事業	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育委員会を運営する。	教育委員会での十分な審議や学校現場の聞き取りや把握に努め、学校訪問も実施する。	○	○	○

総合計画項目			実施計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容（主に28年度）	28年度	29年度	30年度
3-2-1-6	教育委員会の充実と総合教育会議	教育部	教育委員会運営事業（再掲）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育委員会を運営する。	県の教育委員研修会、地区別教育委員研修会等に参加する。	○	○	○
3-2-1-6	教育委員会の充実と総合教育会議	教育部	教育委員会運営事業（再掲）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育委員会を運営する。	高砂市の教育、学校教育の教育基本方針を作成し、それに基づく取組を行う。	○	○	○
3-2-1-6	教育委員会の充実と総合教育会議	教育部	教育委員会運営事業（再掲）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育委員会を運営する。	教育委員会の各事業ごとに①市民ニーズの反映度②目的、対象、手段の妥当性③必要性④効率性⑤有効性 の観点から教育委員会自ら点検・評価し、事業活動の充実に努める。	○	○	○
3-2-1-6	教育委員会の充実と総合教育会議	教育部	教育委員会運営事業（再掲）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育委員会を運営する。	教育委員会点検・評価報告書を市のホームページ等で公表する。	○	○	○
3-3-1-1	社会教育施設等の整備・運営の推進	教育部	教育センター運営管理事業（視聴覚教育経費を除く）	高砂市教育センター条例、同条例施行規則	快適かつ安全な施設での高齢者大学等の運営を図る。	教育センター運営のための施設、設備等の運営経費	○	○	○
3-3-1-1	社会教育施設等の整備・運営の推進	教育部	公民館運営管理事業	(社会教育法) 公民館条例	公民館維持修繕経費	8公民館の維持修繕を行う。	○	○	○
3-3-1-1	社会教育施設等の整備・運営の推進	教育部	生涯学習講座運営事業	高砂市教育センター条例、同条例施行規則	充実したカリキュラムの提供を図る。	高齢者に適したカリキュラムの編成について検討し、また利用者からも意見を聴く機会を設け、充実したカリキュラム編成を行う。	○	○	○
3-3-1-1	社会教育施設等の整備・運営の推進	教育部	公民館運営管理事業	(社会教育法) 公民館条例	公民館の運営管理経費	8公民館の運営管理を行う。	○	○	○
3-3-1-1	社会教育施設等の整備・運営の推進	教育部	教育センター等旧施設解体整備事業	高砂市教育センター条例、同条例施行規則	移転後の教育センター旧施設を解体する。	教育センター等旧施設解体工事を実施する。	○	○	○
3-3-1-1	社会教育施設等の整備・運営の推進	教育部	生涯学習講座運営事業(再掲)	高砂市教育センター条例、同条例施行規則	社会教育施設職員の資質、能力の向上と情報提供を行い、高齢者組織の中でのリーダーの育成を図る。	職員による情報提供、助言、支援を行う。	○	○	○
3-3-1-1	社会教育施設等の整備・運営の推進	教育部	生涯学習講座運営事業(再掲)	高砂市教育センター条例、同条例施行規則	講演、カリキュラムにおいて、高齢者の特性をふまえた学習機会の提供を図る。	高齢者の特性をふまえた学習機会を提供する。	○	○	○
3-3-1-1	社会教育施設等の整備・運営の推進	教育部	生涯学習講座運営事業(再掲)	高砂市教育センター条例、同条例施行規則	課題研究や体験発表等の自主的な学習機会を図る。	課題研究や体験発表等の自主的な学習機会を提供する。	○	○	○
3-3-1-1	社会教育施設等の整備・運営の推進	教育部	生涯学習講座運営事業(再掲)	高砂市教育センター条例、同条例施行規則	学習成果を発表したり、社会に生かしたりする場を提供し、社会に貢献できるような仕組みづくりの構築を図る。	高齢者大学で学んだこと、各サークルで得た技能や体験等を地域で役立てるよう支援する。	○	○	○
3-3-1-1	社会教育施設等の整備・運営の推進	教育部	教育センター運営管理事業 視聴覚教育経費	視聴覚ライブラリー機材、教材の使用に関する規程	教育的、文化的な学習を支援する。	・視聴覚機材、教材の貸与 ・東・北播磨地区視聴覚教育連盟の活動支援	○	○	○
3-3-1-2	特性を踏まえた学習機会の提供の推進	教育部	公民館活動事業	(社会教育法) 公民館条例	中央公民館活動経費	市民教養講座、少年少女合唱団、市民合唱団の各事業を実施する。	○	○	○
3-3-1-2	特性を踏まえた学習機会の提供の推進	教育部	公民館活動事業	(社会教育法) 公民館条例	地区公民館活動経費	ふるさと教室、あやめ学習室、ふれあい広場の各事業を実施する。	○	○	○
3-3-1-2	特性を踏まえた学習機会の提供の推進	教育部	婦人活動事業	婦人会活動の支援	婦人会活動を通じて各種団体と相互に連携し子育てを応援する。	子ども見守り活動やふるさと文化の伝承を行う。	○	○	○
3-3-1-4	子どもの読書活動の推進	教育部	教材備品等購入事業	学校図書、教材備品等の整備	教材備品等の整備・充実	学校図書の充実、学習指導要領に対応する備品等の充実に努める。	○	○	○
3-3-1-5	新図書館からのふるさと高砂の情報発信	教育部	図書館運営管理事業	図書館運営管理経費	新図書館において、業務の効率性、利用者の利便性を図るため、図書館システムを運用する。	新図書館において、蔵書検索や予約、利用状況照会などができる図書館システムを借り上げる。また、講演会を実施し播磨及び高砂の歴史文化の振興啓発を行う。	○	○	○
3-3-1-5	新図書館からのふるさと高砂の情報発信	教育部	伝統・伝承の共有	高砂の伝統と文化の継承	播磨及び高砂の歴史、文化、ゆかりの人物、産業、観光等に関する情報を収集し、文化の振興を促進する。	名誉館長を講師に播磨学講座、中元ゼミなどを開講する。	○	○	○

総合計画項目			実施計画(事業)				実施計画(年度)		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容(主に28年度)	28年度	29年度	30年度
3-3-2-1	健康づくりのための運動の推進	健康文化部	スポーツ振興推進事業	スポーツ推進会議の開催 (スポーツ推進会議設置要綱)	生涯にわたって継続的にスポーツを楽しむ。	スポーツの推進会議	○	○	○
3-3-2-1	健康づくりのための運動の推進	健康文化部	スポーツ振興推進事業	地域スポーツ活動支援経費	地域スポーツ活動の活性化を図る。	スポーツクラブ21連絡協議会の開催	○	○	○
3-3-2-2	ユニバーサルスポーツの推進	健康文化部	スポーツ振興推進事業	ユニバーサルスポーツの支援	ユニバーサルスポーツの推進を図る。	ユニバーサルスポーツを中心とした事業・大会等の支援	○	○	○
3-3-2-3	スポーツ施設の整備及び有効活用の推進	健康文化部	体育施設運営管理事業	体育施設設備借上経費	総合体育館設備の整備を行う。	・トレーニング機器借上 ・電話交換システム機器借上 ・メインアリーナ音響設備機器借上	○	○	○
3-3-2-3	スポーツ施設の整備及び有効活用の推進	健康文化部	体育施設運営管理事業	・体育施設運営管理 ・体育施設指定管理 (高砂市生石体育センター条例、高砂市市民プール条例、高砂市総合運動公園体育施設管理条例、高砂市向島多目的球場管理条例)	施設の適正管理を維持する。	・施設予約システム(生石体育センター、陸上競技場、野球場、テニスコート、サブグラウンド、向島多目的球場、向島テニスコート) ・指定管理委託 (生石体育センター、市民プール、総合運動公園体育施設、向島多目的球場)	○	○	○
3-3-2-3	スポーツ施設の整備及び有効活用の推進	健康文化部	体育施設整備事業	総合体育館施設整備	安全・安心に利用できる施設であるために必要な改修や修繕を効率的、計画的に実施する。	直流電源装置の更新	—	○	—
3-3-2-3	スポーツ施設の整備及び有効活用の推進	健康文化部	体育施設整備事業	野球場大規模改修	安全・安心に利用できる施設であるために必要な改修や修繕を効率的、計画的に実施する。	スコアボード改修、外野ラバーフェンス更新、トイレ改修、ダッグアウト改修など	—	○	—
3-3-2-3	スポーツ施設の整備及び有効活用の推進	生活環境部	スポーツ施設の整備		地域住民の福祉の向上と広域ごみ処理施設に対する住民理解の向上	広域ごみ処理施設の周辺整備用地として地域住民が有効に活用できる施設の検討	○	○	○
3-3-2-4	スポーツを支える人材の育成・活用の推進	健康文化部	スポーツ振興推進事業	スポーツ推進委員育成	スポーツ指導者の育成を図る。	スポーツ推進委員が実施する事業・大会等の支援	○	○	○
3-3-2-5	スポーツ交流の推進	健康文化部	スポーツ振興推進事業(再掲)	地域スポーツ活動支援経費	地域スポーツ活動の活性化を図る。	スポーツクラブ21連絡協議会の開催	○	○	○
3-3-2-6	競技スポーツの推進	健康文化部	スポーツ振興推進事業	スポーツ振興推進事務経費	スポーツ技術の向上を図る。	スポーツ表彰、各種大会の支援	○	○	○
3-3-2-6	競技スポーツの推進	健康文化部	スポーツ振興推進事業	体育協会及び高砂マラソンへの助成	スポーツ団体の活性化を図る。	・体育協会への支援 ・高砂マラソンの実施	○	○	○
3-4-1-1	謡曲「高砂」をシンボルとした伝統芸能・文化の継承の推進	健康文化部	文化振興事業	高砂こども狂言ワークショップ開催	先人から受け継いでいる郷土の歴史や祭り、行事などの伝統文化を保存・育成し、次世代に伝える。	高砂こども狂言ワークショップ開催	○	○	○
3-4-1-1	謡曲「高砂」をシンボルとした伝統芸能・文化の継承の推進	健康文化部	文化振興事業	謡曲高砂CD経費	伝統文化の保存、継承	謡曲高砂CDの配布	○	○	○
3-4-1-1	謡曲「高砂」をシンボルとした伝統芸能・文化の継承の推進	健康文化部	文化振興事業	高砂文化教室「高砂学」開催	ふるさと文化の保存・継承と活用	市民講師による高砂文化教室「高砂学」(講座編、活動編、謡曲編、夏休み子ども寺子屋)の開催	○	○	○
3-4-1-2	次世代の文化芸術を担う人材の育成、活用の推進	健康文化部	文化振興事業(再掲)	高砂文化教室「高砂学」開催	ふるさと文化の保存・継承と活用	市民講師による高砂文化教室「高砂学」(講座編、活動編、謡曲編、夏休み子ども寺子屋)の開催	○	○	○
3-4-1-2	次世代の文化芸術を担う人材の育成、活用の推進	健康文化部	文化振興事業	高砂市美術展開催	文化芸術活動の推進を図る。	高砂市美術展の開催	○	○	○
3-4-1-2	次世代の文化芸術を担う人材の育成、活用の推進	健康文化部	文化芸術推進事業	文化賞検討委員会開催(高砂市表彰規則)	文化の興隆に貢献した者等を表彰制度により顕彰する。	文化奨励賞、文化功労賞の候補者の推薦	○	○	○
3-4-1-3	文化資源の発掘、保存、活用の推進	企画総務部	歴史的資料の整理	歴史的資料の整理	新たな歴史的資料の収集・調査及び市史刊行に当たり収集した資料の保存・整理	歴史的資料の保存・整理	○	○	○
3-4-1-3	文化資源の発掘、保存、活用の推進	企画総務部	歴史的資料の活用	歴史的資料の活用	保存・整理した郷土の歴史的資料の公開及び有効活用	歴史的資料の公開及び有効活用	○	○	○
3-4-1-3	文化資源の発掘、保存、活用の促進	教育部	文化財保護事業	文化財の保護	市内の文化財の保存と活用を図る。	文化財の調査、普及、活用を行う。	○	○	○

総合計画項目			実施計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容（主に28年度）	28年度	29年度	30年度
3-4-1-3	文化資源の発掘、保存、活用 の促進	教育部	文化財保護事業 (再掲)	歴史文化の活用 と再生	市民の財産である文化財を介して郷土愛を深める。	地域の文化財を生かしたまちづくりを関係部局と協議する。	○	○	○
3-4-1-3	文化資源の発掘、保存、活用 の促進	教育部	文化財保護事業 (再掲)	指定文化財の保護 (文化財保護法) (兵庫県文化財保護条例) (高砂市文化財保護条例)	市内の指定文化財等の保存と活用を図る。	文化財審議委員会の審議を経て、文化財指定等を行い、文化財保護を推進する。	○	○	○
3-4-1-3	文化資源の発掘、保存、活用 の促進	教育部	旧入江家住宅保存整備事業 申義堂運営管理事業	文化財建造物の保存活用	文化財建造物の保存と活用を図る。	文化財建造物を維持管理し、将来にわたる活用を推進する。	○	○	○
3-4-1-3	文化資源の発掘、保存、活用 の促進	教育部			関係機関と連携して文化財の防火・防犯に努める。	文化財所有者や地域住民に対して、防火・防犯を周知する。	○	○	○
3-4-1-3	文化資源の発掘、保存、活用 の促進	教育部	史跡保存活用事業	史跡の保存活用	国指定史跡「石の宝殿及び竜山石採石遺跡」の保存活用を図る。	史跡を適切に保管・管理するための基本方針である史跡保存管理計画を策定し、活用事業も実施する。	○	○	○
3-4-1-3	文化資源の発掘、保存、活用 の促進	教育部	文化財の保存活用（工業邸今津町周辺整備、入江家保存基本計画、地域のふるさと文化財等）	指定文化財の保護 (文化財保護法) (兵庫県文化財保護条例) (高砂市文化財保護条例)	市内の文化財の保存と活用を図る。	文化財の調査、普及、活用を行う。	○	○	○
3-4-1-4	文化を基盤とした市民・団体との連携の推進	健康文化部	文化振興事業	文化振興審議会開催 (高砂市文化振興条例) ・文化振興広報	文化芸術活動の推進を図る。	・高砂市文化振興審議会の開催 ・文化事業の広報	○	○	○
3-4-1-4	文化を基盤とした市民・団体との連携の推進	健康文化部	文化振興		市内文化芸術活動の紹介と発信を行うとともに、支援・サポートできる組織を構築する。	・各団体等からイベント等の情報収集 ・市ホームページ等において情報発信 ・補助金制度の案内 ・展示場所の紹介	○	○	○
3-4-1-4	文化を基盤とした市民・団体との連携の推進	健康文化部		文化会館の展示スペースの活用	市民が文化、芸術を発表できる場所を提供し、街全体が文化と芸術にあふれるまちをめざす。	文化会館の展示スペースの活用	○	○	○
3-4-1-4	文化を基盤とした市民・団体との連携の推進	健康文化部	文化会館運営管理事業	・文化会館運営管理経費 ・文化会館指定管理経費 (高砂市文化会館条例)	施設の適正管理を維持する。	・施設予約システム ・指定管理委託	○	○	○
3-4-1-4	文化を基盤とした市民・団体との連携の推進	健康文化部	文化会館施設整備事業	文化会館施設整備	文化会館設備の整備を行う。	ガス配管改修工事 トイレ改修工事	○	—	—
3-4-1-4	文化を基盤とした市民・団体との連携の推進	健康文化部	文化会館施設整備事業	文化会館備品購入	文化会館設備の整備を行う。	インカム機器購入	○	—	—
3-4-1-4	文化を基盤とした市民・団体との連携の推進	健康文化部	文化保健センター運営管理事業	・文化保健センター運営管理経費 ・文化保健センター指定管理経費 (高砂市文化保健センター条例)	施設の適正管理を維持する。	・施設予約システム ・指定管理委託	○	○	○
3-4-1-5	多様な文化交流の促進	健康文化部	文化芸術推進事業	文化芸術活動の推進	文化芸術団体活動の活性化を図る。	文化連盟加盟団体等が行う文化まつり事業への支援	○	○	○
3-4-1-5	多様な文化交流の促進	健康文化部	文化連盟活動助成事業	文化連盟活動助成経費 (高砂市文化連盟事業費補助金交付要綱) (高砂市文化芸術事業特別補助金交付要綱)	文化芸術団体活動の活性化を図る。	文化連盟加盟団体等に対する補助金等の各種支援	○	○	○
3-4-1-5	多様な文化交流の促進	健康文化部	文化連盟活動助成事業（再掲）	文化連盟活動助成経費 (高砂市文化連盟事業費補助金交付要綱) (高砂市文化芸術事業特別補助金交付要綱)	市内の文化芸術活動を推進するとともに、他市との交流を行うことによりさらなる活動の場を広げる。	文化芸術事業の支援及び啓発	○	○	○
3-4-1-5 3-4-1-6	多様な文化交流の促進 文化による産業振興や地域の活性化	生活環境部	観光振興事業	観光活性化、地域振興	魅力あるイベントの開催及び開催を支援	たかご万灯祭、Night Fantasy Illusion、Sea sonicなどの各種団体が実施するイベントの開催を支援	○	○	○

総合計画項目			実施計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容（主に28年度）	28年度	29年度	30年度
3-4-2-1	国際理解を深めるための機会づくり	健康文化部	国際交流協会補助事業	国際交流協会の運営に係る補助経費（高砂市国際交流協会の運営に係る補助金交付要綱）	国際交流、国際理解の推進を図る。	（協会事業の支援） ・ラトローブ・デイ～国際交流バーベキュー～、国際交流バス旅行、日本語教室 ・国際文化交流会、国際交流サロン ・外国語講座 ・インターナショナルデイ ・キャンプ	○	○	○
3-4-2-1	国際理解を深めるための機会づくり	健康文化部	国際交流協会補助事業（再掲）	国際交流協会の運営に係る補助経費（高砂市国際交流協会の運営に係る補助金交付要綱）	交流の場づくりを推進し、外国籍の人の地域社会への参加を促進する。	（協会事業の支援） ・ラトローブ・デイ～国際交流バーベキュー～ ・国際交流バス旅行 ・国際文化交流会 ・日本語教室	○	○	○
3-4-2-1	国際理解を深めるための機会づくり	健康文化部	国際交流協会補助事業（再掲）	国際交流協会の運営に係る補助経費（高砂市国際交流協会の運営に係る補助金交付要綱）	教育、スポーツ、文化、産業を通じた、市民交流の展開の充実を図る。	（協会事業の支援） ・ラトローブ・デイ～国際交流バーベキュー～ ・国際交流バス旅行 ・国際文化交流会 ・たかさご万灯祭出店 ・トライやるウィーク受入れ	○	○	○
3-4-2-1	国際理解を深めるための機会づくり	健康文化部	国際交流協会補助事業（再掲）	国際交流協会の運営に係る補助経費（高砂市国際交流協会の運営に係る補助金交付要綱）	海外諸地域の理解を深め、多文化共生を考える機会を提供する。	（協会事業の支援） ・国際文化交流会 ・国際交流講演会	○	○	○
3-4-2-2	市民による国際交流の促進	健康文化部	海外姉妹都市交流推進事業	海外姉妹都市交流推進経費	ラトローブ市との交流、相互理解を図る。	（市事業） 海外姉妹都市交流親善大使受入れ	○	—	○
3-4-2-2	市民による国際交流の促進	健康文化部	海外姉妹都市交流推進事業	海外姉妹都市交流推進経費	ラトローブ市との交流、相互理解を図る。	（市事業） 海外姉妹都市交流親善大使派遣	—	○	—
3-4-2-2	市民による国際交流の促進	健康文化部	海外姉妹都市交流推進事業（再掲）	海外姉妹都市交流推進経費	教育、スポーツ、文化、産業を通じた姉妹都市交流の展開の充実を図る。	（市事業） 海外姉妹都市交流推進事業親善大使受入れ	○	—	○
3-4-2-2	市民による国際交流の促進	健康文化部	海外姉妹都市交流推進事業（再掲）	海外姉妹都市交流推進経費	ラトローブ市との交流、相互理解を図る。	（市事業） 海外姉妹都市交流親善大使派遣	—	○	—
3-4-2-3	多言語による情報提供と相談体制の整備	健康文化部	国際交流協会補助事業（再掲）	国際交流協会の運営に係る補助経費（高砂市国際交流協会の運営に係る補助金交付要綱）	外国籍の人のための相談窓口の設置を推進し、外国籍の人の生活を支援する。	（協会事業の支援） 外国籍の人の相談窓口の設置	○	○	○
3-4-2-3	多言語による情報提供と相談体制の整備	健康文化部	国際交流協会補助事業（再掲）	国際交流協会の運営に係る補助経費（高砂市国際交流協会の運営に係る補助金交付要綱）	各種ボランティアの充実を図る。	（協会事業の支援） 通訳・翻訳等ボランティアの調整、派遣	○	○	○
3-4-2-4	外国人を対象とした識字教育の実施	健康文化部	国際交流協会補助事業（再掲）	国際交流協会の運営に係る補助経費（高砂市国際交流協会の運営に係る補助金交付要綱）	日本語教育基盤を整備する。	（協会事業の支援） ・日本語教室 ・日本語教育ボランティア養成講座	○	○	○
3-5-1-1	人権啓発の推進	福祉部	人権推進事業	人権推進経費（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律）	高砂市人権教育及び啓発に関する総合推進指針行動計画を推進する。	兵庫県人権啓発協会、兵庫県住宅資金等償還推進協議会等 研修会参加	○	○	○
3-5-1-2	身近な人権問題の解決に意欲的に取り組む体制の確立	福祉部	人権教育事業	人権教育事務経費（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律）	人権教育における学校教育、社会教育それぞれの分野の充実を図る。	人権教育にかかる事務経費	○	○	○
3-5-1-3	人権文化の息づく社会づくりの推進	福祉部	人権教育事業	人権教育啓発経費（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律）	人権意識を高めるため、人権講演会や研修会をそれぞれの地域や職場にあわせて企画し実施する。	公民館人権講話 人権フェスティバル 企業人権研修会 地域に学ぶ人権学習講座	○	○	○
3-5-1-4	住民一人ひとりの意識の高揚	福祉部	隣保館運営管理事業	隣保館運営管理経費及び車両維持管理経費（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律）	人権教育・啓発センター的機能を持ち、様々な人権のニーズに対応できる施設として充実を図る。	人権教育推進事業、人権交流学習会、教養講座等の実施、 隣保館運営審議会	○	○	○
3-5-1-5	人権相談業務の充実	福祉部	人権推進事業	人権相談経費（人権擁護委員会法）	法務局と連携した人権相談事業の充実を図るとともに、電話による人権相談の推進を図る。	人権擁護委員による人権相談を月2回実施	○	○	○
3-5-1-6	学校・園における人権文化の醸成	福祉部	人権教育事業	地域に学ぶ人権学習推進経費（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律）	参加体験型の学習活動や地域での体験活動を通じて人権問題について学習する。	地域の伝統文化を学び、地域の歴史へ関心を持ち理解を深める。	○	○	○

総合計画項目			実施計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容（主に28年度）	28年度	29年度	30年度
3-5-1-6	学校・園における 人権文化の醸成	福祉部	人権教育活動助成事業	人権教育推進委託経費 (人権教育及び人権啓発の推進に関する法律)	人権教育における学校教育、社会教育それぞれの分野の充実を図り、人権教育研究大会での発表、討議の充実を図る。 家庭、園・学校、地域、職場などそれぞれの場所と行政関係部署との連携を強化するための連絡会を必要に応じて開催する。	高砂市人権教育協議会総会を5月に開催、各部会において、研修会、講演会等を実施東はりま人権啓発活動地域ネットワーク協議会において、法務局加古川・社岡支局内の活動機関と協力して人権啓発活動を推進 東播磨地区人権教育研究協議会定例総会が5月に開催 兵庫県人権教育研究大会東播磨大会が7月に開催	○	○	○
3-5-1-6	学校・園における 人権文化の醸成	教育部	学校振興事業	高砂市外国人学校補助金交付要綱	学校教育振興のため負担金及び補助金を支給する。	県高等学校定時制通信制教育振興会負担金及び西播磨朝鮮初中級学校補助金	○	○	○
3-5-2-1	政策・方針決定の場や地域社会への女性の参画の促進	企画総務部	女性・若者・高齢者の活躍推進	女性活躍推進法	男女共同参画社会の実現と女性の活躍推進を図る。	様々な分野で活躍する女性等で構成する「協議会」を設置し、行政施策に反映できる仕組みづくりを推進する。	—	○	○
3-5-2-1	政策・方針決定の場や地域社会への女性の参画の促進	健康文化部	・たかさご男女共同参画プラン推進事業 ・男女共同参画センター管理運営事業	男女共同参画の推進 (男女共同参画社会基本法) (第2次たかさご男女共同参画プラン)	審議会等への女性の登用率の向上を図る。	審議会委員「見直し方針」の徹底を図る。	○	○	○
3-5-2-1	政策・方針決定の場や地域社会への女性の参画の促進	健康文化部	・たかさご男女共同参画プラン推進事業(再掲) ・男女共同参画センター管理運営事業(再掲)	男女共同参画の推進 (男女共同参画社会基本法) (第2次たかさご男女共同参画プラン)	地域社会や働く場への女性の参画を促進する。	自治会等を通して、センターの情報誌を回覧、配布する。	○	○	○
3-5-2-1	政策・方針決定の場や地域社会への女性の参画の促進	健康文化部	たかさご男女共同参画プラン推進事業(再掲)	男女共同参画の推進 (男女共同参画社会基本法) (第2次たかさご男女共同参画プラン)	男女共同参画社会の実現を目指す。	第2次たかさご男女共同参画プランの実施計画進捗状況を管理・検証する。	○	○	○
3-5-2-2	女性のチャレンジ支援の充実	企画総務部	女性・若者・高齢者の活躍推進	・女性活躍推進法 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	男女共同参画社会の実現と女性の活躍推進を図る。	企業、行政を含め、市民一人ひとりが、女性の職業生活における諸問題や活躍のために必要なことについて考える機会を設けることを目的とした講演会を開催する。	—	—	—
3-5-2-2	女性のチャレンジ支援の充実	健康文化部	・たかさご男女共同参画プラン推進事業(再掲) ・男女共同参画センター管理運営事業(再掲)	男女共同参画の推進 (男女共同参画社会基本法) (第2次たかさご男女共同参画プラン)	女性がその能力を最大限に発揮できるよう関係機関と連携して、職業能力を高め適切な職業選択の促進を図る。	・「女性のためのチャレンジ相談」を開催する。 ・ハローワークと連携した求人情報を提供する。	○	○	○
3-5-2-2	女性のチャレンジ支援の充実	健康文化部	たかさご男女共同参画プラン推進事業(再掲)	男女共同参画の推進 (男女共同参画社会基本法) (第2次たかさご男女共同参画プラン)	男女共同参画社会の実現を目指す。	第2次たかさご男女共同参画プランの実施計画進捗状況を管理・検証する。	○	○	○
3-5-2-3	男女の人権尊重に向けた意識づくり	健康文化部	・たかさご男女共同参画プラン推進事業(再掲) ・男女共同参画センター管理運営事業(再掲)	男女共同参画の推進 (男女共同参画社会基本法) (第2次たかさご男女共同参画プラン)	「配偶者等からの暴力のない社会の実現」に向けて策定した「高砂市配偶者等からの暴力対策基本計画」の具体事業を実施して計画を推進する。	「中学生のためのデートDV防止講座」を開催する。	○	○	○
3-5-2-3	男女の人権尊重に向けた意識づくり	健康文化部	たかさご男女共同参画プラン推進事業(再掲)	男女共同参画の推進 (男女共同参画社会基本法) (第2次たかさご男女共同参画プラン)	男女共同参画社会の実現を目指す。	第2次たかさご男女共同参画プランの実施計画進捗状況を管理・検証する。	○	○	○
3-5-2-4	仕事と生活の調和の推進	健康文化部	・たかさご男女共同参画プラン推進事業(再掲) ・男女共同参画センター管理運営事業(再掲)	男女共同参画の推進 (男女共同参画社会基本法) (第2次たかさご男女共同参画プラン)	ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、男性の意識改革を図る。	・「男性の料理教室」を開催して、男性の家庭への参画を推進する。 ・「お父さん応援講座」を開催して、男性の家事・育児等への参画を促進する。	○	○	○
3-5-2-4	仕事と生活の調和の推進	健康文化部	たかさご男女共同参画プラン推進事業(再掲)	男女共同参画の推進 (男女共同参画社会基本法) (第2次たかさご男女共同参画プラン)	男女共同参画社会の実現を目指す。	第2次たかさご男女共同参画プランの実施計画進捗状況を管理・検証する。	○	○	○

総合計画項目			実施計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容（主に28年度）	28年度	29年度	30年度
3-5-2-5	相談窓口等に関する情報提供の充実	健康文化部	・たかさご男女共同参画プラン推進事業（再掲） ・男女共同参画センター管理運営事業（再掲）	男女共同参画の推進 (男女共同参画社会基本法) (第2次たかさご男女共同参画プラン)	相談員の資質の向上を図る。	相談事例等の研修会議で「女性問題カウンセラー」のスキルアップを図る。	○	○	○
3-5-2-5	相談窓口等に関する情報提供の充実	健康文化部	たかさご男女共同参画プラン推進事業（再掲）	男女共同参画の推進 (男女共同参画社会基本法) (第2次たかさご男女共同参画プラン)	男女共同参画社会の実現を目指す。	第2次たかさご男女共同参画プランの実施計画進捗状況を管理・検証する。	○	○	○
3-5-2-6	女性の活躍促進	企画総務部	女性・若者・高齢者の活躍推進	女性活躍推進法	女性が活躍でき住みたい魅力的なまちとするため、女性が輝くまちづくりを推進する。	様々な分野で活躍する女性等で構成する「協議会」を設置し、行政施策に反映できる仕組みづくりを推進する。	○	○	○
3-5-2-6	女性の活躍促進	健康文化部	女性活躍推進事業	男女共同参画の推進 (男女共同参画社会基本法) (第2次たかさご男女共同参画プラン) (女性活躍推進法)	・女性が活躍でき住みたい魅力的なまちとするため、女性が輝くまちづくりを推進する。 ・様々な分野で活躍する女性等で構成する事業主体を構築する。	・第2次たかさご男女共同参画プラン【改訂版】を策定する。 ・女性活躍推進事業講演会（仮称）を開催する。	○	○	○
4-1-1-1	防火対策の推進	消防本部	・消防器具整備助成事業	消防器具整備助成経費 (高砂市消防器具整備助成金交付要綱)	地域での火災発生時、住民による初期消火を目的とする。	自治会等に対し初期消火用具の整備助成金を交付する。	○	○	○
4-1-1-1	防火対策の推進	消防本部	・火災予防事業	火災予防活動事務経費 (消防法) (高砂市火災予防条例)	住宅火災による死者数が9割近くを占めていることから、火災による人的被害を軽減するため住宅防火対策を推進する。	平成18年6月1日以前の既存住宅に住宅用火災警報器を設置するよう推進する。	○	○	○
4-1-1-1	防火対策の推進	消防本部	・火災予防事業（再掲）	火災予防活動事務経費 (消防法)	火災予防思想の普及啓発を行い、火災の発生を防止する。	①立入検査を実施し、火災予防上の維持管理及び法令の適合指導を実施する。 ②防火管理者を選任し、消防計画を提出させるとともに、消防訓練を実施するよう指導する。 ③幼年消防クラブ、少年消防クラブの育成指導を実施する。	○	○	○
4-1-1-1	防火対策の推進	消防本部	・消防本部等運営管理事業	消防管理事務経費 (消防法)	各種災害に対応するため必要不可欠の専門的知識及び技術を習得する。	消防学校及び救急救命士養成所等に職員を派遣入校させる。また、外部講師による研修会を開催する。	○	○	○
4-1-1-1	防火対策の推進	消防本部	・消防活動事業	救助活動経費 (消防法)	あらゆる災害において救助を要する者を安全、確実、迅速に救出する。	多種多様な災害に対応しうる資器材を整備するとともに、隊員の技術向上を図り、災害防ぎよ・人命救助に対応する。	○	○	○
4-1-1-1	防火対策の推進	消防本部	・消防団活動事業 ・消防団施設維持管理事業	消防団活動経費 消防団施設維持管理経費 消防自動車維持管理経費 (消防組織法) (消防法)	消防団員の任務遂行を支援する。	①消火及び地震や風水害等多数の動員を必要とする活動を実施する。 ②住民への防火指導、巡回広報等地域に密着した活動を展開し、地域における消防力、防災力の向上、地域コミュニティの活性化を図る。 ③消防団員の充足及び施設等の維持管理を実施する。	○	○	○
4-1-1-1	防火対策の推進	消防本部	・消防団活動事業 ・消防団施設維持管理事業（再掲）	消防団活動経費 (高砂市消防団協力事業所表示制度実施要綱)	消防団活動環境の整備、啓発などにより消防団の充実強化を図る。	消防団協力事業所数の増加のため各事業所へ協力依頼を実施する。	○	○	○
4-1-1-1	防火対策の推進	消防本部	・消防活動事業	火災活動等経費 (消防法)	火災、地震等の災害を防除するとともに、これらの災害による被害を軽減する。	火災、風水害等各種災害の出場要請により出動し、消防活動を行う。	○	○	○
4-1-1-1	防火対策の推進	消防本部	・水防対策事業	水防対策経費 (水防法)	水防計画に基づき、水防用資機材の充実、連絡体制の構築により、水害に対する防災体制の確立を図る。	大雨・台風等の水害に対し、平素から訓練や広報活動、地域との連絡体制を構築することで、住民と一体となった水防活動を行う。	○	○	○
4-1-1-2	通信指令体制の整備	消防本部	・消防本部等運営管理事業 ・災害対策事業	・消防庁舎等維持管理経費 ・通信施設維持管理経費 (消防法) (電波法)	災害事案に最適な消防隊を選別し、出動指令から事案終了までの指令管制業務を行う。	①システムの動作確認及び無線設備の送受信点検を毎日実施する。 ②地図検索装置システムのデータ更新及び車載端末のデータ更新を実施する。 ③指令及びデジタル無線システムの保守管理を業者委託にて実施する。	○	○	○
4-1-1-3	立入検査の強化	消防本部	・消防法 ・石油コンビナート等災害防止法	石油コンビナート地区の企業に対し立入検査を実施することにより、法令遵守及び災害発生等0件にする。	法令遵守、防災体制の確立等事故防止体制を充実させる。	○	○	○	
4-1-1-4	救急体制の強化	消防本部	・消防活動事業	応急手当普及啓発活動経費 (消防法)	応急手当に関する正しい知識と技術を習得させ、いざという時行動ができるようにする。	より多くの市民参加を求め、普通救命講習会等開催し、市民による応急手当による救命率の向上を図る。	○	○	○

総合計画項目			実施計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容（主に28年度）	28年度	29年度	30年度
4-1-1-4	救急体制の強化	消防本部	・消防活動事業	救急活動経費 (消防法) (救急救命士法)	緊急性を有する傷病者 に対し迅速、的確な対 応で救命率の向上を図 る。	緊急性が低く、タクシー代わ りに救急要請するのを排除す るため、救急講習及び各種広 報媒体等を通して市民に広く 呼びかける。	○	○	○
4-1-1-4	救急体制の強化	消防本部	・消防活動事業	救急活動経費 (消防法) (救急救命士法)	救急隊員の知識の向上 を図り、高度な救命士 を育成するとともに、 迅速・的確な現場活動 により救命率の向上を 図る。	①各種災害により生じた事故 並びに重篤な傷病者で、医療 機関やその他の場所へ緊急に 搬送する必要がある傷病者を 救急隊によって搬送する。 ②救命士の再教育等実施する とともに、気管挿管、薬剤投 与等実習させ認定救命士とし て活動させる。	○	○	○
4-1-1-4	救急体制の強化	消防本部	・消防活動事業	救急活動経費 (消防法) (救急救命士法)	メディカルコントロール 体制の充実を図る。	①現場から24時間迅速に医師 の指示・指導・助言を要請で きる体制を維持する。 ②救急活動について事後検証 を行い、その結果を再教育に 活用する。	○	○	○
4-1-1-5	消防施設等の充 実強化	消防本部	・消防活動事業	消防自動車等維 持管理経費	消防自動車及び救急車 等の維持管理をするこ とにより即座に災害対 応が実施できる。	消防、救急車両の法定点検、 修繕並びに車両積載の装備品 等機能点検を実施する。	○	○	○
4-1-1-5	消防施設等の充 実強化	消防本部	・消防車両整備 事業	消防自動車等購 入事業	複雑多様化する各種災 害に対応するために最新 鋭の消防自動車の更新 整備を行い、車両の オートメーション化、 軽量化が図られること により、安全・確実・ 迅速に災害対応を実施 する。	消防活動を円滑に行うため、 始動性や加速性に優れ、か つ、過酷な災害現場におい ても十分な能力を発揮できな ければならず、その消防力を 維持するため更新基準に基づ く車両整備を図る。	—	○	—
4-1-1-5	消防施設等の充 実強化	消防本部	・救急自動車購 入事業 ・救急業務高度 化備品購入事業	救急自動車購入 事業 救急業務高度化 備品購入事業	救急体制の強化を図 るため、老朽化の著しい 救急車両及び資機材を 更新整備し、安全・確 実・迅速に救急活動を 行う。	車両整備計画に基づき、老朽 化した車両を随時更新し、災 害に対応できる体制を整備 する。	○	—	—
4-1-1-5	消防施設等の充 実強化	消防本部	・消防施設維持 管理事業 ・消防施設整備 事業	消防施設維持管 理経費 消火栓更新事業 (消防水利の基 準)	消防水利等の維持管理 及び充実強化を図る。	既設消火栓及び防火水槽の維 持管理、水量・水圧調査を 実施するとともに消火活動上 支障のある消火栓を更新する。	○	○	○
4-1-1-5	消防施設等の充 実強化	消防本部	・消防本部等運 営管理事業	消防庁舎等維持 管理経費 (消防組織法)	消防庁舎の機能を適切 に維持管理すること で、防災拠点としての 機能管理を行う。	消防行政の目的達成の機能を 有していることから、庁舎の 維持管理及び各施設の保守点 検等実施する。	○	○	○
4-1-2-1	防災対策の充実	企画総務部	防災対策事業	・災害対策（災 害対策基本法） ・国民保護対策 （国民保護法） ・新型インフル ンザ等対策（新型 インフルエンザ等 対策特別措置法）	・防災基盤の整備	・地域防災計画、国民保護 計画、新型インフルエンザ等 対策行動計画の充実 ・防災情報の収集、伝達、運 用 ・備蓄物資の確保 ・防災拠点の整備 ・近隣自治体、広域災害ネット ワーク構成自治体及び民間事 業者との連携強化	○	○	○
4-1-2-1	防災対策の充実	財務部	落石防止事業	北浜町牛谷の急 傾斜地における 落石防止事業	災害から市民の生命、 身体及び財産を守る。	26年度の現地調査等及び2 7年度の工事に係る設計積算 の成果を基に、2箇年をか け、落石防止工事を実施す る。	○	○	○
4-1-2-1	防災対策の充実	福祉部	災害見舞金事業	災害見舞金（高 砂市災害見舞金 等支給条例）	災害により被害を受け た市民に対して災害見 舞金を支給する。	災害見舞金の支給	○	○	○
4-1-2-1	防災対策の充実	福祉部	被災者生活復興 資金貸付利子補 給事業	被災者生活復興 資金貸付制度に 係る利子補給金 （被災者生活復 興資金貸付制度 に係る市利子補 給金支出要綱）	平成23年台風12号及び 15号の災害により、住 宅用自動車に被害 を受けた市民のすみ やかな生活復興を支援 する。	被災者の住宅等の融資に係る 利子補給	○	—	—
4-1-2-1	防災対策の充実	福祉部	社会福祉事務事 業（再掲）	福祉避難所備品 購入事業	障害者福祉金の代替施 策として、福祉避難所 に配備する備品等を購 入する。	福祉避難所に配備する備品等 の購入	○	○	○
4-1-2-2	防災意識の高揚	企画総務部	防災対策事業	・地域防災力の 強化（災害対策 基本法）	・地域コミュニティの 防災力強化	・自主防災組織の育成補助 ・防災訓練の実施 ・防災出前講座の開催 ・ハザードマップの活用	○	○	○

総合計画項目			実施計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容（主に28年度）	28年度	29年度	30年度
4-1-2-2	防災意識の高揚	まちづくり部	都市計画事務事業（再掲）	山腹崩壊、急傾斜地等危険箇所 の定期的な点検 を実施	大雨等による宅地造成 地及び急傾斜地などの 崩壊等を未然に防ぐた め、開発行為に関する 工事が成された箇所を 梅雨前にパトロールす ると共に（県まちづく り建築課主催）イエ ローゾーン等の危険箇 所を関係機関と調査す る。	市の行う防災事業の促進及び 市工事の設計、調査、施工に ついて協力援助する。	○	○	○
4-1-2-3	総合治水の推進	(治水対策室)	ため池改修事業	ため池雨水貯留 機能向上事業	ため池の洪水吐越流堰 の一部を切り下げて、 一定の治水容量を確保 する。	惣毛池、私池、落池、砂池の 洪水吐に切欠きを設置する。	○	○	
4-1-2-3	総合治水の推進	(治水対策室)	雨水貯留施設設 置助成事業	高砂市総合治水 推進計画	雨水貯留施設設置の助 成を実施する。	雨水貯留施設設置の助成を実 施する。	○	○	○
4-1-2-4	浸水対策の推進	(治水対策室)	河川管理事業	河川管理	河川の維持管理をす る。	河川の維持管理を行う。	-	-	-
4-1-2-4	浸水対策の推進	(治水対策室)	河川管理事業	河川環境整備	河川の維持管理をす る。	河川の維持管理を行う。（委 託）	○	○	○
4-1-2-4	浸水対策の推進	(治水対策室)	河川管理事業	河川維持補修	河川の維持管理をす る。	河川の維持管理を行う。（修 繕）	○	○	○
4-1-2-4	浸水対策の推進	(治水対策室)	河川改良事業	鹿島川・松村川 整備事業	松村川高潮対策事業を 実施する。	・松村川高潮ポンプ場設計業 務委託 ・環境影響評価	○	○	○
4-1-2-4	浸水対策の推進	(治水対策室)	河川改良事業	鹿島川・松村川 整備事業	鹿島川・松村川の浸水 解消に向け、整備事業 を実施する。	・松村川河床掘削工事 ・曾根38号橋架替工事 ・松村川護岸整備工事	○	○	○
4-1-2-4	浸水対策の推進	(治水対策室)	河川管理事業 (再掲)	河川環境整備	河川の良好な景観と環 境づくりを行う。	河川の維持管理を行う。	-	-	-
4-1-2-4	浸水対策の推進	上下水道部 (治水対策室)	ポンプ場建設事 業 終末処理場建設 事業	ポンプ場の更新 ポンプ設備の増 設 ポンプ場及びポ ンプ施設（高砂 浄化センター） の新設	ポンプ場の機能維持 計画排水能力確保のた めのポンプ設備等の増 設 ポンプ場の建設	荒井ポンプ場 除塵機電気設備工事 天川ポンプ場 雨水電動ポンプ設備工事 鹿島第2ポンプ場 外壁防水工事 島の川ポンプ場 用地買収 増設工事委託 中島ポンプ場 建設工事委託（新設） 間の川ポンプ場 建設工事委託（新設） 高砂浄化センター 雨水ポンプ施設工事委託	○	○	○
4-1-2-4	浸水対策の推進	上下水道部 (治水対策室)	管渠建設事業	雨水管の新設 排水区の計画	浸水被害の軽減	間の川雨水幹線工事 松陽雨水幹線工事 雨水管渠整備工事 （小松原地区、高砂地区、荒 井地区、阿弥陀地区） 雨水管渠基本設計 雨水管渠設計 （米田地区、曾根地区、阿弥 陀地区、西浜地区）	○	○	○
4-1-2-5	建築物の耐震化	まちづくり部	道路維持管理事 業	擁壁補修	点検結果に基づき擁壁 の補修を行う。	北脇・牛谷準幹線道路と宮前 幹線道路の擁壁の補修設計を 行う。	○	○	
4-1-2-5	建築物の耐震化	まちづくり部	橋りょう維持事 業	橋りょう長寿命 化修繕計画	点検結果に基づき擁橋 りょうの修繕計画を見 直す。	橋りょうの修繕計画を見直 す。	○	○	○
4-1-2-5	建築物の耐震化	まちづくり部	橋りょう新設改 良事業	橋りょう長寿命 化修繕計画	橋りょうの修繕計画に 基づき橋りょうの補修 設計及び補修工事を 行う。	市道7橋の補修設計を行い、 市道8橋の補修工事を 行う。	○	○	○
4-1-2-5	建築物の耐震化	まちづくり部	橋りょう耐震化 事業	橋りょう長寿命 化修繕計画、橋 りょう耐震化計 画	橋りょうの耐震化計画 及び橋りょうの修繕計 画に基づき橋りょうの 耐震補修設計を行い、 耐震補修工事を 行う。	高砂大橋の耐震補修設計を行 う。	○	○	○
4-1-2-5	建築物の耐震化	まちづくり部	宝殿駅自由通路 耐震化事業	建築物耐震化 （建築物の耐震 改修の促進に関 する法律（耐促 法））	宝殿駅自由通路の耐震 化を行う。	宝殿駅自由通路の耐震補強 設計を行う。	○	○	
4-1-2-5	建築物の耐震化	まちづくり部	住宅・建築物安 全ストック形成 事業（再掲）	建築物耐震化 （建築物の耐震 改修の促進に関 する法律（耐促 法））	助成制度（特に住宅へ の助成）の策定を検討 するとともに、高砂市 耐震改修促進計画の実 施を推進し、市民への 耐震意識の向上を図 る。	住宅の簡易耐震診断、住宅耐 震改修工事費補助、地震危険 住宅建替工事費補助、防災 ベッド等設置助成、屋根軽量 化工事費補助、シェルター型工 事費補助、民間建築物耐震診断 補助	○	○	○
4-1-2-6	避難行動要支援 者対策の推進	企画総務部	避難行動要支援 者支援対策の推 進	避難行動要支援 者の支援体制構 築（災害対策基 本法）	避難行動要支援者支援 体制の構築	自主防災組織との連携、協力 による支援体制の強化	○	○	○

総合計画項目			実施計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容（主に28年度）	28年度	29年度	30年度
4-1-3-1	安全・安心なまちづくりの推進	企画総務部	地域安全対策事業	防犯啓発事業推進 (生活安全の推進に関する条例、暴排条例)	地域安全まちづくりの推進	・公共施設への防犯カメラ設置推進 ・地域見守り防犯カメラ設置補助事業 ・明るい安全安心まちづくり市民大会の開催	○	○	○
4-1-3-1	安全・安心なまちづくりの推進	まちづくり部	道路維持管理事業	公共施設における防犯カメラ等設置方針	防犯カメラを設置する。	防犯カメラを山電高砂駅自由通路及び北浜隧道に設置する。	○		
4-1-3-1	安全・安心なまちづくりの推進	まちづくり部	公園整備事業	公共施設における防犯カメラ等設置方針	防犯カメラを設置する。	防犯カメラを市ノ池公園、松原公園、高砂公園、天川東公園、新浜公園、向島公園に設置する。	○	○	○
4-1-3-1	安全・安心なまちづくりの推進	まちづくり部	防犯・交通安全対策	道路交通法第63条の11	保育所、幼稚園の園児及び小学校の児童に自転車ヘルメット着用の啓発を行う。	交通安全教育を実施する。	○	○	○
4-1-3-2	地域における見守り活動の推進	企画総務部	地域安全対策事業	青色防犯パトロール (生活安全の推進に関する条例、暴排条例)	犯罪の起きにくい地域づくりの推進	・青色防犯パトロールの実施 ・警察・防犯協会との連携強化	○	○	○
4-1-3-3	交通安全思想の普及推進	まちづくり部	交通安全対策事業	交通安全対策 (交通安全対策基本法、第9次高砂市交通安全計画)	ホームページに兵庫県の交通事故相談所の案内を掲載する。	交通事故被害者相談窓口についてホームページに掲載する。	○	○	○
4-1-3-3	交通安全思想の普及推進	まちづくり部	交通安全対策事業	交通安全対策 (交通安全対策基本法、第9次高砂市交通安全計画)	道路横断体験などを取り入れ、高齢者安全教室の強化を推進する。	高齢者交通安全教室を開催する。	○	○	○
4-1-3-3	交通安全思想の普及推進	まちづくり部	交通安全対策事業	交通安全対策 (交通安全対策基本法、第9次高砂市交通安全計画)	高齢運転者標識（高齢者マーク）の使用促進と、高齢者マークを表示している自動車に対する保護義務の周知徹底を図る。	高齢者ドライバー教室の開催と街頭啓発を行う。	○	○	○
4-1-3-3	交通安全思想の普及推進	まちづくり部	交通安全対策事業	交通安全対策 (交通安全対策基本法、第9次高砂市交通安全計画)	改正道路交通法の施行により、75歳以上の運転者の免許証更新時に講習予備検査（認知機能検査）が導入されたことについて、周知徹底を図る。	高齢者ドライバー教室の開催と街頭啓発を行う。	○	○	○
4-1-3-3	交通安全思想の普及推進	まちづくり部	自転車対策事業	自転車対策 (高砂市自転車等の放置の防止に関する条例)	駅周辺環境の向上のため、放置自転車対策を推進する。	放置自転車禁止の啓発活動を行う。 放置自転車の撤去、保管、返還を行う。	○	○	○
4-1-3-3	交通安全思想の普及推進	まちづくり部 福祉部 教育部	子ども自転車ヘルメットの購入補助		自転車乗用中のヘルメット着用を促進し、子どもの頭部保護と転倒時における怪我の軽減を図る。	庁内の関連する部署等で実施方法を検討し具体化する。	○	○	○
4-1-3-4	防犯・交通安全に対する啓発の推進	企画総務部	地域安全対策事業	市民の防犯意識の高揚 (生活安全の推進に関する条例、暴排条例)	地域安全まちづくり活動の推進	・防犯啓発活動 ・出前講座の実施 ・防犯協会への事業補助	○	○	○
4-1-3-4	防犯・交通安全に対する啓発の推進	まちづくり部	交通安全対策事業	交通安全対策 (交通安全対策基本法、第9次高砂市交通安全計画)	高齢者、保育所・幼稚園の園児及び小学校の児童に体験型交通安全教育を実施することにより、市民が基本的なルールやマナーを習得できるように取り組む。	高齢者、保育所・幼稚園の園児及び小学校の児童に体験型交通安全教育を実施する。	○	○	○
4-1-3-6	交通安全施設の整備	まちづくり部	防犯灯等管理事業	防犯灯新設	防犯灯を設置する。	防犯灯新設工事を行う。	○	○	○
4-2-1-1	消費生活相談体制の充実	健康文化部	・消費生活対策事業 ・消費者保護対策事業 ・消費者行政活性化事業	消費者行政 (高砂市消費生活センター設置要綱)	市民の消費生活の安定に資するため、消費者行政の推進を図る。	消費生活相談員による週5日の相談体制を確立し、相談員においても研修等への参加によりスキルアップを図る。	○	○	○
4-2-1-1	消費生活相談体制の充実	健康文化部	・消費者保護対策事業（再掲）	消費者行政 (高砂市消費生活センター設置要綱)	市民の消費生活の安定に資するため、消費者行政の推進を図る。	国民生活センターとのネットワークシステムを活用して、消費者事故等の情報提供をすとともに、ホームページ、広報誌等で情報を発信する。	○	○	○
4-2-1-2	消費者教育の推進	健康文化部	・消費者保護対策事業（再掲） ・消費者行政活性化事業（再掲）	・出前講座 ・インターネット ・トラブル防止 啓発講座	出前講座を実施することで地域における消費者教育の推進を目指す。 低年齢化するネットトラブル被害の未然防止を図る。	各地域において消費者教育を推進するため、消費生活相談員による「出前講座」を実施する。 市内小中学校において、外部講師による啓発講座を実施する。	○	○	○

総合計画項目			実施計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容（主に28年度）	28年度	29年度	30年度
4-2-1-3	消費者保護対策のための各種団体との連携強化	健康文化部	消費者保護対策事業(再掲) 消費者行政活性化事業(再掲)	各種団体間における情報交換及び連携	消費者被害救済のため、消費者団体及び各種団体とのネットワークづくりにより、地域ぐるみで被害防止と救済を図る。	各種団体と連携し、情報交換を図り、被害防止を図る。	○	○	○
4-2-1-4	消費者団体の育成・支援	健康文化部	消費者団体育成事業	・生活科学事業(高砂市生活科学研究事業補助金交付要綱) ・高砂市生活科学合同学習会	消費生活に関する知識の普及と公正な情報の提供を通じ、消費者主権の確立と利益の増進、消費生活の安定と向上を図る。	高砂市消費者協会が実施する「生活科学合同学習会」を開催して、地域ぐるみで消費者被害防止に努める。また、「生活科学研究事業」に補助金を交付する。	○	○	○
4-2-1-5	平和意識の啓発	企画総務部	平和啓発	平和啓発	「核兵器廃絶平和都市宣言」の精神に基づき、核兵器のない平和な社会の実現に向けて、市民とともに恒久平和への啓発を推進し、市民の平和意識の普及と高揚を図る。	・ヒロシマ・ナガサキ原爆写真展を実施する。 ・原爆の日及び終戦記念日にサイレンを鳴らし黙とうを市民にお願いする。 ・各団体による平和行進を支援する。	○	○	○
5-1-1	安全・安心な水の供給	上下水道部	給水管改良事業		公道上に埋設されている鉛給水管の取替えを行います。	公道上に埋設されている鉛給水管の取替えを行う。	○	○	○
5-1-1	安全・安心な水の供給	上下水道部	米新ポンプ場運転管理業務委託		民間委託の推進	米新ポンプ場等工水設備の運転管理業務委託を28年度から3年契約	○	○	○
5-1-1	安全・安心な水の供給	上下水道部	工水設備修繕		老朽設備の整備、更新	対応可能な箇所より修繕を進める。	○	○	○
5-1-1	安全・安心な水の供給	上下水道部			災害対策基本法第2条第1号で規定する地震等の自然現象により生じる被害を受けた事業者への応援	継続して圏域の代表者である兵庫県の補佐に努める。	○	○	○
5-1-1-1	財政基盤の強化	上下水道部			少人数で運営できる人材の育成に努める。	水道事業所連絡会議の質の向上のため、専門的な研修に参加する。	○	○	○
5-1-1-1	財政基盤の強化	上下水道部			事業運営の効率化のため、外部への業務委託を推進する。	水道料金事務民間委託を平成30年度まで継続する。	○	○	○
5-1-1-1	財政基盤の強化	上下水道部	米田水源施設運転管理業務委託		民間委託の推進	浄水設備の運転管理を、職員の減員に合せ28年度から民間委託を拡大し、30年度まで継続する。 時間委託率75%	○	○	○
5-1-1-1	財政基盤の強化	上下水道部			持続可能な事業運営基盤の構築のため、水道料金水準の適正化に努める。	水道料金水準の適正化を検討する。	○	○	○
5-1-1-1	財政基盤の強化	上下水道部			持続可能な事業運営のため広報活動の充実を図る。	広報誌やホームページや検針票を活用して、水道利用者へ情報を提供してきた。今後も、提供する情報とその内容を充実させることを前提に、内容の見直しや事後検証に取り組んでいく。特に、総務省の公表基準に従い平成26年度決算「経営比較分析表」を策定し、経営及び施設の状況を表す経営指標を公表する。	○	○	○
5-1-1-1	財政基盤の強化	上下水道部	発生活泥処分委託		廃棄物の資源化	処分先の多角化、廃棄物資源化及び処理費の軽減を行う。	○	○	○
5-1-1-2	災害に強い水道施設の整備	上下水道部	浄水設備整備		老朽設備の整備、更新	老朽設備の更新を緊急性の高いものから順次実施する。	○	○	○
5-1-1-2	災害に強い水道施設の整備	上下水道部	送配水管更新事業		送配水管の中長期的な更新基本計画策定に基づき、実施設計業務委託を行います。	河川工事等にかかる実施設計を行う。	○	○	—
5-1-1-2	災害に強い水道施設の整備	上下水道部	配水管布設替事業 配水管新設事業 配水管整備事業		・老朽管の更新を行う。 ・新設管の布設を行う。 ・下水道事業と整合を取りながら配水管の整備を行う。	・3箇所の老朽管布設替工事を予定している。 ・沖浜平津線幅幅に伴う新設管の布設を予定している。 ・下水道事業と整合を取りながら配水管の整備を行う。	○	○	○
5-1-1-3	水質監視の信頼性の維持及び強化	上下水道部	水質検査委託 水質検査機器点検委託	(水道法)	安心して飲める水道水の供給	原水水質検査 浄水水質検査 給水栓水質検査	○	○	○
5-1-1-3	水質監視の信頼性の維持及び強化	上下水道部	・バイオアッセイ設備実施設計委託		水源の水質監視強化	バイオアッセイ設置に向けての実施設計業務	○	—	○
5-1-2-1	未処理生活排水量の削減	上下水道部	管渠建設事業	汚水管の新設	下水道普及率の増	汚水面整備工事(小松原地区) 公共ます設置工事 高砂処理区流入渠実施設計委託	○	○	○

総合計画項目			実施計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容（主に28年度）	28年度	29年度	30年度
5-1-2-2	安定したサービスの提供	上下水道部	管渠建設事業 ポンプ場建設事業 終末処理場建設事業	計画的な改築・維持管理	安定したサービスの提供	アセットマネジメントの導入 資産管理システムの導入運営	○	○	○
5-1-2-3	開かれた下水道経営	上下水道部	管渠建設事業 ポンプ場建設事業 終末処理場建設事業	計画的な改築・維持管理	下水道経営状態の公開	公営企業会計の採用 ホームページ等による経営情報の公開	○	○	○
5-1-2-4	下水道施設の老朽化対策	上下水道部	管渠建設事業	老朽管の改築更新	管路の機能維持	人孔蓋更新工事	○	○	○
5-1-2-4	下水道施設の老朽化対策	上下水道部	終末処理場建設事業	浄化センターの更新	浄化センターの機能維持	高砂浄化センター 分流水処理施設実施設計 伊保浄化センター 計装設備工事 汚泥処理施設実施設計	○	○	○
5-1-2-5	被災時のサービス継続	上下水道部		全庁BCP及び下水道BCP	被災時のサービス継続	災害時行動計画の策定 災害時の応援体制の確立	○	○	○
5-1-3	快適で衛生的な生活環境の向上と施設の整備	生活環境部	ごみ収集事業	ごみの収集（廃掃法第6条の2）	直営地区の一般家庭から排出される可燃ごみの収集	直営による一般家庭から排出される可燃ごみ収集運搬業務及び収集車両の維持管理	○	○	○
5-1-3	快適で衛生的な生活環境の向上と施設の整備	生活環境部	ごみ収集車購入事業	ごみの収集（廃掃法第6条の2）	ごみ収集車更新計画に基づき更新し、安全運転・作業に努める。	ハイブリッド車両に更新することにより環境面を考慮	○	○	○
5-1-3	快適で衛生的な生活環境の向上と施設の整備	生活環境部	ごみ収集委託事業	ごみの収集（廃掃法第6条の2）	委託地区の一般家庭から排出される可燃ごみ及び市内全域の粗大・不燃ごみ、空き缶・廃乾電池、空きびん・ペットボトルの収集及び運搬	委託による一般家庭から排出される可燃ごみ、粗大・不燃ごみ、空き缶・廃乾電池、空きびん・ペットボトルの収集及び運搬業務	○	○	○
5-1-3	快適で衛生的な生活環境の向上と施設の整備	生活環境部	ごみ焼却施設運営管理事業	ごみ焼却施設の運営管理（廃掃法第6条の2）	可燃ごみの適正処理と安全・安定稼働による経費の平準化及びごみ処理経費の縮減	一般家庭及び事業所から排出される可燃ごみを処理するための施設の運転及び維持修繕	○	○	○
5-1-3	快適で衛生的な生活環境の向上と施設の整備	生活環境部	し尿収集事業	し尿の収集（廃掃法第6条の2）	水洗化されていない家庭及び事業所のくみ取り便所を直営で収集	水洗化されていない家庭及び事業所のくみ取り便所を直営で収集	○	○	○
5-1-3	快適で衛生的な生活環境の向上と施設の整備	生活環境部	し尿収集車購入事業	し尿の収集（廃掃法第6条の2）	し尿収集車更新計画に基づき更新し、安全運転・作業に努める。	水洗化されていない家庭及び事業所のくみ取り便所を直営で収集	○	○	○
5-1-3	快適で衛生的な生活環境の向上と施設の整備	生活環境部	し尿収集委託事業	し尿の収集（廃掃法第6条の2）	直営地区以外の水洗化されていない家庭及び事業所のくみ取り便所の収集を民間の業者に委託	直営地区以外の水洗化されていない家庭及び事業所のくみ取り便所の収集を民間の業者に委託	○	○	○
5-1-3	快適で衛生的な生活環境の向上と施設の整備	生活環境部	し尿処理施設運営管理事業	し尿処理施設の運営管理（廃掃法第6条の2）	し尿処理施設及びそれに寄与する全ての構造物並びに装置の運転管理	し尿処理施設の運営	○	○	○
5-1-3-1	ごみ減量化・再資源化の推進	生活環境部	ごみ減量化再資源化対策事業	ごみの減量化再資源化の推進（廃掃法第6条）	基本計画等による分別収集や啓発事業を実施し、ごみの減量化再資源化を図る。	・廃棄物減量等推進審議会の開催 ・ごみ処理施設見学によるごみの適正処理の啓発 ・生ごみ水切り啓発の推進 ・コンポスト等の普及啓発 ・ごみ減量化・資源化の街頭啓発 ・ごみ減量化・再資源化啓発ポスター事業 ・使用済小型家電、蛍光管、水銀体温計・血圧計、使い切りライターの拠点回収の開始 ・剪定枝・草の再資源化の開始	○	○	○
5-1-3-1	ごみ減量化・再資源化の推進	生活環境部	ごみ減量化再資源化対策事業	ごみの減量化再資源化の推進（廃掃法第6条）	生ごみの再利用を図るとともに、市民のごみの再利用に対する意識高揚及びごみ減量化を促進する。	電動式生ごみ処理機購入助成金の交付	○	○	○
5-1-3-1	ごみ減量化・再資源化の推進	生活環境部	ごみ減量化再資源化対策事業	ごみの減量化再資源化の推進（廃掃法第6条）	広域ごみ処理施設の建設にかかる美化センター稼働停止に伴い、剪定枝・草等の再資源化によるごみ減量化を図る。	再資源化処理施設に搬入するまでの剪定枝等の一時保管場所として、仮設ストックヤードを建設する。	○	○	○
5-1-3-1	ごみ減量化・再資源化の推進	生活環境部	ごみ減量化再資源化対策事業	各地域のごみ減量化等の推進（廃掃法第5条の8）	地域住民と連携し、ごみの減量化再資源化を図る。	・ごみ減量等推進員連絡会、地区ごみ減量等推進委員会の開催等 ・地区ごみ減量等推進業務の委託	○	○	○
5-1-3-3	資源ごみ集団回収の推進	生活環境部	ごみ減量化再資源化対策事業	ごみの減量化再資源化の推進（廃掃法第6条）	地域におけるごみの資源化を推進する。	資源ごみ集団回収運動奨励金の交付	○	○	○
5-1-3-4	広域ごみ処理施設建設の推進	生活環境部	広域ごみ処理施設整備推進事業	広域ごみ処理の推進（廃掃法、事務委託の規約）	広域ごみ処理施設の整備	生活環境影響調査及び民間事業者の選定	○		

総合計画項目			実施計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容（主に28年度）	28年度	29年度	30年度
5-1-3-4	広域ごみ処理施設建設の推進	生活環境部	広域ごみ処理施設建設事業	広域ごみ処理の推進（廃掃法、事務委託の規約）	広域ごみ処理施設の整備	広域ごみ処理施設の建設工事及び設計施工監理	○	○	○
5-1-3-4	広域ごみ処理施設建設の推進	生活環境部	広域ごみ処理施設周辺道路整備事業	広域ごみ処理の推進（事務委託の規約）	広域ごみ処理施設周辺道路の整備	周辺道路整備実施設計及び支障物件移転補償	○	○	○
5-1-3-5	浄化槽設置費助成の拡充	生活環境部	浄化槽設置整備助成事業	浄化槽設置費補助金（高砂市浄化槽設置費補助金交付要綱）	し尿と生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため浄化槽の設置工事費の一部を補助する。	浄化槽設置費補助金交付事務	○	○	○
5-1-3-6	墓地の整備	生活環境部	公園墓地等管理事業	公園墓地等の管理（霊園管理条例）	公園墓地等の維持管理	・公園墓地の管理運営 ・市有墓地の維持管理	○	○	○
5-1-3-6	墓地の整備	生活環境部	公園墓地等管理事業	公園墓地等の管理（霊園管理条例）	公園墓地の台帳管理の適正化	霊園管理システムの導入	○		
5-1-3-6	墓地の整備	生活環境部	公園墓地等整備事業	公園墓地等の管理（霊園管理条例）	墓地不足の解消を図る	無縁墳の改葬 合葬式無縁墓地の設置		○	
5-1-3-6	墓地の整備	生活環境部			市有墓地の管理の適正化	市有墓地の計画的な台帳整備の推進	○	○	○
5-1-3-6	墓地の整備	生活環境部			墓地行政の適正化	公園墓地のあり方について、検証、検討する。	○	○	○
5-1-3-7	斎場の整備	生活環境部	斎場運営管理事業	斎場維持管理	経年劣化する火葬炉耐火材等の機能回復	火葬炉設備耐火材積替等の修繕	○	○	○
5-1-3-7	斎場の整備	生活環境部	斎場運営管理事業	斎場指定管理（斎場及び葬祭事業に関する条例）	施設の効果的、効率的な管理運営の推進	指定管理者による管理運営	○	○	○
5-1-3-7	斎場の整備	生活環境部	斎場整備事業	斎場施設整備	施設・設備の安定した機能維持の確保	火葬炉動力制御盤改修工事	○		
5-2-1	地域環境の保全	生活環境部	環境保全推進事業	環境保全の推進（環境基本法 環境保全条例）	環境保全の推進のため審議会、協議会を開催する。	年1回の審議会と年2回の環境保全協議会を開催する。	○	○	○
5-2-1	地域環境の保全	生活環境部	環境基本計画策定事業	高砂市環境保全条例第7条	高砂市環境基本計画の見直しをする。（現在の「環境計画」は平成28年度まで）	H28年度高砂市環境基本計画の改定	○		
5-2-1-1	生活の質の向上	生活環境部	公害対策事業	公害対策（高砂市環境保全条例、環境関係法令） 環境保全協定	環境関係法令及び環境保全協定に基づき、工場・事業場に対する規制、調査・指導等を実施する。	工場・事業場への立入調査・指導の実施	○	○	○
5-2-1-1	生活の質の向上	生活環境部	公害対策事業（再掲）	公害対策（環境関係法令）	市、事業者、国、県等で構成される協議会等において、河川汚濁防止等について一体となった取組みを実施する。	協議会等への参画及び協議に基づく活動の実施	○	○	○
5-2-1-1	生活の質の向上	生活環境部	公害対策事業（再掲）	公害対策（PCB特措法） PCB廃棄物の保管等に関する覚書	市、県、事業者とPCB廃棄物の保管等に関する覚書を締結することにより、PCB廃棄物が適正に処理されるよう取り組む。	PCB廃棄物保管事業場におけるPCB廃棄物の処理状況、保管状況の把握	○	○	○
5-2-1-1	生活の質の向上	生活環境部	公害対策事業（再掲）	公害対策（環境基本法 騒音規制法）	大気、水質、騒音、振動等の環境測定を実施し、基準遵守状況の確認を行う。	大気、水質、騒音、振動等の環境測定の実施	○	○	○
5-2-1-1	生活の質の向上	生活環境部	環境衛生事業	生活環境の向上（環境関係法令）	地域と連携し、生活環境の向上を目指す。	専用水道事務、公衆浴場、空地などの環境・保健衛生業務	○	○	○
5-2-1-2	きれいなまちの環境保全活動	まちづくり部	道路維持管理事業	道路維持管理	道路の緑化を推進する。	道路環境の維持管理のための街路樹の剪定や路肩の草刈りを行う。	○	○	○

総合計画項目			実施計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容（主に28年度）	28年度	29年度	30年度
5-2-1-3	環境負荷の低減に配慮した住宅及び日常生活の普及の推進	生活環境部	地球温暖化対策推進事業	地球温暖化対策の推進（地球温暖化対策の推進に関する法律）	地球温暖化対策を推進するための協議会を運営する。	地球温暖化対策地域協議会の開催	○	○	○
5-2-1-3	環境負荷の低減に配慮した住宅及び日常生活の普及の推進	生活環境部	環境保全推進事業	環境保全の推進（地球温暖化対策の推進に関する法律）	環境学習の推進及び夏季のエネルギー削減に役立つ緑のカーテン事業の普及を促進する。	緑のカーテンの普及啓発	○	○	○
5-2-1-3	環境負荷の低減に配慮した住宅及び日常生活の普及の推進	生活環境部	地球温暖化対策推進事業	地球温暖化対策の推進（地球温暖化対策の推進に関する法律）	CO2排出量の削減に寄与する機器の導入を促進する。	家庭用燃料電池システム設置補助金	○	未定	未定
5-2-1-3	環境負荷の低減に配慮した住宅及び日常生活の普及の推進	生活環境部	地球温暖化対策推進事業	地球温暖化対策の推進（地球温暖化対策の推進に関する法律）	多くの市民が参加するイベントとあわせ「環境フェア」を開催し、低炭素社会形成と省エネ啓発を行う。	環境フェアの開催	○	○	○
5-2-1-5	行政資源の活用と行政コストの削減	生活環境部	環境マネジメント推進事業	・エネルギーの使用の合理化等に関する法律 ・地球温暖化対策の推進に関する法律	市庁舎・施設における環境施策への取組	職員を対象とした庁内研修の実施	○	○	○
5-3-1-1	地区計画制度などの活用	まちづくり部	都市計画事務事業（再掲）	市街化調整区域における地区計画の運用基準の策定	市街化調整区域における地区計画の運用基準の策定に向けて取り組む。 参画と協働による市街化調整区域のまちづくりに取り組む。	参画と協働による市街化調整区域のまちづくりに取り組む。	○	○	○
5-3-1-1	地区計画制度などの活用	まちづくり部	明姫南地区まちづくり推進事業	明姫幹線南地区まちづくり協議会	市街化調整区域の土地利用検討を住民参加のもとに実施する。 明姫幹線南地区まちづくり協議会による現況調査、広報誌発行などを行う。 市街化調整区域における地区計画の運用基準の策定に向けて取り組む。	広報誌発行及び運用基準の策定に向けて取り組む。	○	○	○
5-3-1-1	地区計画制度などの活用	まちづくり部	まちづくり推進事業	まちづくり推進条例	計画的な土地利用及び市民の皆様との参画と協働によるまちづくりを推進する。	計画的な土地利用及び市民の皆様との参画と協働によるまちづくりを推進する条例の啓発活動等を行う。	○	○	○
5-3-1-1	地区計画制度などの活用	まちづくり部	都市計画事務事業（再掲）	建築等の行為の届出に対する審査（都市計画法）	既定された地区計画の区域における建築等行為の届出に対する審査を行う。	地区計画制度の普及活動を通じて、関係市町の緊密な連絡調整を図り、魅力あるきめ細かなまちづくりの推進に取り組む。	○	○	○
5-3-1-2	良好な宅地の確保と快適な市営住宅整備の推進	まちづくり部	都市計画事務事業（再掲）	適正な土地利用を誘導する（都市計画法）	次回の用途地域の見直しに向け、建物の建築動向を注視する。	次回の用途地域の見直しに向け、建物の建築動向を注視する。	○	○	○
5-3-1-2	良好な宅地の確保と快適な市営住宅整備の推進	まちづくり部	都市計画事務事業（再掲）	開発指導事務（都市計画法）	開発行為の規制の適正化を図り、良好な都市環境を確保する。	開発指導に要する経費	○	○	○
5-3-1-2	良好な宅地の確保と快適な市営住宅整備の推進	まちづくり部	中筋住宅建設事業	中筋住宅建設（公営住宅法、市営住宅条例）	平成25年3月に策定した市営住宅再生マスタープランに基づき、中筋住宅を建設の推進する。	市営住宅再生マスタープランに基づき、中筋住宅建替工事（債務負担）を実施する。また、移転に伴う補償を行う。	○	○	○
5-3-1-2	良好な宅地の確保と快適な市営住宅整備の推進	まちづくり部	市営住宅整備事業	市営住宅解体（公営住宅法、市営住宅条例）	住宅環境の改善のため、老朽化した木造住宅の解体を進めるとともに、市営住宅跡地の利活用について検討する。	住宅環境の改善のため、天川（15軒）、今市（5軒）、宮前（1軒）米田新（10軒）、北山住宅（5軒）計36軒を解体する。	○	○	○
5-3-1-2	良好な宅地の確保と快適な市営住宅整備の推進	まちづくり部	小松原地区整備事業	都市再生整備計画（小松原地区）に基づく事業の実施	小松原地区の都市再生整備計画に基づく事業を実施する。	土地区画整理事業のための測量・設計・工事を行う土地区画整理組合への補助金を交付する。	○	○	○
5-3-1-3	豊かな住生活の実現	まちづくり部	都市計画事務事業	建物の不燃化促進（都市計画法）	地域住民に対して防災・減災知識の普及及び意識の高揚を図り、参画と協働で生活道路の改良や木造建物の防火性能の向上に努める。	地域住民に対して防災・減災知識の普及及び意識の高揚を図り、参画と協働で生活道路の改良や木造建物の防火性能の向上に努める。	○	○	○
5-3-1-3	豊かな住生活の実現	まちづくり部	空家等対策推進事業	・空家等対策の推進に関する特別措置法 ・高砂市空家等の適正な管理に関する条例	空家等が、生活環境に悪影響を及ぼしており、空家等に関する対策を実施する。	空家等に関する対策の実施に関し必要な事項を得る。	○	○	○
5-3-1-3	豊かな住生活の実現	まちづくり部	都市計画事務事業（再掲）	密集市街地対策	地域住民や土地所有者等とともに、生活道路の改良を含む面整備手法等を検討する。	地域住民や土地所有者等とともに、生活道路の改良を含む面整備手法等を検討する。	○	○	○

総合計画項目			実施計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容（主に28年度）	28年度	29年度	30年度
5-3-1-4	景観の保全・創造の推進	まちづくり部	屋外広告物規制事業	屋外広告物規制	路上違反広告物撤去活動員による違反広告物を撤去する。	違反広告物を撤去する。	○	○	○
5-3-1-4	景観の保全・創造の推進	まちづくり部	景観まちづくり事業	景観の形成等に関する条例	市ホームページ、高砂みなとまちづくり構想推進協議会ホームページ等に景観形成地区の内容を掲載し、PRを図る。	市ホームページ、高砂みなとまちづくり構想推進協議会ホームページ等に景観形成地区の内容を掲載し、PRを図る。	○	○	○
5-3-1-4	景観の保全・創造の推進	まちづくり部	景観まちづくり事業（再掲）	景観の形成等に関する条例	基本構想策定時の調査等で明らかになった歴史的資源の利活用を検討する。高砂景観賞の実施を促進する。	基本構想策定時の調査等で明らかになった歴史的資源の利活用を検討する。	○	○	○
5-3-1-4	景観の保全・創造の推進	まちづくり部	都市計画事務事業（再掲）	屋外広告物規制（屋外広告物条例）	街の美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するために規制を行う。	街の美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するために、是正指導等を行う。	○	○	○
5-3-1-4	臨海部の活性化の推進	まちづくり部	高砂みなとまちづくり推進事業	高砂みなとまちづくり構想	荒井・伊保・曾根地区において歴史資源を活かした景観まちづくりの学習会を行う。歴史的景観形成地区に指定された高砂町にサインを設置する。	歴史的景観形成地区に指定された高砂町にサインを設置する。	○	○	○
5-3-1-5	臨海部の活性化の推進	まちづくり部	高砂みなとまちづくり推進事業（再掲）	高砂みなとまちづくり構想	海側からの玄関口となる施設（例：海の駅）について、既存施設の活用も含めて、高砂みなとまちづくり構想推進協議会などで調査研究を進める。	高砂みなとまちづくり構想推進協議会で調査検討を行う。	○	○	○
5-3-1-7	鉄道駅周辺整備の推進	まちづくり部	都市計画事務事業（再掲）	山陽電鉄高砂駅南側の再整備	山陽電鉄高砂駅南側の再整備について検討する。	高砂駅南地区を考える会による勉強会を開催する。	○	○	○
5-3-1-7	鉄道駅周辺整備の推進	まちづくり部	JR曾根駅周辺整備事業	JR曾根駅周辺整備計画	JR曾根駅南側からのアクセス改善と駅周辺整備を行う。	JR曾根駅周辺整備に係る南北交通の改善のためのエレベーター設置及び駅前広場の基本設計を行う。	○	○	○
5-3-1-7	鉄道駅周辺整備の推進	まちづくり部	JR曾根駅周辺整備事業	JR曾根駅周辺整備計画	JR曾根駅南側の市道整備を行う。	南池・時光寺準幹線道路の用地買収に向け、地権者との協議を行う。	○	○	○
5-3-1-7	鉄道駅周辺整備の推進	まちづくり部	都市計画事務事業（再掲）	宝殿駅附近都市整備協議会	宝殿駅附近都市整備協議会幹事会において再開発等について検討するとともに、国道2号から宝殿駅間の道路整備手法等について加古川市と意見交換を行う。	宝殿駅附近都市整備協議会幹事会において再開発等について検討するとともに、国道2号から宝殿駅間の道路整備手法等について加古川市と意見交換を行う。	○	○	○
5-3-2-2	公共交通網の拡充の推進	まちづくり部	都市計画事務事業（再掲）	JR山陽本線及び山陽電鉄の運行本数の増加など利便性向上	運行本数の増加等について、鉄道事業者に要望する。	山陽本線沿線市町連絡会から西日本旅客鉄道株式会社へ要望書を提出する。	○	○	○
5-3-2-2	公共交通網の拡充の推進	まちづくり部	地方バス等公共交通維持確保対策事業	地方バス等公共交通維持確保対策（高砂市地方バス等公共交通維持確保対策補助金交付要綱）	県と協調して住民にとって必要不可欠なバス路線の維持確保を図るため、民営の乗合バス事業者に予算の範囲内において補助金を交付し、地域住民の福祉の向上を図る。	地方バス等公共交通維持確保対策に要する経費	○	○	○
5-3-2-3	コミュニティバスの利便性の向上	まちづくり部	コミュニティバス運行事業	コミュニティバス運行	公共交通機関を維持する。	じょうとんバス運行に要する経費	○	○	○
5-3-2-3	コミュニティバスの利便性の向上	まちづくり部	高齢者コミバス料金の軽減		高齢者等の外出・移動支援	運転免許証返納者の運賃を50%割引にする。	○	○	○
5-3-2-3	コミュニティバスの利便性の向上	まちづくり部福祉部	高齢者コミバス料金の軽減		高齢者等の外出・移動支援	高齢者の乗車運賃割引	○	○	○
5-3-2-4	幹線道路の整備の推進	まちづくり部	沖浜平津線街路整備事業（小松原工区）	沖浜平津線街路整備（小松原工区）（地方財政法第27条第1項）	都市計画道路沖浜平津線（小松原工区）の早期完成を目指す。	県施行で道路工事を推進するための地元負担金	○	○	○
5-3-2-4	幹線道路の整備の推進	まちづくり部	姫路高砂道路整備促進協議会設立準備事業	姫路高砂道路整備促進協議会設立準備	高砂市と姫路市を連絡する都市計画道路の一体的、計画的な整備を図るため、両市において促進協議会設立に向けて協議を行う。	高砂市と姫路市を連絡する都市計画道路の一体的、計画的な整備を図るため、両市において促進協議会設立に向けて協議を行う。	○	○	○
5-3-2-4	幹線道路の整備の推進	まちづくり部	道路新設改良事業	道路新設改良	今市・生石準幹線道路の整備	塩市工区 取合い道路の整備 中島工区 中島ポンプ場前道路の整備	○	○	○

総合計画項目			実施計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容（主に28年度）	28年度	29年度	30年度
5-3-2-5	生活道路の整備 の推進	まちづくり部	狭あい道路事業	狭あい道路の拡 幅促進	市内に存する狭あい道 路の拡幅を促進し、生 活環境の向上及び安全 安心なまちづくりを行 うため	平成26年4月1日に施行した狭 あい道路整備要綱の適切な運 用と制度の啓発	○	○	○
5-3-2-5	生活道路の整備 の推進	まちづくり部	道路維持管理事 業	舗装修繕	安全な通行の確保	路面性状調査に基づき著しい 損傷のあった鹿島幹線道路及 び阿弥陀環状準幹線の舗装補 修工事を行う。	○	○	○
5-3-2-5	生活道路の整備 の推進	まちづくり部	道路維持管理事 業	一般市道補修計 画	安全な通行の確保	一般市道補修計画に基づき、 舗装補修工事を行う。	○	○	○
5-3-2-5	生活道路の整備 の推進	まちづくり部	道路新設改良事 業	道路新設改良	曽根103号線道路の整備 を行う。	道路拡幅整備工事を行う。	○	○	○
5-3-2-5	生活道路の整備 の推進	まちづくり部	道路新設改良事 業	道路新設改良	曽根31号線道路の整備 を行う。	大蔵神社周辺の道路整備のた めの測量、調査及び設計を行 う。	○	○	○
5-3-2-5	生活道路の整備 の推進	まちづくり部	小松原地区整備 事業	都市再生整備計 画（小松原地 区）に基づく事 業の実施	小松原地区の都市再生 整備計画に基づき道路 整備を実施する。	市道拡幅及び延伸のための設 計、物件補償等を実施する。	○	○	○
5-3-3-1	公園・緑地の維持 管理の推進	まちづくり部	公園等管理事業	委託契約	経年劣化した公園施設 の計画的な修繕を行 う。また、新たに県が 整備した公園の管理を 行う。	経年劣化した公園施設の修繕 を行う。（公園等、あらい浜 風公園、高砂海浜公園、新 たなもとして公共埠頭緑 地、高砂西港みなと公園の管 理を行う。	○	○	○
5-3-3-1	公園・緑地の維持 管理の推進	まちづくり部	公園等管理事業	指定管理者基本 協定書	経年劣化した公園施設 の計画的な修繕を行 う。	経年劣化した公園施設の修繕 を行う。（都市公園、総合運 動公園）	○	○	○
5-3-3-1	公園・緑地の維持 管理の推進	まちづくり部	ちびっこ遊園助 成事業	ちびっこ遊園の 補修等に係る助 成要綱	地元自治会が管理する ちびっこ遊園の効果的 な維持管理を行う。	ちびっこ遊園の適正な維持管 理のため助成を行う。	○	○	○
5-3-3-1	公園・緑地の維持 管理の推進	まちづくり部	環境緑地維持管 理事業	環境緑地維持管 理委託契約	緑地の効果的な維持管 理を行う。	緑地の適正な維持管理を行 う。	○	○	○
5-3-3-2	緑を活かしたま ちづくりの推進	まちづくり部	緑化推進委託事 業	緑化推進委託契 約	緑化を推進する。	結婚、出生を記念して苗木を 無料配布して緑化を推進す る。	○	○	○
5-3-3-2	緑を活かしたま ちづくりの推進	まちづくり部	都市計画事務事 業（再掲）	県民緑税を活用 した県民まちな み緑化事業の申 請に対する事務	都市地域における防災 性の向上や環境改善等 を図るため、県民緑税 を活用した県民まちな み緑化事業の申請に対 する事務（緑化計画の 策定及び推進）を行 う。	都市地域における防災性の向 上や環境改善等を目的とし て、住民が協働して学校、公 園や空き地などで行う緑化の ほか、まとまった面積の緑化 が可能な土地の所有者等が行 う樹木を中心とした緑化に対 して、県の県民まちなみ緑化 事業の申請に対する事務を行 う。	○	○	○
5-3-3-3	新規公園の整備	まちづくり部	小松原地区整備 事業	都市再生整備計 画（小松原地 区）に基づく事 業の実施	小松原地区の都市再生 整備計画に基づき公園 の整備を行う。	小松原地区内の2箇所の公園 整備の設計を行う。	○	○	○
5-3-3-3	新規公園の整備	まちづくり部	子ども広場の設 置	（都市公園等）	良好な生活環境の形成 を図り、住民福利の向 上を図ることを目的と する。	要綱において、市は無償によ り土地を借り受けて設置す る。管理については、地元自 治会等に依頼する。	○	○	○
6-1-1-1	人・農地プラン 作成の促進	生活環境部	人・農地プラン 作成の促進	人・農地プラン 作成の促進	人・農地プラン作成に 向けた取組	集落や地域などが実施する会 合等の場を活用し、人・農地 プラン作成によるメリットや 必要性などを説明	○	○	○
6-1-1-2	担い手の育成	生活環境部	農業振興事業	担い手の育成	担い手の育成に向けた 取組	農産物品評会の開催 県主催の就農希望者向けセミ ナーや相談会への参加 国の農業経営支援策情報の提 供	○	○	○
6-1-1-2	担い手の育成	生活環境部	水田農業構造改 革対策事業	経営所得安定対 策	農業振興に向け生産基 盤を整備し担い手を育 成	経営所得安定対策（米の直接 支払交付金など）の実施 国の施策（支援）などを活用 し6次産業に取り組む農業者 （団体）を支援	○	○	○
6-1-1-3	環境・基盤の整 備	生活環境部	農業振興事業	多面的機能発揮 対策	地域資源の適切な保全 管理を推進 地域の共同活動への支 援	多面的機能支払交付金の交付	○	○	○
6-1-1-3	環境・基盤の整 備	生活環境部	林業事業	有害鳥獣被害対 策	有害鳥獣による農作物 被害防止に向けた取組	集落柵の設置促進 集落での捕獲体制の整備	○	○	○
6-1-1-3	環境・基盤の整 備	（治水対策室）	ため池改修事業	北脇地区ため池 再編整備事業	北脇地区の水路、ため 池を改修する。	県事業で北脇地区ため池再編 整備事業を行う。	○	○	○
6-1-1-3	環境・基盤の整 備	（治水対策室）	用排水路改良事 業	市内用排水路改 良	用排水路を改修する。	用排水路改良及びゲートの改 良工事を行う。	○	○	○

総合計画項目			実施計画(事業)				実施計画(年度)		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容(主に28年度)	28年度	29年度	30年度
6-1-1-3	環境・基盤の整備	(治水対策室)	土地改良施設運営管理事業	鹿島排水機場運営管理	鹿島排水機場の維持管理を行う。	鹿島排水機場の維持管理を行う。(委託)	○	○	○
6-1-1-3	環境・基盤の整備	(治水対策室)	土地改良施設運営管理事業	鹿島排水機場維持修繕	鹿島排水機場の維持管理を行う。	鹿島排水機場の修繕を行う。	○	○	○
6-1-1-3	環境・基盤の整備	(治水対策室)	ため池改修事業(再掲)	北脇地区ため池再編整備事業	北脇地区の水路、ため池を改修する。	県事業で北脇地区ため池再編整備事業を行う。	○		
6-1-1-3	環境・基盤の整備	(治水対策室)	土地改良施設整備事業	水路管理	加古川堰堤固定堰一部陥落に伴う補修を行う。	加古川堰堤固定堰一部陥落に伴う補修経費の負担金。	-	-	-
6-1-1-3	環境・基盤の整備	(治水対策室)	用排水路改良事業(再掲)	市内用排水路改良	水路を改修する。	用排水路改良及びゲートの改良工事を行う。	○	○	○
6-1-1-3	環境・基盤の整備	(治水対策室)	水路管理事業	水路管理	用排水路の維持管理及び整備を行う。	用排水路の維持管理及び整備を行う。(委託)	○	○	○
6-1-1-3	環境・基盤の整備	(治水対策室)	水路管理事業	水路管理	水路を地図に反映し、システムで管理する。	用排水路の維持管理のため水路台帳を作成する。	-	-	-
6-1-1-3	環境・基盤の整備	(治水対策室)	水路管理事業	水路管理	用排水路の維持管理及び整備を行う。	用排水路の維持管理及び整備を行う。(修繕、工事)	○	○	○
6-1-1-3	環境・基盤の整備	(治水対策室)	ため池改修事業	農村地域防災減災事業	阿弥陀地区のため池の健全化を図る。	阿弥陀大池の改修並びに弟池の耐震化の検討を行う。	○	○	○
6-1-1-3	環境・基盤の整備	(治水対策室)	ため池改修事業(再掲)	農村地域防災減災事業	阿弥陀地区のため池の健全化を図る。	阿弥陀大池の改修並びに弟池の耐震化の検討を行う。	○	○	○
6-1-1-4	遊休農地の解消	生活環境部		遊休農地の解消	遊休農地の有効活用に向けた取組	集落営農組織による体験農園・観光農園の開設促進 市民農園開設に向け調査・研究	○	○	○
6-1-1-4	遊休農地の解消	(農業委員会事務局)	農業委員会運営事業	農業委員会運営経費(農業委員会等に関する法律)	農地の利用関係の調整と農地の有効利用を図る。	農地法に基づく申請書、届出書の受理 農地法の普及指導及び違反防止	○	○	○
6-1-1-4	遊休農地の解消	(農業委員会事務局)	地区農業委員会運営事業	地区農業委員会運営活動補助(高砂市地区農業委員会運営活動補助金交付要綱)	農業委員会事務の円滑な運営や地域農業の振興を図る。	農地パトロール 農地法に基づく申請、届出の予備審議	○	○	○
6-1-1-5	地産地消の推進	生活環境部	水田農業構造改革対策事業	地産地消の推進	市内農作物の安定供給を図るため地産地消を推進	生産農家の育成や栽培技術の高度化を推進 市内農産物の学校給食等への提供 市内農作物直売所等での販売支援	○	○	○
6-1-2-1	環境・基盤の整備	生活環境部	豊かな海創生支援事業	漁場環境の整備	海の保全活動の実施	藻場、干潟、浅場等の保全活動の実施	○	○	○
6-1-2-2	水産資源の確保	生活環境部	水産業振興事業	水産資源の確保	種苗の生産、放流事業の実施	クルマエビ、ヒラメ、マコガレイ、ガザミなどの種苗中間育成並びに放流の実施	○	○	○
6-1-2-3	経営の近代化	生活環境部	漁業振興資金融資事業	経営の近代化	経営の近代化に対する支援の実施	漁業近代化資金融資の斡旋と利子補給の実施	○	○	○
6-1-2-3	経営の近代化	生活環境部		漁業協同組合の経営基盤の強化	流通機構の整備、観光漁業の調査研究の実施	流通機構の整備の調査研究や観光漁業の調査研究を実施	○	○	○
6-1-2-4	担い手の育成	生活環境部	水産業振興事業	漁業協同組合の経営基盤の強化担い手の育成	漁業経営の基盤強化と漁業者福祉の充実	漁船共済保険事業の補助、流通機構の整備の調査研究、観光漁業の調査研究の実施	○	○	○
6-1-3-1	地域を担う中小企業の応援	生活環境部	中小企業融資事業	中小企業の振興と健全な発展(高砂市中小企業特別融資制度指置要綱)	中小企業者に対する資金の円滑化を推進	毎月広報たかさごに、融資相談の記事を掲載し、商工会議所と連携を図り、市内中小企業事業者者に融資斡旋を実施	○	○	○
6-1-3-1	地域を担う中小企業の応援	生活環境部	商工業振興事業	地域商業振興	県、会議所と連携し、事業所状況を把握し、育成支援	県民局・会議所と連携した講演会事業等に協力	○	○	○
6-1-3-2	企業・事業所誘致の推進	生活環境部	商工業振興事業	企業誘致(高砂市企業立地促進条例)	高砂臨海地区の工業跡地に、先進技術活用ものづくり産業とその関連産業を誘致し、基幹産業として育成	企業誘致に向け土地所有企業や関係機関に要望 先進技術活用ものづくり産業及び関連産業に対し奨励金を交付 指定地区の拡大や指定業種の見直しを実施	○	○	○
6-1-3-2	企業・事業所誘致の推進	生活環境部		企業誘致(高砂市企業立地促進条例)	企業誘致を促進できるような条件の確立	社会環境の変化に応じた立地支援策の新設・拡充等の検討	○	○	○

総合計画項目			実施計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容（主に28年度）	28年度	29年度	30年度
6-1-3-2	企業・事業所誘致の推進	生活環境部		企業誘致（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律）	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく新たな基本計画の推進	基本計画進捗管理に基づく調査実施	○	○	○
6-1-3-3	地域イノベーション創出支援	生活環境部	地場産業創造事業	地場産業創造	新たな地場産業の育成	松右衛門帆布の織職人人材育成事業を支援	○	○	○
6-1-3-3	地域イノベーション創出支援	生活環境部			退職者等の人材活用や技術をいかせる制度の構築と推進	承継するための制度についての検討	○	○	○
6-1-3-4	企業設備投資等への支援	生活環境部		本社機能移転・拡充への支援	本社機能を移転・拡充する企業に対する支援	市外から本社機能を移転・拡充する企業に対する支援策を創設	○	○	○
6-1-4-1	市内消費の活性化	生活環境部		商業の活性化	市内消費活性化事業の実施を推進	商業活性化調整会議を定期的に開催するとともに商業活性化基本計画に基づく施策の推進	○	○	○
6-1-4-1	市内消費の活性化	生活環境部		商業の活性化	高砂商工会議所等商業団体や商店街と連携し、商店街活性化事業活用の研究、研修等を実施	商業活性化調整会議を定期的に開催し、商業の活性化に向けた研究・協議を実施	○	○	○
6-1-4-1	市内消費の活性化	生活環境部	商工業振興事業	商工業等の振興	国・県等の融資制度を活用し、空き店舗対策など商業の活性化に向けたソフト事業を民間と協力しながら推進	商工会議所と連携し、商業振興発展についての商業活性化調整会議を定期的に実施し、事業の実施についても検討	○	○	○
6-1-4-2	空き店舗の活用	生活環境部		空き家・空き店舗の有効活用	国・県等の融資制度を活用し、空き店舗対策など商業の活性化に向けたソフト事業を民間と協力しながら推進	空き家バンク制度を運営し、空き家・空き店舗の有効活用を推進	○	○	○
6-1-4-3	商業環境の整備	生活環境部		商業環境の整備	地域の特性を考えた商業環境の整備を検討	商業活性化基本計画の推進	○	○	○
6-1-4-4	創業（起業）支援	生活環境部	中小企業融資事業	創業（起業）支援	商工会議所や金融機関と連携し、市内で創業（起業）する事業者を支援	創業者向けの融資制度を補完する保証料補助や利子補給制度などを創設	○	○	○
6-1-4-5	地域ブランドの育成と情報発信	生活環境部		地域ブランド商品開発の促進	地域ブランド商品の開発と普及、啓発を進めていくことにより地元商業の活性化を促進	観光協会や高砂物産協会と連携し、地域ブランド商品の開発や販路開拓を支援	○	○	○
6-1-4-5	地域ブランドの育成と情報発信	生活環境部	地域産品開発・販路開拓支援事業	たかさご未来寄附金記念品の贈呈	寄附者に対して感謝の意を表するとともに、高砂ブランド商品を広めることを目的とする。	1万円以上の寄附者に対し、お礼の品として高砂ブランド商品を贈呈する。	○	○	○
6-1-4-6	6次産業化への取組支援	生活環境部		6次産業化への取組支援	農工商連携に向けての取組	6次産業化に取り組む事業者へ国・県の支援事業の情報を提供	○	○	○
6-2-1-1	就労支援の充実	生活環境部	勤労者労働対策事業	雇用の確保	就労情報・市内企業情報の提供	「おしごとステーションたかさご」を運用し、就労支援を実施（就労希望者に市内企業の求人情報の提供）	○	○	○
6-2-1-2	労働者福祉の充実	生活環境部	勤労者労働対策事業（再掲）	労働者福祉事業の推進	労働者福祉の充実	労働者福祉事業の推進、商工会議所・民商・県土協会と協力し市内商店、中小企業の健康診断の実施	○	○	○
6-2-1-2	労働者福祉の充実	生活環境部	（一財）高砂市勤労福祉財団運営補助事業（再掲）	労働者福祉の充実（一般財団法人 高砂市勤労福祉財団事業等補助金交付要綱）	労働者福祉の充実	（一財）高砂市勤労福祉財団の運営補助	○	○	○
6-2-1-2	労働者福祉の充実	生活環境部	研修施設運営管理事業	勤労者総合福祉センターの運営管理（高砂市勤労者総合福祉センター条例）	労働者福祉の充実	研修施設の運営管理	○	○	○
6-2-1-2	労働者福祉の充実	生活環境部	勤労者労働対策事業	労働者福祉事業の推進	労働者福祉の充実	勤労者と家族を対象にしたスポーツ観戦ツアー、勤労者を対象にしたスポーツ大会、文化講演会等の実施	○	○	○
6-2-1-3	様々な形態の就労支援	生活環境部	シルバー人材センター運営事業	高齢者の就業機会の増大と福祉の増進（高齢者等の雇用の安定等に関する法律）	様々な形態の就労支援事業の検討	シルバー人材センターの運営補助	○	○	○
6-2-1-4	労働環境の整備	生活環境部	勤労者労働対策事業	労働対策事業の情報提供	広報活動や調査活動を実施	労働に関する国や県の事業を周知	○	○	○
6-2-1-4	労働環境の整備	生活環境部	勤労者住宅資金融資事業	労働者環境の向上	労働者の生活環境の改善	2市2町での勤労者住宅資金融資制度の見直しを実施	○	○	○

総合計画項目			実施計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容（主に28年度）	28年度	29年度	30年度
6-2-1-5	就労・労働相談の充実	生活環境部	(一財)高砂市勤労福祉財団運営補助事業	勤労者福祉の充実(一般財団法人 高砂市勤労福祉財団事業等補助金交付要綱)	就労・労働相談体制の充実	(一財)高砂市勤労福祉財団など関係団体と連携し就労・労働に関する相談に対応できる体制づくりを検討	○	○	○
6-3-1-1	地域資源の発掘と活用	生活環境部	観光振興事業(再掲)	観光資源の開発	観光資源の開発とPR	観光協会と連携し、市内の観光情報を市内外に向けて発信	○	○	○
6-3-1-1	地域資源の発掘と活用	生活環境部	観光振興事業(再掲)	新たな観光事業の推進	新たな観光資源の発掘と創出により、地域性、地元資源をいかした観光・レクリエーション拠点の整備・充実	観光協会と連携し、日本三奇をプロモーションする事業を実施	○	○	○
6-3-1-2	観光拠点の整備検討	生活環境部	観光振興事業(再掲)	観光活性化、地域振興	観光施設の整備	観光情報誌の発行を支援し、市外の「道の駅」や公共施設等に設置	○	○	○
6-3-1-2	観光拠点の整備検討	まちづくり部 生活環境部	「道の駅」の構想		休憩機能、情報発信機能、地域の連携機能という三つの機能を有した「人・もの」の流れの活性化	庁内の関連する部署等で「道の駅構想」を具体化する。	○	○	○
6-3-1-3	市の魅力の発信	生活環境部		地域ブランド化と情報発信	まちの魅力を再発掘、再発見し、まち全体のブランド化。 新しい事業プロモーション等による積極的な情報発信	高砂市フィルムコミッションと連携し高砂市のCM等を活用し、SNSなどを通じて発信。各種団体等と連携し、市の魅力を発信するイベント等を実施	○	○	○
6-3-1-4	歴史文化を活かしたまちづくり	生活環境部		観光活性化、地域振興	観光資源の整備	たかさご万灯祭などのイベント開催を支援し、まちなみ等の魅力を発信	○	○	○
6-3-1-4	歴史文化を活かしたまちづくり	生活環境部	観光振興事業(再掲)	観光活性化、地域振興	観光ルートの設定	東播磨ツーリズム協議会並びに観光協会と連携し、誘客事業(観光ルート設定等)について協議	○	○	○
6-3-1-4	歴史文化をいかしたまちづくり	教育部	文化財の保存活用(工業即今津町周辺整備、入江家保存基本計画、地域のふるさと文化財等)	指定文化財の保護(文化財保護法)(兵庫県文化財保護条例)(高砂市文化財保護条例)	かけがえのない文化財を活用しながら、歴史文化を活かしたまちづくりを推進する。	文化財建造物の整備・公開などをつうじて、魅力ある高砂市の歴史文化を市内外へ発信する。	○	○	○
6-3-1-5	交流拠点の形成・広域観光の推進	生活環境部	観光振興事業(再掲)	観光活性化、地域振興	周遊型観光事業の検討とツーリズム事業の開発	東播磨ツーリズム協議会や観光協会と連携し、各種イベントの実施を検討	○	○	○
6-3-1-5	交流拠点の形成・広域観光の推進	生活環境部		交流拠点の形成	新たな観光資源の発掘と創出により、地域性、地元資源をいかした観光・レクリエーション拠点の整備・充実	高砂駅前観光案内所「ちちり」の運営を支援	○	○	○
6-3-1-6	ビューローの設置・イベント開催支援	生活環境部		観光事業の推進	プライタル都市高砂の新たな展開を検討	高砂商工会議所青年部及び高砂市観光協会が実施する婚活イベントを支援	○	○	○
7-1-1-1	行政経営の効率化	企画総務部	行政経営事業	総合政策に関する条例	財政計画、行政改革、定員適正化、人材育成等を相互に整合させ、連携を図り、トータルとして機能するように行政経営プランを策定する。	行政経営プランを策定する。	○	○	○
7-1-1-1	行政経営の効率化	企画総務部	人事管理事務事業	人事管理(定員適正化計画)	定員管理の推進と適材適所の人事配置を推進する。	職員採用試験、任用試験、昇任試験を実施する。	○	○	○
7-1-1-1	行政経営の効率化	財務部	契約事務事業	契約に係る事務(高砂市契約規則)	契約事務及び入札参加資格審査申請事務を行う。	契約事務及び入札参加資格審査申請事務を行う。	○	○	○
7-1-1-1	行政経営の効率化	財務部	用品管理事業	用品購入等に係る事務	全庁的な共通印刷物を購入するとともに管理する。	全庁的な共通印刷物を購入するとともに管理する。	○	○	○
7-1-1-1	行政経営の効率化	財務部	用地事務事業	用地取得事務(高砂市公有財産規則)	県用地対策連絡協議会との連絡等を主として、他部局との用地取得に係る事務の連携を行う。	県用地対策連絡協議会との連絡等を主として、他部局との用地取得に係る事務の連携を行う。	○	○	○
7-1-1-1	行政経営の効率化	財務部	公有財産管理事業	公有財産の管理(高砂市公有財産規則)	全庁的な公有財産の数値等を把握するとともに、所管する普通財産の維持管理を行う。	全庁的な公有財産の数値等を把握するとともに、所管する普通財産の維持管理を行う。	○	○	○
7-1-1-1	行政経営の効率化	財務部	庁用自動車管理事業	公用自動車の管理(公用自動車管理規程)	全庁的な公用車の統括的な事務を執行するとともに、管理公用車9台の維持管理を行う。	全庁的な公用車の統括的な事務を執行するとともに、管理公用車9台の維持管理を行う。	○	○	○

総合計画項目			実施計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容（主に28年度）	28年度	29年度	30年度
7-1-1-1	行政経営の効率化	財務部	税務事務事業	税務事務	税務行政を円滑に推進する。	税務行政を円滑に推進する。	○	○	○
7-1-1-1	行政経営の効率化	財務部	市税賦課徴収事務事業	徴収事務	市税の徴収率の向上、滞納整理の取組み強化など歳入の確保に努める。	市税徴収率の向上を図る。	○	○	○
7-1-1-1	行政経営の効率化	財務部	自動車購入事業	自動車購入	年次購入計画に沿って、管理公用車2台を購入する。	年次購入計画に沿って、管理公用車2台を購入する。	○	—	○
7-1-1-1	行政経営の効率化	財務部	債権管理事務事業	徴収事務	市債権未済額の縮減に向けて債権管理担当課長会議の運営並びに担当職員の研修を行う。	市債権未済額の縮減を図る。	○	○	○
7-1-1-1	行政経営の効率化	財務部	市税徴収事務事業	徴収事務	市税の徴収率の向上、滞納整理の取組み強化など歳入の確保に努める。	市税徴収率の向上を図る。	○	○	○
7-1-1-1	行政運営の効率化	福祉部	幼稚園運営管理事業	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	各幼稚園の運営管理を行う。	各幼稚園の運営管理を行う経費	○	○	○
7-1-1-1	行政運営の効率化	教育部	教育委員会事務局管理事務事業	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育委員会事務局を運営する。	教育委員会事務局を運営するための経費	○	○	○
7-1-1-1	行政運営の効率化	教育部	小学校運営管理事業	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	各小学校の運営管理を行う。	各小学校の運営管理に要する経費	○	○	○
7-1-1-1	行政運営の効率化	教育部	中学校運営管理事業	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	各中学校の運営管理を行う。	各中学校の運営管理に要する経費	○	○	○
7-1-1-2	持続可能な財政運営	財務部	財政管理事務事業	新地方公会計に係る事務	統一的な基準による新地方公会計制度の整備に取り組む。	統一的な基準による新地方公会計システムを導入する。	○	○	○
7-1-1-3	公共施設等総合管理計画の推進	企画総務部	公共施設等総合管理計画策定事業	公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（総務省）	公共施設等（インフラを含む）について、施設の現況を把握し、最適な配置と有効活用及び今後の財政負担の軽減・平準化を図る。	平成27年度から28年度にかけて、公共施設等総合管理計画を策定し、併せて、固定資産台帳を整備する。	○	○	○
7-1-1-4	職員の意識改革と組織の活性化	企画総務部	人事評価	人事評価（地公法第40条第1項、勤務評定に関する規則）	活力と組織力の向上を図るため、人事評価制度を適切に運用する。	人事評価制度、勤務評定を実施する。	○	○	○
7-1-1-4	職員の意識改革と組織の活性化	企画総務部	職員研修事業	人材育成（地公法第39条第1項）	政策形成能力、業務遂行能力を高め、柔軟な発想で事業を企画推進できる職員を育成する。	基本、特別・専門、派遣研修を実施する。	○	○	○
7-1-1-4	職員の意識改革と組織の活性化	企画総務部	組織の見直し		地方創生総合戦略・第4次総合計画後期基本計画を確実に実施できる組織体制を整備する。	実効性が伴う、簡素で効率的な組織、体制の見直しを検討する。	○	○	○
7-1-1-5	事務事業の見直しと民間委託	企画総務部	事務事業の見直し		事務の民間委託や内部事務の見直しを推進し、高い行政サービスの提供に努める。	正規職員をコア業務への集中化を図るとともに、事務事業を見直し、業務をアウトソーシングする。	○	○	○
7-1-1-5	事務事業の見直しと民間委託	企画総務部	社会保障・税番号制度システム整備事業	社会保障・税番号制度システムにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	社会保障と税番号制度の円滑な施行のため、対応するシステムの整備を図る。	社会保障・税番号制度の今後の施行に備え、基幹システムと中間サーバー・情報提供ネットワークとの総合運用テストを実施し、番号法に基づく情報提供・情報照会が速やかにかつ確実に実行できるよう整備を行う。	○		
7-1-1-5	事務事業の見直しと民間委託	健康文化部	市民サービスコーナー運営管理事業	市民サービスコーナー及び市民コーナー運営	市民サービスの向上	住民票、税等証明書交付各種申請、届出の受付本庁業務の受付連絡水道開閉検届出の受付地域の相談受付と助言	○	○	○
7-1-1-5	事務事業の見直しと民間委託	健康文化部	戸籍住民基本台帳事務印鑑登録事務（再掲）	戸籍・住民基本台帳事務印鑑登録事務（戸籍法）（住民基本台帳法）（印鑑条例）	市民サービスの向上	住民票、戸籍謄抄本、印鑑登録証明書等交付住民異動届、戸籍届出書の受付及び記載処理印鑑登録申請の受付及び処理住民基本台帳ネットワーク電子証明書の発行及び交付電子申請	○	○	○
7-1-1-6	行政情報提供の充実	企画総務部	文書・法制事務事業（文書管理経費）	文書管理（高砂市文書取扱規程）	ファイリングシステムの活用により公文書の適正な保管に努め、文書検索を容易にし、情報公開を推進する。	・ファイリングシステム一般研修会を実施する。 ・ファイリングシステム維持管理点検を実施する。 ・点検後の改善指導及び助言を行う。	○	○	○
7-1-1-6	行政情報提供の充実	企画総務部	広報広聴事業	情報公開（高砂市情報公開条例）	市民との情報の格差を是正するため、行政情報を積極的に公表・公開します。	市民との情報の格差を是正するため、行政情報を積極的に公表・公開します。	○	○	○
7-1-1-6	行政情報提供の充実	企画総務部	広報広聴事業	個人情報の保護（高砂市個人情報保護条例）	個人情報の流失によって市民の権利や利益が侵害されないよう、個人情報の取得や管理を適正に行う。	マイナンバー制度の導入に伴い、これまでの個人情報保護に加え、特定個人情報について、より厳密な管理を行う。	○	○	○

総合計画項目			実施計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容（主に28年度）	28年度	29年度	30年度
7-1-1-7	新庁舎構想の推進	企画総務部	新庁舎の建設	庁舎整備	市民にとって利便性が高く、また多様化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応できるような新庁舎建設を推進する。	新庁舎建設の推進のため、庁舎建設基金の積立を実施する。	○	○	○
7-2-1-1	兵庫県との連携	まちづくり部	沖浜平津線街路整備事業（小松原工区）	沖浜平津線街路整備（小松原工区） （地方財政法第27条第1項）	都市計画道路沖浜平津線（小松原工区）の早期完成を目指す。	県施行で道路工事を推進するための地元負担金	○		
7-2-1-2	播磨圏域連携中枢都市圏構想による連携	企画総務部		効率的で効果的な広域行政の展開（播磨圏域連携中枢都市圏形成連携協約）	播磨圏域の経済を活性化し、魅力を高めるとともに、住民が安心して快適に暮らすことのできる圏域を形成するため、姫路市と役割を分担して播磨圏域における連携中枢都市圏構想を推進する。	姫路市との連携協約に基づき、都市圏ビジョンにおける具体的な事業の推進を図るとともに、事業の進捗管理を行う。	○	○	○
7-2-1-3	東播磨海広域行政協議会による連携	企画総務部	企画事務事業（広域協議会）	効率的で効果的な広域行政の展開（東播磨海広域行政協議会規約）	東播磨海広域市町村圏の振興整備に関する総合的な計画の策定及びこれに基づく施策の実施を促進することにより、市町が当面する諸問題を解決し、住民福祉の向上を図る。	広域行政サービスの向上、圏域内の文化・スポーツ振興、広域観光などの様々な議題について協議を行い、事業を実施する。	○	○	○
7-2-1-4	その他広域的な取組	企画総務部	企画事務事業（広域協議会）	効率的で効果的な広域行政の展開	広域的な視点から市町の枠組みを超えた様々な課題に柔軟に対応していく。	播磨広域連携協議会等において、観光、防災、環境などの様々な議題について協議を行い、事業を実施する。	○	○	○
7-2-2-1	ホームページの充実	企画総務部	広報広聴事業	ホームページの充実	情報量が多く即時性があるホームページを充実し、市内外に情報を発信する。	コンテンツの充実を図るとともに、新規施策、制度について、より詳しくタイムリーに情報を更新し発信する。	○	○	○
7-2-2-2	電子申請システムの利用拡大	企画総務部	電子自治体推進事業	情報施策による市民サービス	電子申請事務手続の拡充、利用促進を図る。	電子申請事務手続の拡充、利用促進のため市民への周知、手続の掘り起しを行う。	○	○	○
7-2-2-3	施設予約システムの充実	企画総務部	情報施策による市民サービス	情報施策による市民サービス	施設予約システムの利便性の向上及び公共施設の利用促進を図る。	施設予約システムの利便性向上のため、適切な管理・運用を行う。	○	○	○
7-2-2-4	図書館システムによる利用促進	教育部	図書館運営管理事業（再掲）	図書館運営管理経費	新図書館において、業務の効率性、利用者の利便性を図るため、図書館システムを運用する。	新図書館において、蔵書検索や予約、利用状況照会などができる図書館システムを借り上げる。また、講演会を実施し播磨及び高砂の歴史文化の振興啓発を行う。	○	○	○
7-2-2-5	地域情報化の推進	企画総務部	行政情報化の推進	行政情報化の推進	統合型地理情報システムの整備を図る。	統合型地理情報システムの導入を検討する。	○	○	○
7-2-2-5	地域情報化の推進	企画総務部			ビッグデータの活用方針の検討を行う。	RESASや統計情報などの分析を行うための自治体シンクタンクの研究を行う。	○		
7-2-2-5	地域情報化の推進	企画総務部			マイナンバー制度の効果的、効率的な運用を行う。	平成29年1月からのマイナンバーの円滑な導入準備を進めるとともに、マイナンバー制度を活用した効率化の検討を行う。	○	○	○
7-2-2-5	地域情報化の推進	健康文化部	戸籍住民基本台帳事務事業	住民基本台帳事務（住民基本台帳法） （行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令）	市民サービスの向上	個人番号通知カード、個人番号カードの発行及び交付	○	○	○
7-2-2-5	地域情報化の推進	健康文化部	戸籍住民基本台帳事務事業	戸籍・住民基本台帳事務 印鑑登録事務 税務事務（戸籍法） （住民基本台帳法） （印鑑条例） （地方税法）	市民サービスの向上	コンビニ交付	○	○	○